

I 風水害対策編

第1章 総 則

第1節 計画の目的等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、鹿児島市の地域にかかる防災に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とする。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは難しいことから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、様々な対策を組み合わせるものとする。

2 計画の概要

鹿児島市地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等に係る「風水害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」、震災に係る「震災対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、原子力災害に係る「原子力災害対策編」から構成されるが、本計画は、このうち「風水害対策編」である。

なお、本計画の構成は次のとおりとする。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧

3 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び災害救助法（昭和22年法律第118号）、その他の法令に特別な定めがあるものについては、当該法などの定めるところにより、その業務を処理するものとする。

4 計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え修正するとともに、随時必要と認める理由が生じたときは、その都度速やかに修正するものとする。

5 計画の周知

この計画は、防災関係機関の職員に周知を図るとともに、計画のうち必要な事項については、災害対策基本法第42条第5項に定める公表のほか、市民に周知を図るものとする。

6 計画の運用・習熟

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に、適切な運用ができるようにしておくものとする。

第2節 防災関係機関の業務の大綱

1 鹿児島市

災害対策本部の所掌事務による。

2 鹿児島県

- (1) 鹿児島県防災会議に係る事務
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護
- (6) 被災した県管理施設の応急対策
- (7) 災害時の文教、保健衛生対策
- (8) 災害対策要員の供給、あっせん
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策
- (11) 被災施設の復旧
- (12) 市町村が処理する災害事務又は事業の指導、指示、あっせん等
- (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力

3 指定地方行政機関

- (1) 九州財務局鹿児島財務事務所
 - ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示
 - ② 公共事業等被災施設査定の手配
 - ③ 地方公共団体に対する災害融資
 - ④ 提供可能な国有財産の情報提供に関する事。
 - ⑤ その他防災に関し鹿児島財務事務所の所掌すべき事。
- (2) 九州地方整備局鹿児島国道事務所
 - ① 直轄国道の維持改修
 - ② 災害時における交通輸送の確保
 - ③ その他防災に関し鹿児島国道事務所の所掌すべき事。
- (3) 九州地方整備局大隅河川国道事務所
 - ① 桜島の砂防工事
 - ② 直轄国道の維持改修

- ③ 災害時における交通輸送の確保
- ④ その他防災に関し大隅河川国道事務所の所掌すべきこと。
- (4) 九州森林管理局鹿児島森林管理署
 - ① 国有林野等の治山事業の実施及び施設等の防災管理
 - ② 保安林、保安施設等の保全
 - ③ その他防災に関し鹿児島森林管理署の所掌すべきこと。
- (5) 九州農政局
 - ① 応急用食料の調達・供給対策に関すること。
 - ② 主要食料の安定供給対策に関すること。
 - ③ 農林水産業に関する被害状況等の収集
 - ④ その他防災に関し九州農政局の所掌すべきこと。
- (6) 九州運輸局鹿児島運輸支局
 - ① 自動車運送事業者に対する輸送の協力要請
 - ② 船舶運航事業者に対する海上における物資及び旅客の輸送の協力要請
 - ③ 被災者、救済用物資等の輸送調整
 - ④ 港湾運送事業者に対する港湾荷役の確保の協力要請
 - ⑤ 船舶運航事業者に対する航海命令
 - ⑥ 港湾運送事業者に対する公益命令
 - ⑦ その他防災に関し鹿児島運輸支局の所掌すべきこと。
- (7) 鹿児島地方気象台
 - ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。
 - ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
- (8) 鹿児島海上保安部
 - ① 海上防災訓練及び海上防災指導の実施
 - ② 警報等の伝達
 - ③ 情報の収集
 - ④ 海難救助等
 - ⑤ 排出油の防除
 - ⑥ 海上交通安全の確保
 - ⑦ 治安の維持
 - ⑧ 危険物の保安措置
 - ⑨ 緊急輸送
 - ⑩ 物資の無償貸付又は譲与
 - ⑪ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
 - ⑫ 警戒区域の設定
 - ⑬ その他防災に関し鹿児島海上保安部の所掌すべきこと。

(9) 厚生労働省鹿児島労働局

- ① 事業場における労働災害の防止
- ② その他防災に関し鹿児島労働局の所掌すべきこと。

4 自衛隊

(1) 自衛隊鹿児島地方協力本部

- ① 災害時における人命、財産の救援及び応急復旧活動支援に関する連絡調整

(2) 陸上自衛隊第12普通科連隊

- ① 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療防疫給水等のほか災害通信の支援
- ② その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

5 指定公共機関

(1) 鹿児島中央・鹿児島東・鹿児島南・鹿児島西郵便局ほか市内104の郵便局

- ① 災害時における郵政事業の業務運行確保
- ② 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - エ 被災者の援護を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除
 - オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
 - カ 簡易保険福祉事業団に対する災害援護活動の要請
 - キ 臨時郵便差出箱の避難場所等への設置
- ③ 使用管理する施設及び用地を、避難場所、物資集積場所等として開放すること。
- ④ 運搬に供する車両等を応急対策に使用すること。
- ⑤ 被災者の避難先及び被災状況に関する情報を提供すること。
- ⑥ その他防災に関し郵便局の所掌すべきこと。

(2) 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社及び日本貨物鉄道株式会社鹿児島営業所

- ① 鉄道施設等の防災、保全
- ② 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力
- ③ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力

(3) N T T 西日本鹿児島支店

- ① 通信設備の防災対策
- ② 災害時の通信確保対策
- ③ 被災設備の応急復旧対策

(4) 日本銀行鹿児島支店

- ① 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - ア 通貨の円滑な供給の確保
 - イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - ウ 通貨及び金融の調節

- ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ア 決済システムの安定的な運行に係る措置
 - イ 資金の貸付け
- ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- ⑤ 各種措置に関する広報
- ⑥ その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策
- (5) 日本赤十字社鹿児島県支部
 - ① 災害時における医療救護等に関すること。
 - ② 災害時におけるこころのケアに関すること。
 - ③ 救援物資の備蓄と配分に関すること。
 - ④ 災害時の血液製剤の供給に関すること。
 - ⑤ 義援金の受付に関すること。
 - ⑥ 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。
 - ⑦ 災害時の外国人の安否調査に関すること。
- (6) 日本放送協会鹿児島放送局
 - ① 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報
 - ② 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力
- (7) 西日本高速道路（株）九州支社鹿児島高速道路事務所
 - ① 西日本高速道路（株）の管理する道路等の整備・改修
- (8) 日本通運株式会社鹿児島支店
 - ① 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送協力
- (9) 九州電力送配電株式会社鹿児島配電事業所
 - ① 電力施設の整備と防災管理
 - ② 災害時における電力供給確保
 - ③ 被災施設の応急対策と災害復旧

6 指定地方公共機関

- (1) 株式会社南日本放送
- (2) 鹿児島テレビ放送株式会社
- (3) 株式会社鹿児島放送
- (4) 株式会社鹿児島読売テレビ
- (5) 株式会社エフエム鹿児島
- (6) 鹿児島シティエフエム株式会社
 - ① 気象予・警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報
 - ② 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力
- (7) 日本ガス株式会社
 - ① ガス施設の整備と防災管理
 - ② 災害時におけるガス供給確保

- ③ 被災施設の応急対策と災害復旧
 - (8) 公益社団法人鹿児島市医師会
 - ① 災害等の発生時における医師会会員の相互連絡調整及び救急医療の確保
 - (9) 公益社団法人鹿児島市歯科医師会
 - ① 災害等の発生時における歯科医師会会員の相互連絡調整及び救急医療の確保
- 7 その他（自主防災組織及び町内会等住民組織）
- ① 近隣互助精神に基づく自主防災活動
 - ② 防災知識の普及と訓練の実施
 - ③ 災害時における情報の収集及び伝達、避難者の誘導及び救出救護
 - ④ 火災発生時における初期消火活動

第3節 市民及び事業所の基本的責務

1 市民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

市民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・県等防災関係機関が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市及び県と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、市、県及びその他の行政機関と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第4節 市の地域特性及び災害特性

本節では、市の位置、地形・地質特性及び社会条件並びに豪雨・台風等の災害履歴及び災害特性を示す。

1 市の位置

本市は、わが国の南西部・九州の南端に位置する鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、北は薩摩川内市、姶良市と、西は日置市、南は南さつま市、南九州市、指宿市と、東は垂水市と接しており、鹿児島湾を隔てた桜島を含む東西約 33km、南北約 51km、面積約 547 km²の都市である。

2 市の地形・地質

本市の市街地は、鹿児島湾に流入している甲突川、永田川などの中小河川により形成された小平野部にあり、その周辺は、海拔 100m から 300m のシラス台地と呼ばれる丘陵地帯となっている。また、本市のシンボルとして知られ、現在日本で最も活動的な火山である桜島（標高 1,117m）は、市街地から鹿児島湾を隔てた約 4km の対岸に位置している。本市の地質は、南部に中生代白亜紀の川辺層群からなる山体を一部含むが、大部分は更新世後期の火砕流堆積物からなる、いわゆるシラス台地で占められている。シラス台地は河川によって開析され、河川沿いと中部～南部の海岸地帯には沖積平野が広がっている。

桜島は、東西 12.2km、南北 9.5km の楕円形をしており、最高峰は北岳（1,117m）で、南岳は北岳の中腹に生じた新しい成層火山であり、昭和火口は、その南岳山頂A火口の東南東に位置している。また、山ろくには多くの側火山があり、そのうち春田山、湯之平、フリハタ山、引ノ平などは溶岩円頂丘であり、鍋山は軽石丘、袴腰の台地は基盤岩からなっている。

桜島の誕生は約 2 万年前、南岳が活動を開始したのは約 5,000 年前と推定され、記録に残る最古の噴火は 708 年（和銅元年）であり、以後、文明（1471～1476）、安永（1779）、大正（1914）、昭和（1946）に大噴火を起こし、現在も南岳山頂火口を中心に活発に活動中である。

3 市の災害履歴及び災害特性（鹿児島県災異誌より抜粋）

本市において災害救助法が適用された 4 つの災害の概要は、以下のとおりである。

(1) 昭和 52 年 6 月 24 日の大雨

① 気象概況

6 月 15 日から 18 日にかけては、県本土及び熊毛地方で大雨となり、鹿屋で 293 mm、喜入で 290 mm を記録し、各地で大きな被害があった。

18 日から 19 日にかけて、前線は奄美大島から沖縄付近へ南下、さらに 20 日には沖縄の南海上まで南下した。21 日には東シナ海南部の低気圧の東進で前線は再び北上し始め、大隅半島で雨が降り出し、22 日には全般に雨となった。23 日は九州南岸に前線は停滞したが、大隅半島で午前中に雨が降ったほか、くもりで晴れ間もあった。

24 日午前中、低気圧が九州を通過して四国沖に達した。竜ヶ水においては、15 日から 18 日まで降雨し、177 mm あったが、19 日、20 日については雨量はなく、21 日以降は比較的小さい日雨量であったにもかかわらず忽然として災害が 24 日に起こっている。このことから地下水、特殊な地形・地質のため大きな地すべり崩壊となったものと思われる。

② 被害状況

6 月 24 日 10 時 48 分鹿児島市吉野町竜ヶ水において山崩れが発生し、巨大な岩石混じりの土砂 3 万 m³（当初 7 万 m³ と予想）が、麓の人家と国鉄日豊本線及び国道 10 号線上に崩落した。このため、9 人が生き埋めとなり、2 人が負傷し、住家 13 棟が全壊（うち 2 棟は 2 回目の土砂流出により半壊から全壊となる）し、鉄道、電気、電話回線等に被害が発生した。また、日豊本線が 1 か月間不通となり、危険回避と救出作業のために国道 10 号線も通行止めとなった。

○ 鹿児島市（鹿児島地域）における被害表（主なもの）

被害区分	被害量	被害区分	被害量	被害区分	被害量
死 者	9 人	住家全壊	1 3 棟	住家床上浸水	1 棟
重傷者	1 人	住家一部損壊	1 棟	住家床下浸水	3 棟
軽傷者	1 人				

(2) 昭和 61 年 7 月 10 日 梅雨前線による大雨

① 気象概況

梅雨前線は九州北部に停滞していたが、九州南部地方は、亜熱帯高気圧周辺部から温暖気流の流れ込みが続き、大気が不安定となっていた。10 日の早朝の時点で、雨雲は鹿児島県本土周辺の海上に散在していたが、陸上で観測されておらず、九州南部は晴れていた。

しかし、9 時頃から海上の雨雲が陸上に進入し始め、鹿児島市周辺に高さ 4 km 前後の雲が観測された。その後、鹿児島市上空で雷雲がまとまるとともに、急速に発達、10 時 30 分には高さ 8 ないし 11 km に達した。鹿児島市上空の雷雲は、その後わずかな盛衰を繰り返しながら夕方まで停滞した。このため、鹿児島地方気象台では 10 日 10 時 25 分から 23 時 10 分の間に 192.5 mm の雨量を観測した。また、最大 1 時間降水量は 15 時 10 分から 16 時 10 分までに、75.0 mm を記録した。その他市内の国鉄武町観測所では、日雨量 302.0 mm（10 日 10 時 30 分から 18 時 00 分まで）、1 時間雨量 114.0 mm（15 時 20 分から 16 時 20 分までの間）の雨量を観測した。

② 被害状況

今回の大雨は局地性が強く、短時間に多量の降水量を観測した。被災地も鹿児島市を中心とした地域だけで、その中でも鹿児島市の中央部の急傾斜地や山際の危険地域で災害が発生した。時間的な経過は、12 時 50 分大雨洪水雷雨波浪注意報が発令され、鹿児島市消防局には通報が相次いだ。

鹿児島市内では、午前 10 時 30 分頃から雨が降り出し、1 時間降水量が 46 mm（12 時 40 分～13 時 40 分）を記録した頃より床下浸水や道路の冠水等の被害が発生し始め、14 時 30 分頃には小さな崖崩れも起き出した。1 時間降水量が 50 mm を超えた（14 時 40 分～15 時 40 分に 57.0 mm）頃から小河川が氾濫し、人的被害を含む大きな崖崩れが次々に発生し始め、1 時間降水量 75 mm（15 時 10 分～16 時 10 分）を記録した頃が災害のピークであったとみられる。しかし、雨のほぼ降り止んだ 17 時過ぎにも 3 件の大きな崖崩れが発生している。特に、吉野町の崖崩れは、雨の降り止んだおよそ 3 時間後に発生している。今回の被害は、人的被害（死者 18 名、負傷者 15 名）、家屋の全壊（66 棟）、半壊（28 棟）等は崖崩れによるものが主で、その他洪水による被害も多数発生している。

○ 鹿児島市（鹿児島地域）における被害表（主なもの）

被害区分	被害量	被害区分	被害量	被害区分	被害量
死 者	1 8 人	住家全壊	6 6 棟	住家床上浸水	2 6 3 棟
重傷者	5 人	住家半壊	2 8 棟	住家床下浸水	6 9 4 棟
軽傷者	1 0 人	住家一部損壊	9 0 棟		

(3) 平成5年8月5日～6日の大雨（いわゆる鹿児島豪雨災害）

① 気象概況

8月5日、大陸東岸の低気圧から九州南部に停滞していた梅雨前線が、低気圧の東進とともに、九州南部までゆっくり北上し、6日にかけて停滞した。この期間、九州南部地方へ南から暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった。この影響で午前中は、北薩を中心に1時間50mmを超す激しい雨が降り続き、特に郡山町（当時）では、19時までの1時間に99.5mmの記録的な激しい雨を観測した。6日の日降水量は川内の369mmを最高に軒並み200mmを超え、鹿児島でも259mmを観測した。

② 被害状況

8月6日、前夜から降り続いた雨は、未明から激しい雨となり、午後になると一段と雨脚が強くなり、鹿児島市及びその近郊では「100年に一度の大雨」と言われる程の局地的な豪雨となった。このため、河川の氾濫による冠水や崖崩れなどが多発した。

この豪雨により、鹿児島市内を流れる甲突川、稲荷川、新川の3河川が氾濫し、天文館から西鹿児島駅周辺等広い範囲で浸水した。特に甲突川と平行に走る国道3号線は、さながら濁流の流れる川と化したほか、長年市民に親しまれてきた5石橋のうち新上橋と武之橋が流出し、県内最古の石橋といわれた実方太鼓橋も流出した。

この夜、鹿児島市内では、1万1千戸余りが浸水被害を受け、4千人余りの市民が、58か所に設置された避難所へ避難し、不安な夜を過ごした。

この豪雨では、各地で崖崩れ也多発した。中でも竜ヶ水地区では、4kmの区間で22箇所もの崖崩れが発生しJR竜ヶ水駅に避難していた上下2本の列車と国道10号線を通行中の車両約1,200台を含む地区住民が完全に孤立したため、県災害対策本部では船舶による救出を要請し、2,500名以上を海上から救出した。

この海上からの孤立者の救出については、第十管区海上保安本部はもとより桜島フェリーや地元漁船ほか多数の協力機関の船舶を用いて行われたが、これまでこの種の災害により孤立者を海上から救出するということは我が国でも他に例のないことであった。

この他、交通網はもちろん電話電気ガス水道に到るほとんどのライフラインもずたずたとなり、市民生活は長期にわたり混乱を極めた。

○ 鹿児島市（鹿児島・吉田・桜島・松元・郡山地域）における被害表（主なもの）

被害区分	被害量	被害区分	被害量	被害区分	被害量
死者	47人	住家全壊	284棟	住家床上浸水	9,091棟
行方不明者	1人	住家半壊	183棟	住家床下浸水	1,999棟
重傷者	8人	住家一部損壊	541棟		
軽傷者	44人				

(4) 平成5年9月1日～3日 台風13号

① 気象概況

台風13号は8月30日9時、沖ノ島島の西の海上で発生し、急速に発達しながら9月2日8時ごろ、宮古島付近を通過した。2日夕方から3日早朝にかけて、奄美大島の北の海

上に進む間に大型で非常に強い台風となった。平成3年第19号台風に匹敵する非常に強い勢力（3日15時、中心気圧930hPa、中心付近の最大風速50m/s、風速25m/s以上の暴風半径170km、風速15m/s以上の強風半径500km）を保ったまま、3日16時前に薩摩半島南部に上陸した。台風はその後やや加速しながら、北東に進み、鹿児島湾から大隅半島北部を経て、勢力をやや弱めながら宮崎県を縦断して北上した。

このため、沖永良部では最大風速が南の風で33.7m/sを観測、最大瞬間風速は鹿児島、枕崎、種子島、屋久島で50m/sを超えたが、特に種子島では南の風59.1m/sを観測した。総降水量は各地で100～200mmを超え、特に枕崎では300mmを超えた。枕崎では3日15時40分までの1時間に85mm、16時までの1時間に東鹿籠（枕崎市）で92mm、17時までの1時間に上之段（霧島市国分）で86mmの記録的な大雨を観測するなど各地で激しい雨が降った。

② 被害の状況

県内各地で、豪雨災害の悲劇からようやく落ち着きを取り戻しつつあった矢先、戦後最大級の台風13号が来襲した。

台風13号は、昭和26年10月のルース台風や昭和20年9月の枕崎台風と同じ最悪のコースをたどった。

2日の夜には奄美地方を暴風雨が巻き込みながら北上、3日16時前には薩摩半島南部に上陸し、県本土を南西から北東方向に縦断した。このため、県内全域において、雨と強風による被害が多発した。中でも金峰町（当時）の扇山では、民家に避難していた地区住民20名が土砂崩れにより死亡したほか、川辺町小野地区でも9人が土石流にのまれて死亡した。また、金峰町の白川、大口市、垂水市、知覧町等でも土砂崩れ等により死者が出ており、台風第13号災害による死者は2市3町（当時）で33名にも上った。

さらに、この台風は県本土全域が暴風域に入ったため、各地で強風による被害も多発し全壊、半壊、一部破損した住家は32,000戸を超えたほか、再び鹿児島市内を流れる甲突川等の河川が氾濫し、市内はいたるところで浸水した。

○ 鹿児島市（鹿児島・郡山・喜入地域）における被害表（主なもの）

被害区分	被害量	被害区分	被害量	被害区分	被害量
中等傷者	5人	住家全壊	13棟	住家床上浸水	480棟
軽傷者	20人	住家半壊	119棟	住家床下浸水	928棟
		住家一部損壊	8,937棟		

第5節 災害の想定

本計画の策定にあたっては、災害対策基本法第2条に定める災害のうち、特に暴風、豪雨、洪水、高潮、大規模な火事、その他特殊災害を想定し、規模は災害救助法適用程度の災害を想定している。

第2章 災害予防

第1節 土砂災害防止対策の推進

風水害等に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害の未然防止に努め、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本市は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等の被害を受けやすく、災害時には斜面災害、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

1 土砂災害防止事業の推進

(1) 山地災害危険箇所等

市及び県は、主として森林法（昭和26年法律第249号）に基づく国の森林整備保全事業計画により、山地災害危険箇所のうち緊急度の高い箇所から計画的に治山工事を実施する。

また、国の長期計画のもとに荒廃地、疎悪林等の早期復旧及び山地災害の発生のおそれのある荒廃危険地の災害未然防止のために、植生、治山施設を適正に配備し、これらの機能を相互に補完させ、防災林の機能向上を図る観点から、保安林の整備を促進する。

また、山地災害危険箇所等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(2) 土石流危険渓流等

① 災害防止事業の実施

県は、土石流の発生のおそれがある危険渓流について、環境に配慮しつつ施設の整備を進めており、今後も引き続き、危険度、緊急度の高い土石流危険渓流等から逐次、事業を実施する。

② 行為規制等

県は、砂防指定地には標識板等を設置して地域住民に周知徹底し、治水上砂防の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(3) 地すべり危険箇所

① 災害防止事業の実施

県は、地すべり危険箇所の地すべり状況の現地調査等を行い、地すべりの危険度、緊急度の高い地域から逐次、事業を実施する。

② 行為規制等

県は、地すべり防止区域に標識板等を設置して地域住民に周知徹底し、地すべり防止の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視を行い、災害の未然防止を図る。

市は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所等

① 災害防止事業の実施

県及び市は、貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ、計画的に施設の整備を進めており、今後も引き続き、危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から逐次、事業を実施する。

② 行為規制等

県は、急傾斜地崩壊危険区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、水の放流、のり切、掘削、立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為を制限するとともに、監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域と同一区域を指定）

急傾斜地崩壊危険区域等による危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業により、がけ地に近接する既存の不適合住宅の移転を促進する。

(6) 土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域

① 県と連携し、「土砂災害防止法」（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、県が指定した土砂災害警戒区域において、当該警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。

② 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

③ 円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(7) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴い、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供する。

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

(8) 宅地造成工事規制区域

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、宅地造成工事規制区域内においては、宅地造成に許可を要するなどの規制を行うとともに、年2回、工事中の造成現場において総合的な防災点検を行う。

(9) 宅地造成地

開発事業については、開発事業者又は工事施工者に対し、土砂流出など、災害の発生を防止するための措置をとらせるものとする。

(10) 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管の部局において職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次、防災工事を実施する。

(11) その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についてもかねてから掌握し、風水害等警戒区域として捉えて地域住民へ周知する。また、法令指定区域に準じた危険箇所ごとの巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置は、第3章第34節「風水害危険箇所災害応急対策計画」によるものとする。

2 砂防施設等の災害防止

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設等）を設置し、施設の機能を確保する必要がある。このため、砂防施設等管理者は日常の巡視や点検を行い、その結果、必要な場合には修繕事業等により施設の機能回復を図る等維持管理に努める。

3 農作物及び農業用施設等の災害防止対策

(1) 農家への指導

農作物の風水害予防については、次に掲げる事項を重点として農家を指導する。

- ① 防風垣等の設置
- ② かん排水施設の整備
- ③ 生産施設の補強

(2) 農業生産基盤の整備

台風、豪雨等の災害による農地・農業用施設等の被害を防止するため、農道や用排水路の整備に努めるものとする。

4 その他

市民は、土砂災害を誘発する行為を行わないように努めるものとする。

第2節 河川災害、高潮等の防止対策の推進

1 河川災害の防災事業の推進

(1) 河川施設の災害防止事業の推進

① 河川施設の整備状況

河川施設については、県において社会資本整備重点計画に基づき整備を図っているが、本市の河川は未整備区間が多いため、長期的展望に立って、緊急度の高い氾濫区域の洪水防ぎよを主眼とし、河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進している。

※ 水防活動用資機材の整備状況等は、「鹿児島市水防計画書」参照

② 河川施設の整備方策

市内の河川法適用河川で改修済みの河川は、一定規模の風水害に耐えうよう整備されているが、通常の水位や潮位に比べて堤内地盤が低いところや護岸施設等の老朽化が進行

しているところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、河川堤防の災害防止対策を、必要区間について、後背地の資産状況等を勘案して整備を進める。

(2) 河川水の取水体制の整備

河川管理者は、災害時の断水に伴い消防水利や生活用水が不足する事態に備え、河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を進める。

(3) 河水統制又は河川改修に関する治水事業

水防計画に基づいて、河川、水路及び海岸の危険区域を指定し、既設量水標を適時巡察する。

なお、危険箇所の改修については、計画的に実施するものとする。河川及び海岸の危険箇所について関係住民への周知徹底を図るものとする。

(4) 水門施設の維持補修事業

市内にある河川、水路の水門の管理については、市職員のなかから担当者を決めて、それぞれ担当水門の点検、油さし及び故障箇所の発見と修理に当たらせるものとする。

(5) 水門の開閉

水門管理担当職員は、台風、高潮又は津波襲来のおそれがあるときは、新聞、ラジオその他により潮位の把握に努め、適時門扉を開閉するものとする。

水門の設置箇所は、水防計画第5章2のとおりとする。

(6) 水防計画に基づく危険区域

水防管理者は、河川等の災害危険区域を把握し、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、危険区域内の堤防等の巡視を行うとともに、監視のために水防団体（消防団員）を配置する。

※ 河川等の危険区域の指定状況については「鹿児島市水防計画書」参照

(7) 水防法に基づく洪水浸水想定区域

① 県と連携し、水防法に基づき県が指定した洪水浸水想定区域において、当該洪水浸水想定区域ごとに、河川災害による被害を軽減するために必要な警戒避難体制を整備する。また、水位情報等の伝達方法を定める。

② 洪水浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は要配慮者利用施設への水位情報等の伝達方法を定める。

なお、洪水浸水想定区域内の地下街等は、【資料編資料第1】のとおりである。

※ 洪水浸水想定区域内の地下街等【資料編資料第1・I-1】

③ 洪水浸水想定区域の指定状況を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

④ 県が指定した水位情報周知河川における氾濫危険水位は、「鹿児島市水防計画第6章第1節4 水防警報に係る基準水位及び水位周知河川の避難判断水位」のとおりとする。

2 高潮災害等の防止対策

(1) 避難通報体制の事前計画

高潮、津波の発生に備え、住民への広報に万全を期するとともに、住民等の避難が円滑かつ適切に行われるよう避難通報体制について事前に計画するものとする。

(2) 港湾施設改修事業

港湾の管理区分によって、県又は市がそれぞれ改修を行うものとする。

(3) 材木流出防止

海上貯木流出防止

鹿児島港長の定める木材の水蓄制限に関する指示に基づき、木材の所有者又は管理者は、海上貯木の流出防止にあたるものとする。

(4) 海岸保全施設整備事業の推進

本市の海岸線は、約 65 kmのうち約 20 kmを県が管理する鹿児島本港区が占めており、隣接して市が管理する海岸保全区域磯地区のほか国土交通省所管の一般海浜地が占めていて、地形的特質等のため、高潮災害を受けやすい状況にある。海岸保全施設の整備状況等の概要は、次のとおり

※ 海岸等の重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域の現況については、「鹿児島市水防計画書」参照

※海岸保全施設の整備状況等の概要【資料編資料第 2・I-1】

(5) 海岸保全施設の整備方策

県は、台風時の高潮や冬期波浪等の被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであるが、引き続き海岸保全施設の整備を図る。

(6) 既存海岸保全施設の老朽化点検、改修

県及び市は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業等を継続し、既存海岸保全施設の老朽化点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第 3 節 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、土地地区画整理事業や市街地再開発事業等をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発にともなう指導・誘導、災害リスクを十分考慮した上で居住を誘導することにより適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

1 防災的土地利用の推進

(1) 土地地区画整理事業

都市の既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたり、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われ、スプロール化した市街地が存在している。また、老朽化した建築物の多い木造密集市街地については、地震時の倒壊・出火による被害が予想される。

本市においては、既成市街地及び周辺地域において、土地地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、避難等の機能を有

する防災拠点施設との連携・強化のための道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。

① 土地区画整理事業の推進

市域において施行中の土地区画整理事業については、事業実施中の地区の早期完成を図る。

② 土地区画整理事業の指導

新規事業を予定している個人及び組合に対し、その計画策定において、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るよう指導し、災害の予防に努める。

※土地区画整理事業の施行状況【資料編資料第3・I-1】

(2) 市街地再開発事業等

近年の都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が增大しているため、建築物の共同化・不燃化を促進して避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、地域の防災活動の拠点整備を図る。

① 民間活力活用による事業の推進

都市再開発法に基づいて設立される市街地再開発組合等の民間活力を活用し、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用を図る市街地再開発事業等を推進する。

② 権利者等への事業の目的、効果等の周知

事業推進のため、関係権利者等へ事業の目的、効果等の周知を図る。

③ 本市の市街地再開発事業等の実施状況

市街地再開発事業は、8地区（面積4.15ha）で実施済みである。また、優良建築物等整備事業については、3地区（1.87ha）で実施済みである。（令和5年4月1日現在）

(3) 新規開発に伴う指導・誘導

① 宅地造成工事規制区域の状況

宅地造成等規制法第3条により指定された宅地造成工事規制区域内で行う宅造工事については、同法の規定に基づき、許可・指導等を行い、災害の防止に努める。

※宅地造成工事規制区域の状況【資料編資料第4・I-1】

② 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

③ 危険住宅の移転

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転促進を図る。

(4) 立地適正化計画の推進

立地適正化計画については、災害リスクを踏まえた居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定めた防災指針に基づき、都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する。

2 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

(1) 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、市民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害時等の災害時において人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、特に火災に際し

て、延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の形成及び消防警備強化地域の解消に資する道路の整備を推進するとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的な整備に努める。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

市は、都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じて、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

※公園・緑地等の整備状況【資料編資料第5・I-2】

(3) 共同溝等の整備

日常生活の根幹をなす電線等のライフライン施設の被害を最小限に食い止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

(4) 都市防災構造化対策の推進

都市地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。また、道路・公園・河川・港湾等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業と連携し、都市の防災化対策を推進する。

(5) 広域防災拠点の確保

県は、鹿児島港において、大規模、広域的な災害が発生した場合の救援活動や救急物資の輸送・集積を行う岸壁や離島等の急患搬送用等のヘリポート等を一体的に備えた広域防災拠点を確保する。

3 既設の構築物所有者等への事前指導

既設のアーケード、看板、広告物その他構築物を定期及び台風前に調査し、危険な物については直ちに所有者又は管理者に通報し、自費で改修若しくは撤去するよう指導し、履行させるものとする。

4 公共施設の事前措置

(1) 道路、橋りょうの維持補修事業

道路、橋りょうの予防対策は、側溝・暗きよの整備、橋脚の補強又は老朽橋りょうの架替、落石、崩土の防止等常にその維持補修を行うとともに、災害の拡大の防止と災害時の交通の確保に努めるものとする。

(2) 流木の被害防止

市内各橋りょうの流木による被害防止のため、塵除杭を逐次改修又は新設する。

第4節 火災予防

1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。特に、商業地域及び近隣商業地域等については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化の促進を図る。このため、引き続き防火地域、準防火地域の指定の拡大に努める。

※防火地域、準防火地域の指定【資料編資料第6・I-2】

2 消防活動困難地域の解消

土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

4 公共建築物の不燃化促進

市有の木造建築物は、逐次不燃化を図るとともに、新築は極力耐火構造とする。また、耐火等に関する防災資料を公共建築物所有者に配付し、不燃化を促進する。

公営住宅の不燃化を促進するとともに、一般住宅についても各種制度の説明、技術的相談に応ずる等不燃性建築物の建築を促進する。

5 消防水利・防火水槽等の整備

市街地等の火災に対応できるよう、防火水槽の整備を進める。

6 火災予防

市火災予防査察規程に基づく査察を実施するほか、消防訓練や防火・防災に関する各種行事等のあらゆる機会を捉え、防火思想の普及啓発を図る。

(1) 防火対象物の予防査察

消防法及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づき、出火危険、延焼危険及び人命危険の排除を主眼に査察対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等について確認するとともに、関係者に質問しその不備事項等について必要な措置又は指導を行う。

(2) 予防広報

市民が火災予防について一層の認識と理解を深め、市民と消防機関が一体となって火災のない街を実現するため、防火協力会等への防火指導や各種広報媒体の活用等あらゆる機会を捉え、住宅防火に関する広報を実施し、自主防火の意識の高揚を図る。

(3) 防火管理者等の育成

防火管理者及び防災管理者の育成指導に努め、防火対象物における自主的な防火・防災管

理業務の充実を図る。

(4) 防火対象物等の表示

防火管理上又は防災管理上必要な業務等について一定の条件を満たす防火対象物にあっては、基準に適合している旨の表示マークを掲示するよう関係者に促し、建物利用者に情報提供を行う。

第5節 災害通信施設の整備

1 災害通信網の整備

災害を未然に防止し、また災害から人命財産を守るため、各種情報の収集、伝達及び関係機関の相互連絡等が迅速確実に行われるよう、通信施設の整備と運用体制の確立を図る。

情報の収集、連絡等は原則として一般加入電話を使用するものとするが、有線通信が輻輳、途絶する場合も考えられるので、携帯電話や衛星携帯電話、I P無線機、防災関係機関の各種無線電話など複数の通信手段の活用体制を整備していくものとする。

2 災害通信施設

(1) 有線通信施設

専用電話の新設等によって施設整備を図る。

(2) 無線通信施設

消防無線通信施設、防災行政無線通信施設等災害対策用無線通信施設の設置を推進し、大災害発生時にこれらの施設が機能しないことがないように、かねてから機能の向上と維持管理に努めるとともに、その取扱いについて習熟するよう教育訓練を行うものとする。

また、住民に対し、気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための同報系防災行政無線設備及び災害現場等との通信を確保するための携帯電話や衛星携帯電話、I P無線機等の運用管理に努める。

3 災害用独立電源の整備

(1) N T T西日本鹿児島支店の独立電源

停電に備えて、N T T西日本鹿児島支店にはディーゼル発電機(1,500KVA、625KVA)と移動電源車(150KVA、500KVA)、甲南分局にはディーゼル発電機(1,000KVA、300KVA)、伊敷分局にはディーゼル発電機(500KVA)、谷山分局、広木分局、坂之上分局の各分局にはディーゼル発電機(375KVA)、春日分局、吉野分局、原良分局の各分局にはディーゼル発電機(300KVA)を常備しており、また数時間の停電は、蓄電池放電だけでも通信可能である。

(2) 鹿児島市役所の独立電源

停電に備えて、鹿児島市役所本庁舎等にディーゼル発電機(500KVA他)、鹿児島市山下分庁舎にディーゼル発電機(394KVA)、鹿児島市消防救急無線基地局5か所(吉野・吉田・喜入・松元・郡山)にディーゼル発電機(20KVA)を常備しており、また数時間の停電には、蓄電池放電だけでも通信可能である。

※災害用独立電源の整備【資料編資料第7・I-2】

4 関係機関の通信手段の充実

各関係機関は、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め、通信手段の充実に努める。

市及び防災関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

(1) NTT西日本鹿児島支店の災害時優先電話による通信

災害時に電話が輻輳した場合、通常一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われる。

(2) 警察の通信手段

① 警察有線電話による通信

警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

② 警察無線電話による通信

警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

(3) JR電話による通信

JR所属の専用回線を利用し、通信相手機関の最も近い駅等を経て通信連絡する。

(4) 九電電話による通信

九州電力送配電株式会社所有の電話を利用し、通信相手機関の最も近い事業所等を経て通信連絡する。

5 防災相互無線の整備

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害現場等において防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互無線の整備に努める。

6 非常通信体制の整備

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信は電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づき、災害時に活用を図る。

7 防災情報システムの活用

災害時に市の各対策部が災害情報を共有化するとともに、インターネットを通じて、避難に関する緊急情報等を市民に提供するため、防災情報システムを活用する。

8 災害対応業務のデジタル化の促進

効果的・効率的な防災対策を行うため、I o T、ソーシャルネットワークサービス（SNS）の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。また、デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

第6節 災害備蓄物資等の整備と点検

1 備蓄物資の整備

災害発生に際し、被災者に対して迅速かつ的確に救助対策を実施するための資機材、生活用品等の物資を供給するために、これらの災害備蓄物資の整備を図る。備蓄物資の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

また、災害時における被服、生活必需品等の確保を図るため、関係業界等との物資調達に関する協力関係の確立に努めるものとする。

2 備蓄物資の点検及び補充整備

資機材、生活用品等の物資については、かねてから備蓄物資について定期的に点検を行い、常に良好な状態を保つように努めるとともに、災害により備蓄物資を供出したときは速やかに物資の補充・整備に努めるものとする。

3 防災資機材及び水防資機材の備蓄、点検

(1) 防災備蓄資機材の備蓄場所と数量は【資料編資料第8】及び「鹿児島市防災資機材等備蓄計画」のとおりとする。

(2) 水防資機材の備蓄場所と数量は、「鹿児島市水防計画」に定める。

(3) 点検実施時期

出水期前（5月上旬）に行う防災点検に併せて実施する。

(4) 点検実施方法

倉庫毎に資機材受払簿を点検し、不用若しくは使用に耐えないものがあるときは返納の続きをとり、また不足するときは補充する。

※東桜島防災備蓄センターの所在地及び備蓄資機材【資料編資料第8・I-3】

4 消防資機材の備蓄、点検

消防資機材の備蓄、点検は、第3章第29節「消防計画」に定める。

5 避難所支援資機材の備蓄、点検

避難所支援資機材の備蓄場所と数量は【資料編資料第9】及び「鹿児島市防災資機材等備蓄計画」のとおりとし、定期的に点検を行い、常に良好な状態を保つように努めるものとする。

※避難所支援資機材の備蓄場所と数量【資料編資料第9・I-3】

6 大規模災害時における避難者支援のための防災資機材等の備蓄、点検

防災資機材等（資機材、生活用品等）の備蓄、点検は「鹿児島市防災資機材等備蓄計画」に定めるところによる。

※ 鹿児島市防災資機材等備蓄計画【資料編・VII-1-1】

7 避難所用品箱の点検

毎年6月上旬に点検し、不良品の交換を行う。

第7節 防災組織の整備

1 初動体制の整備

職員（災害対策要員）を災害発生の初期から必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで極めて重要である。

このため、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

なお、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

(1) 災害対策職員用携帯電話の拡充

災害警戒本部長である危機管理局長等に携帯電話を常時携帯させ、災害発生時における迅速な初動体制の確立を図る。

(2) マニュアルの整備

災害の初期対応の迅速・的確化を図るため、職員の配備、情報収集活動及び他の機関への応援要請に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

(3) 24時間体制の実施

勤務時間内外を問わず、常に要員を待機させ、予測が困難な災害に対しても迅速な警戒体制が確保できるよう、消防局通信指令センターによる24時間体制を実施する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

(1) 災害対策本部運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で、参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、災害対策本部運営マニュアルを作成する。

(2) 本部詰め職員、災害連絡員の育成

本部詰め職員、災害連絡員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう重点的に研修を行う。

① 動員配備・参集方法

② 本部の設営方法

③ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

3 防災関係機関相互の連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるように、平常時から相互の連絡体制の充実に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報収集・連絡体制の窓口等を明確化するとともに、情報伝達ルートのも多重化にも努める。

(2) 勤務時間外での対応

勤務時間外の連絡窓口等を相互に通知する。

(3) 防災関係機関との協力体制の充実

① 日頃から情報交換を積極的に行う。

- ② 通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

4 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

(1) 派遣要請の連絡手続等の明確化

自衛隊への派遣要請は原則として県を通じて行うが、県と連絡が取れない場合の自衛隊への派遣要請について、地域防災計画に明示する。(第3章第25節「自衛隊派遣要請計画」参照)

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

5 広域応援体制の整備

(1) 他都市との災害時相互応援協定等の締結

九州市長会構成市や中核市をはじめ、他都市とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定等を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努めるとものとし、実効性の確保に留意するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(2) 県内の市町村間の相互応援体制の整備

県及び県内市町村間の災害時相互応援協定に基づき、県内の他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努めるものとし、実効性の確保に留意するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(3) 緊急消防援助隊の応援及び受援体制

緊急消防援助隊の応援及び受援体制の計画は、消防局の定める鹿児島市緊急消防援助隊の出動及び受援計画の定めるところによる。

第8節 防災訓練の効果的实施

関係機関独自又は関係機関相互の協力により、災害発生を想定した訓練を行い、実際の災害発生時に各種の応急措置が迅速確実に行えるようにするものである。

また、防災知識の普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 実施責任者

災害応急対策の実施責任がある各機関の長

2 防災訓練の目標・内容の設定

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

3 訓練の種類

- (1) 動員訓練、非常参集訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 消防（消火）訓練
- (4) 救出訓練
- (5) 避難訓練
- (6) 給水・給食（炊飯）訓練
- (7) 医療・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) 水防訓練
- (10) その他必要な訓練

4 訓練の企画・準備

- (1) 訓練の時期
訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。
- (2) 訓練の場所
訓練の種類により、最も訓練効果をあげ得る場所を選定し実施する。崖崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水のおそれのある地域及び家屋が密集し大火災のおそれのある地域等それぞれの地域の特性を考慮して検討を行う。
- (3) 訓練時の交通規制
訓練の実施機関は、必要があるときは県公安委員会に対し訓練時の交通規制を依頼する。県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

5 各機関が行う訓練

訓練実施各機関は、単独又は他の機関と協力して、3の訓練を、個別又は複数の組み合わせを行い、最も効果のある方法で訓練を行うものとする。

- (1) 市が行う訓練
 - ① 災害対策本部設置訓練
本部員のほか本部詰め職員等を対象に、雨期前に実施する。
 - ② 水防訓練
水防計画に基づき実施する。
 - ③ 消防訓練
第3章第29節「消防計画」に基づき実施する。
 - ④ 防災情報システム運用訓練

各対策部の防災情報システム入力担当職員等を対象に、定期的に実施する。

(2) 非常無線通信訓練

県と合同で無線に関する訓練を実施する。

(3) 国道10号通行規制訓練に伴う避難訓練

鹿児島県国道事務所が実施する「国道10号の通行規制訓練」と連携し、避難を要する地区住民の避難訓練を実施する。

(4) 鹿児島県石油コンビナート等総合防災訓練（鹿児島地区・喜入地区）

鹿児島県、鹿児島市、特定事業所等が実施する「鹿児島県石油コンビナート等総合防災訓練（鹿児島地区・喜入地区）」と連携し、地区住民の避難訓練等も含め実施する。

(5) 自主防災組織、町内会等が行う訓練

自主防災組織、町内会等は、防災関係機関と協力し、地域の実情に則した防災訓練の実施に努める。

(6) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事務所、作業場及び百貨店等の管理者は、防災関係機関と協力し、避難訓練の実施に努める。

(7) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関では、それぞれ関係防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練の実施に努める。

6 訓練結果の評価・総括

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用するものとする。

第9節 自主防災組織の育成

災害を未然に防止又は軽減するためには、本市及び他の防災関係機関の防災対策（公助）の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもと、住民一人ひとりが災害から自らを守り（自助）、地域の人々が互いに助け合う（共助）という意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の整備・強化を推進する。

なお、自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、特定の活動（例えば避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別等により役割を固定化することがないよう配慮されることが重要である。

1 構成単位

町内会等を単位として自主防災組織を育成するものとする。また、地域内の事業所との応援協定等を踏まえた補完体制も進める。

2 結成の促進

大規模災害に備え、自主防災組織が全市域をカバーできるよう結成促進に努めるものとする。特に、災害発生の高危険性の高い地区を重点的に、組織化を促進する。

- (1) 土砂災害警戒区域に含まれる地区
- (2) 急傾斜地崩壊危険箇所等崖崩れによる災害が見込まれる地区
- (3) 土石流発生危険溪流のある地区
- (4) 山地崩壊危険区域のある地区
- (5) 家屋密集等消防警備強化地域
- (6) 地盤振動・液状化危険のある地区
- (7) 津波危険のある地区
- (8) 工場等の隣接地区
- (9) 高齢化の進んでいる地区
- (10) その他危険区域

3 活動の内容

(1) 結成時の活動

自主防災組織は、地域の規模、態様に応じて規約及び防災計画（活動計画）を定める。

また、防災計画は定期的に見直し、修正の必要な場合はその都度速やかに修正する。

(2) 平常時の活動

- ① 防災に関する知識の普及に関すること。
- ② 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施に関すること。
- ③ 要配慮者の支援に関すること。
- ④ 情報の収集伝達体制の確立に関すること。
- ⑤ 火気使用設備器具等の点検に関すること。
- ⑥ 防災用資機材の備蓄及び点検等に関すること。
- ⑦ 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検に関すること。
- ⑧ その他災害予防に関すること。

(3) 災害発生時の活動

- ① 地域内の被害状況等の情報収集に関すること。
- ② 住民に対する避難指示等の伝達、確認に関すること。
- ③ 避難誘導に関すること。
- ④ 救出・救護の実施及び協力に関すること。
- ⑤ 出火防止及び初期消火活動に関すること。
- ⑥ 災害発生時における火気使用器具等の取扱いに関すること。
- ⑦ 炊出しや救援物資の配布に対する協力等に関すること。
- ⑧ その他災害発生時に必要なこと。

4 自主防災組織に対する支援策

- (1) 自主防災組織に必要な資機材整備の促進
- (2) 防災活動の実施の促進
- (3) 自主防災組織の指導者を育成するためのリーダー研修会の実施

第 10 節 防災ボランティアの育成・強化

風水害等の大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成・強化のための対策を推進する。

1 市における連携体制の整備

大規模災害時におけるボランティア活動の環境整備を図るため、関係所管課において、平常時からボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。

ボランティアの区分		活 動 内 容 等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	所管課
専門分野	通信	通信、情報連絡	日本アマチュア無線連盟県支部 県赤十字アマチュア無線奉仕団	危機管理課
	医療	人命救助、看護、メンタルヘルス	市医師会、市歯科医師会、日本赤十字社鹿児島県支部、鹿大付属病院	市立病院
	建築判定	建物の倒壊等危険度の判定	応急危険度判定士、鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会	建築指導課
	被災宅地危険度判定	被害状況の調査及び危険度判定の実施	被災宅地危険度判定士、鹿児島県被災宅地危険度判定連絡協議会	土地利用調整課
	通訳	外国語通訳、翻訳、情報提供	市国際交流財団、ボランティア通訳	国際交流課
一般分野	生活支援等	物資の仕分け、配送、食料の配給、清掃等	市社会福祉協議会	地域福祉課 国民健康保険課 国民年金課
	復旧	高齢者等の居室等の片付け等	市社会福祉協議会	地域福祉課

2 市による環境整備

大規模災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、以下に例示する取組に努める。

(1) 安心安全推進員の活動支援等

安心安全推進員の防災活動や防災活動団体の組織化、地域住民に対する防災意識の普及啓発活動の支援に努める。

(2) 安心安全協力事業所の登録、研修等

安心安全協力事業所への登録促進を図り、事業者と連携・協力して安心安全なまち

づくりをさらに推進するとともに、防災研修会や情報提供等を行い、万が一のときの応援体制を確立し、自然災害への対応強化や迅速な対応等を図る。

(3) ボランティアの事前登録、教育・訓練等

市社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島県支部、その他のボランティア関係協力団体と連携し、ボランティア登録の円滑化を図り、ボランティアの教育・訓練、調整等を行う。

(4) ボランティアコーディネーター等の養成

市社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーター等の養成を行い、災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等についての講習会等を実施する。

(5) ボランティア拠点相互のネットワーク化

他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行えるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築する。

(6) ボランティア活動保険制度の周知

ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア活動保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

(7) 研修に対する講師の派遣等への協力

ボランティアが自主的に行う研修に対して、講師の派遣など協力を行う。

(8) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

(9) 災害時におけるボランティアの把握

市社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの把握に努める。

(10) 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保等

大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

(11) 消防局による環境整備

消防局は、消防活動支援OB隊や消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるように努めるものとする。

3 市社会福祉協議会による環境整備

市社会福祉協議会は、福祉的な立場から被災者救援活動に参加することとし、関係機関・団体と連携を図りながら、平常時から次に例示する取組を行い、大規模災害時におけるボランティア活動を支援する環境整備に努める。

(1) ボランティアの受付・登録を行うこと。

(2) ボランティアコーディネーターの設置、養成を進めること。

(3) ボランティア活動保険の加入促進に努めること。

(4) ボランティアの自主的な研修に対して協力すること。

第 1 1 節 防災知識の普及・啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、一般防災知識、市民の防災協力及び気象情報等の防災知識の普及・啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

1 市民に対する防災知識の普及・啓発

(1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

- ① 新聞、ラジオ、テレビ
- ② 広報紙かごしま市民のひろば
- ③ 防災ガイドマップ、各種ハザードマップ、その他印刷物
- ④ 映画、ビデオ、スライドの活用
- ⑤ 講演会の開催
- ⑥ 地区別防災研修会の開催
- ⑦ 市政出前トーク
- ⑧ 市、県、気象庁等のホームページ
- ⑨ 県防災研修センターの利用
- ⑩ その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

市民への防災知識の普及・啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、観光客等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

- ① 地域の特性、災害の特性
- ② 市民等の責務

ア 市民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、市、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、市、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

- ③ 地域防災計画の概要
- ④ 災害予防措置

ア 家庭での予防・安全対策

- ・災害に備えた「最低3日間、推奨1週間」分の食糧、飲料水、携帯トイレ等の備蓄
- ・非常持出品（救急用品、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・家具等の転倒防止対策

イ ジオパークワークショップやジオ講座での防災知識の習得

ウ 「防災ノート」を活用した学校での防災知識の習得

エ 出火防止、初期消火等の心得

オ 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動

カ 警報等発表時や、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動及び指定緊急避難場所の周知

キ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、平常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

ク 避難場所での行動について、あらかじめ決めておくこと。

ケ 災害時の家族内の連絡体制の確保

コ 災害危険箇所の周知

サ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

シ 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

ス 船舶等の避難措置

セ その他

⑤ 災害応急措置

ア 災害対策の組織、編成、所掌事務

イ 災害報告の要領、連絡方法

ウ 防疫の心得、消毒方法及び清潔方法等の要領

エ 災害時の心得

- (a) 災害情報の聴取及び聴取方法
- (b) 停電時の照明
- (c) 非常食糧、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
- (d) 出火防止、初期消火等の徹底
- (e) 避難方法、避難路及び避難場所の確認
- (f) 高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援

オ その他

⑥ 災害復旧措置

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

⑦ その他、災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

2 職員への防災研修等の実施

職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すため、日頃から各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や緊急情報（Ｊアラート等）の発信、災害対策関係法令等の講習・研修を行うものとする。

なお、災害時において、職員はそれぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において家屋の家具の固定や補強、飲料水、食糧、医薬品及び非常持出品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃から様々な防災知識の習得に心がけるなど、自己啓発に努めるものとする。

3 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

第 1 2 節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、妊産婦、病弱者、心身に障害のある者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、要配慮者といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、要配慮者が増加することが予想される。このため、市その他の防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

なお、災害対策基本法第49条の10第1項に規定する「避難行動要支援者」をはじめとする要配慮者の避難支援等については、「鹿児島市避難行動要支援者避難支援等プラン」に基づく支援体制の確立を進める。

※鹿児島市避難行動要支援者避難支援等プラン【資料編・Ⅶ-2-1】

1 地域における要配慮者対策

(1) 要配慮者の実態把握

市は、要配慮者を事前に把握するよう努める。なお、把握した名簿等については避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーに十分留意するものとする。

(2) 要配慮者の安全確保対策

要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、以下の対策の推進に努める。

- ① 要配慮者に対する災害対応の周知・広報に関すること。
- ② 要配慮者を含めた地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練の普及・啓発に関すること。
- ③ 避難所において、要配慮者のための男女双方の視点に配慮した設備や備品の配備に関すること。また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝

達手段の確保に関すること。

- ④ 必要に応じて関係機関に応援を要請するなど、人員確保に関すること。
- ⑤ 避難所標識板の多言語化の推進に関すること。
- ⑥ 災害に対する要配慮者の相談に関すること。

2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

なお、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練を実施するものとする。

※洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

【資料編資料第64・I-123】

※土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

【資料編資料第68・I-185】

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立しておくとともに、施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

第 13 節 警戒避難体制の確立

土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域を有する地区住民に対し、災害危険区域、避難所及び避難方法等を周知徹底するなど警戒避難体制の整備を図る。

1 災害危険箇所の防災点検

毎年出水期（梅雨期、台風期）前に、防災関係機関及び自主防災組織等と十分連携をとりながら、災害危険箇所の防災点検を実施する。防災点検結果については、関係防災機関に通知するとともに、防災工事が必要な箇所については、直ちに所管する機関等に要請する。

2 危険箇所の通報

住民は、日頃から地域ぐるみで居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生のおそれのある箇所等を発見したときは、速やかに市長（危機管理課、河川港湾課等）に通報する。

3 風水害等警戒区域及び警備体制

人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を風水害等警戒区域として指定し、地区ごとに避難場所、連絡先、警備区分及び過去の災害記録等を含めた風水害等警戒区域警備計画を作成するほか、常時危険箇所の実態把握に努める。

4 災害危険箇所の周知

災害危険区域に係る警戒体制、避難場所及び避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

- (1) 風水害等警戒区域の警備体制、災害危険箇所、避難所及び避難方法等を地域防災計画に明示・位置付ける。
- (2) 災害危険箇所の他、避難所、防災施設等を明記した防災マップを作成・配布する。
- (3) 市民のひろばやパンフレット、市ホームページ、自主防災組織や町内会等の総会、役員会など、あらゆる手段・機会を通じて周知を図る。

5 予報、警報、避難の指示等の伝達

観測機関の気象情報及び収集した災害情報並びに避難指示等の防災情報は、同報系防災行政無線、関係者による直接口頭又は拡声器、サイレン、市ホームページ、市公式SNS、広報車等により、対象地区の住民に対し迅速かつ正確に行う。

6 地域ぐるみの避難体制の確立

住民の避難は、自主防災組織等の地域ぐるみで、避難指示等が発令されなくても、自主防災組織等を中心に地域ぐるみで早めに避難するよう努めるものとする。そのため、積極的に自主防災組織の育成・強化に努める。

なお、自主防災組織等は定期的に避難訓練を実施するよう努める。

7 避難路、避難場所の安全性の確保

避難路、避難場所の選定に当たっては、次の点に留意し、その安全性の確保に努める。

- (1) 避難途中での災害防止を図るため、危険箇所を避けるなどの安全性を十分確認した避難路を選定しておくよう、あらかじめ住民に対し指導を行う。
- (2) 関係機関（他の道路管理者、警察等）と連携をとり、災害時の避難路となる避難施設までの国道・県道・鹿児島市道等における道路交通環境の点検整備を行うなど、災害時の避難路の安全確保に努めるとともに、違法駐車排除のための指導取締りを実施する。
- (3) 避難所は、危険箇所及びその周辺を避けるとともに、避難所までの距離、避難所の建物の構造等を十分検討し、安全性及び利便性を配慮し選定する。また、日頃から避難所の安全点検を行うものとする。

第 1 4 節 交通確保体制の整備

大規模災害発生時に災害対策基本法第76条による交通規制が行われた場合、緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2）以外の車両は通行禁止等の対象となることから、市有車両及び契約車両等のうち、災害時に緊急通行車両として使用する車両については、県公安委員会に対し可能な限り事前に緊急通行車両等に係る確認の申出を行い、標章及び証明証の交付を受けることとし、発災後速やかに災害応急対策が実施できるようにする。

1 緊急通行車両の事前確認の申出

- (1) 市長は、市の保有車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前確認の申出を行うことができる。
- (2) 市長は、県公安委員会に対し、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付して、事前確認の申出を行うものとする。
- (3) 事前確認の申出の事務手続きについては、「緊急通行車両の手続きマニュアル」に基づき行うものとする。

※緊急通行車両の手続きマニュアル【資料編資料第10・I-4】

2 標章等の交付

- (1) 県公安委員会は、緊急通行車両に該当するかどうかの確認を行い、該当すると認められるものについては、標章等を交付するものとする。
- (2) やむを得ない事由により緊急通行車両であることを確かめるに足る書類を添付することができない場合は、添付書類の提出を不要とし、申出書の提出のみで足りる。この場合において、標章等の交付にあたり、証明書の備考欄にその旨を記載する。

第 1 5 節 ライフライン施設等の機能確保

上・下水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設及び公共施設は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は

極めて大きい。

このため、災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう施設の災害防止対策を推進し、災害時の市民生活の確保を図る。

1 施設等の機能確保

ライフライン事業者は、災害に対する防災対策の促進を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により災害に対する危険分散及び機能確保を進めるものとする。

また、保有するコンピュータシステムやデータの防災対策を推進するとともに、バックアップ等の機能確保対策を推進するものとする。

2 被害想定に応じた事前措置

ライフライン施設等の機能確保に当たっては、必要に応じ具体的な被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の堅牢化、災害後の復旧体制の整備及び資機材の確保体制の整備等を推進するものとする。

3 防災関係機関とライフライン関連事業者相互の連携

市民の円滑な日常生活確保のため、防災関係機関及びライフライン関係事業者は、連絡会議を設けるなど、密接な連携のもとに総合的な防災対策を進めるものとする。

第16節 孤立集落の体制の整備

1 通信手段の確保

災害時に集落との通信手段を確保するため、防災行政無線、消防無線などの無線通信手段や災害時優先電話などを整備するものとする。

2 救助活動、物資供給

孤立集落発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、あらかじめ要配慮者の把握や災害発生時に予想されるニーズについて把握しておくものとする。

また、ヘリコプターを有効活用できるよう、離着陸適地をあらかじめ選定しておくものとする。

3 孤立に強い集落づくり

孤立の可能性のある集落においては、孤立による避難の長期化が予想されるため、住民は集落内で孤立しても住民が支えあい生きのびることのできるよう、備蓄の推進（1週間程度自活できる程度）等を通じ、地域防災力を強化しておくものとする。

第17節 防災研究の推進

市は、県や関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施

し、その成果の活用に努める。

1 地域危険度の調査研究

県及び市は、防災アセスメントを実施し、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

2 シラスの防災対策についての調査研究

県及び市は、特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から総合的な調査研究に努める。

3 男女双方の視点への配慮についての研究

市は、防災会議の委員について、多様な視点を反映する観点から、委員に占める女性の割合を高めるよう取り組み、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 組織、動員計画

本計画は、災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員の動員等について定め、迅速かつ的確な応急対策を講ずるものである。

1 鹿児島市災害対策本部と防災関係機関との協力系統

※鹿児島市災害対策本部と防災関係機関との協力系統【資料編資料第11・I-10】

2 初動体制（情報収集体制の確立）

市内に各種の気象警報が発表されたときは、気象情報や被害状況等の情報を収集するため、危機管理局及び消防局警防課職員による情報収集体制を確立する。

情報収集に当たっては、気象台が発表する気象情報及び鹿児島県河川砂防情報システムによる各種防災気象情報、雨量観測オンラインシステムによる雨量計設置箇所の雨量状況及び各種災害関連情報等を総合的に把握し、必要な情報は所轄上司及び関係各課に連絡する。

危機管理課長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、情報収集及び応急対策などの措置を講ずる必要があるときは、警防課長と協議のうえ、防災情報システムを起動する。

※初動体制を確立する気象警報等

大雨特別警報、大雨警報、洪水警報、暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、大雪特別警報、大雪警報、波浪特別警報、波浪警報、高潮特別警報、高潮警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震情報（震度4以上の地震の場合）

3 5部長会議の設置及び廃止

(1) 5部長会議の設置

危機管理課及び警防課による情報収集の結果、警戒を要する状況にあると思われる場合、関係する5部長を招集し、5部長会議を設置する。

(2) 5部長会議の組織

① 5部長会議に本部長及び副本部長を置き、本部長は危機管理局次長を、副本部長は消防局次長をもって充てる。

② 5部長会議の組織は次のとおりとする。

本 部	本 部 員	災害対策要員
本部長 危機管理局次長 副本部長 消防局次長	総務部長 健康福祉推進部長 建設管理部長 警防課長 危機管理課長 その他本部長が必要と認めるもの	所属長がその所属する職員のうちから指名する。

③ 5部長会議に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

本部会議は本部長が招集する。

- ④ 5部長会議の所掌事務は次のとおりとする。

ア 気象動向等の情報収集に関する事項

イ 災害警戒本部設置の準備に関する事項

- (3) 5部長会議の廃止

5部長会議は、災害発生のおそれがなくなったとき、又は災害警戒本部が設置されたときこれを廃止する。

※鹿児島市災害警戒本部等の設置及び避難指示等の発令に関する基準等運用要領
【資料編資料第12・I-11】

4 災害警戒本部の設置及び廃止

- (1) 災害警戒本部の設置

災害対策本部設置前の段階として、気象情報等の収集、応急対策など必要な措置を講ずるとき、市長は災害警戒本部を設置する。

なお、設置に当たっては、危機管理局次長が総務部長、健康福祉推進部長、建設管理部長、消防局次長と協議のうえ、所轄上司の同意を得て、市長に建議することができる。

- (2) 災害警戒本部の組織

- ① 災害警戒本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は危機管理局長を、副本部長は危機管理局次長及び消防局次長をもって充てる。

- ② 災害警戒本部の組織は次のとおりとする。

本 部	本 部 員	災害対策要員
本部長 危機管理局長 副本部長 危機管理局次長 消防局次長	総務部長 健康福祉推進部長 建設管理部長 警防課長 危機管理課長 その他本部長が必要と認めるもの	所属長がその所属する職員のうちから指名する。

- ③ 災害警戒本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
本部会議は本部長が招集する。

- ④ 本部会議の所掌事務は次のとおりとする。

ア 災害予防、災害応急対策の事前措置に関する事項

イ 動員体制の準備に関する事項

ウ 情報収集その他災害警戒本部長が必要と認める事項

- ⑤ 災害対策要員は、災害警戒本部体制下においては、各部局で事務を行うものとする。

- (3) 通知、公表

災害警戒本部を設置又は廃止したときの通知・公表は、災害対策本部の場合に準ずる。

- (4) 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部は、災害発生のおそれなくなったとき、又は災害対策本部が設置されたときこれを廃止する。

5 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときや、災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき市長が設置する。

なお、次の場合、危機管理局長は、市長に災害対策本部の設置について建議する。

- ① 災害警戒本部において災害対策本部設置の必要性が確認されたとき。
- ② 災害警戒本部が設置されない段階において、危機管理局次長、総務部長、健康福祉推進部長、建設管理部長及び消防局次長による協議の結果、災害対策本部設置の必要性が確認されたとき。

(2) 災害対策本部の組織

- ① 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- ② 本部には、【資料編資料第13】に掲げる本部員を置く。
- ③ 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。本部会議は本部長が招集する。ただし、支部長は、会議への出席はオンラインによることを原則とし、必要に応じて本部に参集する。
- ④ 本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
 - イ その他本部長が必要と認める事項
- ⑤ 本部長は、大規模な災害が発生し、現地にて特別な対策を必要とするときは、現地災害対策本部を設置することができるものとする。現地災害対策本部に責任者を置き、責任者は本部長が指名する。現地災害対策本部は、現地の応急対策を終了したとき廃止する。
- ⑥ 本部長は、現地（又は「災害現場」）の応急対策を円滑に遂行するために、必要に応じて現地活動調整所を配置し、現地で活動する関係機関相互の活動調整を行うものとする。なお、現地災害対策本部が設置された場合は、活動調整所はこれに置くものとする。
- ⑦ 本部に【資料編資料第13】に掲げる対策部及び対策班を置き、各対策部長及び各班長は同資料に掲げる者をもって充てる。各対策部は、原則として本部の設置と同時に設置されたものとする。ただし、災害の種別等により本部長が指示した対策部は設置しないものとする。

本部の編成及び所掌事務は【資料編資料第13】のとおりとする。

- ⑧ 本部に【資料編資料第14】に掲げる支部を置き、各支部長は同表に掲げる者をもって充てる。各支部の設置は、本部長が指示するものとする。ただし、緊急を要し指示を受けることができないときは、各支部長は支部を設置し、本部長へ報告するものとする。

支部の編成及び所掌事務は【資料編資料第14】のとおりとする。

※鹿児島市災害対策本部の組織編成及び所掌事務【資料編資料第13・I-13】

※支部の組織と所掌事務【資料編資料第14・I-32】

(3) 通知、公表

本部を設置又は廃止したときは、県、関係機関、住民等に対し、次により通知、公表するものとする。

通知又は公表先	担 当	通知又は公表の方法
市各対策部長	本部総括班長 人事班長	庁内放送、電話その他迅速な方法
県（災害対策課、地域振興局総務企画部）	本部総括班長	県総合防災システムその他迅速な方法
鹿児島中央・鹿児島西・鹿児島南の 各警察署（警備課）	〃	〃
報 道 機 関	広 報 班 長	電話、F A Xその他迅速な方法
住 民	〃	テレビ、ラジオ、市ホームページ、市公式 S N S、広報車による広報、その他迅速な方法
そ の 他 必 要 と 認 め る 機 関	本部総括班長	電話その他迅速な方法

(4) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生のおそれがなくなり、又は災害応急対策がおおむね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったときこれを廃止する。

6 緊急時の災害対策本部設置の決定等

災害対策本部の設置が必要な風水害等による災害が突発的に発生し、通常の事務手続による本部の設置を行うことができない場合は、連絡担当者（危機管理局長）が設置権者（市長）に必要事項を報告し、災害対策本部の設置を建議する。

※市長等への連絡経路【資料編資料第15・I-42】

(1) 市長に対し報告すべき事項

- ① 風水害等による災害の規模（台風の規模、降雨量、潮位等）
- ② その時点で把握している被害状況
- ③ 被害予測
- ④ 対応状況
- ⑤ その他必要な事項

(2) 市長と速やかに連絡をとることができない場合の設置権者代理順位

市長に事故や不測の事態があった場合は、次に定める順位により、市長の職務を代理する。なお、下記の者全てが不在の場合は、危機管理局長自らの判断で災害対策本部の設置を決定する。

- ① 危機管理局担当副市長
- ② 上記以外の副市長
- ③ 総務局長

(3) 連絡担当者と速やかに連絡をとることができない場合の代理順位

連絡担当者が事故や不測の事態のため速やかに連絡をとることができない場合は、次に定める順位により、連絡担当者の職務を代理する。

- ① 危機管理局次長
- ② 消防局次長
- ③ 危機管理局危機管理課長
- ④ 消防局警防課長
- ⑤ 危機管理局危機管理課危機管理係長
- ⑥ 危機管理局危機管理課桜島火山対策係長
- ⑦ 消防局警防課警防係長
- ⑧ 消防局警防課警防係専門員（専門員が配置されていない場合は、主査）

(4) 市長、副市長への報告

連絡担当者は、市長への報告と並行又はその後に秘書課その他の職員等と協力して、副市長に対し、災害対策本部の設置が必要な風水害等による災害が発生した旨の報告を行う。

(5) 本部員等への連絡

連絡担当者は、災害対策本部の本部員となるべき者（各局長等）及び各対策部長となるべき職員（各支所長、各局長）に対し、災害対策本部の設置が必要な風水害等による災害が発生した旨の連絡を行う。

7 災害対策本部（災害警戒本部）の運営

- (1) 本部は、本庁舎に設置する。
- (2) 本部の事務局は、本庁東別館3階危機管理局危機管理課とし、本部会議は主として本庁東別館3階災害対策本部室で行う。
- (3) 本部には、災害対策本部員及び本部詰め職員を置きその運営に当たる。本部詰め職員の構成及び事務分担については【資料編資料第16】のとおりとする。

※災害警戒本部、災害対策本部の本部詰め職員の事務分担【資料編資料第16・I-43】

- (4) 本庁舎に災害対策本部を設置することができない場合は、次に定める順位により、その庁舎内に災害対策本部を設置する。

なお、本庁舎以外に災害対策本部を設置したときは、本部総括班及び広報班は、特に速やかに本市の機関及びその他の防災関係機関へ連絡するとともに、報道機関等を通じ市民に対し周知の徹底を図る。

① 山下分庁舎	② 谷山支所	③ 伊敷支所	④ 吉野支所
⑤ 中央消防署	⑥ 西消防署	⑦ 南消防署	⑧ その他市の施設

- (5) 本部に本部災害連絡員を、各対策部及び支部に災害連絡員を置く。本部災害連絡員には本部総括部災害連絡員をもって充てる。

※災害連絡員【資料編資料第17・I-44】

本部災害連絡員及び各部災害連絡員は、いずれも正副の担当者を置く。正災害連絡員は次に定める職務に関する一切の責任を有し、副災害連絡員は、正災害連絡員を補佐し、正災害連絡員がその職務を執行できないとき又は欠けたときはその職務を行う。

① 本部災害連絡員の職務

ア 各対策部長から本部総括部長へ報告された災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況の収集整理及び記録管理

イ アに関する事項の市長及び防災関係機関への報告通報

ウ 関係防災機関との連絡

エ 各対策部との連絡

② 各部災害連絡員の職務

ア 各対策部及び支部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況の調査収集及び記録管理

イ アに関する事項の本部総括部長及び関係県対策部長への報告

ウ 各対策部及び支部との連絡

- (6) 各対策部長及び支部長は、毎年4月1日現在で災害連絡員を指名し、同月20日までに、総務対策部人事班長へ報告するものとする。

ただし、指名した災害連絡員がその職務を執行できなくなったとき又は欠けたときは、直ちに新たな指名を行い、総務対策部人事班長へ報告し、常に各対策部及び支部の災害連絡の円滑な執行体制を確保しておくものとする。

8 災害対策要員の動員

(1) 災害対策要員

本部に災害対策要員を置き、市の職員をもって充てる。

(2) 配備要員の指定

- ① 各対策部長及び各支部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

- ② 各対策部長は、毎年4月1日現在で配備要員名簿を同月20日までに作成し、人事班長に提出するものとする。ただし、健康福祉対策部避難所班については、人事班長が避難所ごとに班長及び班員を指名するものとする。

ア 各対策部長は配備要員に異動のあった場合は、その都度、配備要員名簿を修正のうえ入力するものとする。

イ 人事班長は、避難所開設が長期化する場合には、組織的な対応を図るため、状況に応じ避難所ごとの応援体制を定めることができる。

(3) 配備の指定及び区分

- ① 本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。なお、必要がある場合は、情勢に適応して変更するものとする。

- ② 配備は、災害の規模に応じ、第1配備から第3配備までに区分する。

- ③ 配備区分は、おおむね次の基準による。

配 備 区 分	配備時期	活動内容	配備基準
第 1 配 備	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで災害対策本部が設置されたとき。	気象情報等及び災害情報等の収集連絡並びにその他災害応急対策の準備を行う。	災害応急対策の準備を行うために、災害連絡員のほか必要な要員を配備する。
第 2 配 備	大きな災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (広範囲にわたり避難所を運営している場合など)	災害応急対策に対処し得る程度の要員を確保し、各種災害応急対策を実施する。	各対策部で、災害対応を行うために必要な職員を常時配備する。
第 3 配 備	大きな災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は甚大な被害が発生したとき。 (災害救助法が適用された場合など)	市内全域にわたる災害応急対策を行えるよう全対策要員を配備し、又は常時配備できるよう待機体制をとり、災害応急対策を実施する。	全職員を動員する。(半数程度の職員を常時配備する。)

- ④ なお、配備の規模の指定がない状況にあっても、本部長（5部長会議、災害警戒本部の本部長を含む）が認める場合は、その命による救助班長の指示に基づき、避難所の開設に要する班長及び班員を配備する。

(4) 動員方法

- ① 本部長は、気象予・警報情報等及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合に、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他応急対策実施の体制整備を図るものとする。

なお、災害対策要員の配備指定については、本部総括部長が、本部設置に準じ本部長に建議することができるものとする。

- ② 緊急を要する場合は、本部長の判断により、災害対策要員の配備指定その他応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- ③ 人事班長は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各対策部長及び支部長へ通知するものとする。
- ④ 通知を受けた各対策部長及び各支部長は、班長を通じて配備要員へその旨通知する。
- ⑤ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- ⑥ 各対策部長及び各支部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。なお、部内の非常招集系統は、各対策部において作成し常備しておき、最も迅速、確実な方法により連絡にあたるものとする。
- ⑦ 対策要員がさらに必要な場合は、各対策部長、各支部長又は特に必要のある対策

班長は、人事班長に対し、人員確保の依頼をするものとする。依頼を受けた人事班長は、直ちに人員を確保し、その旨各対策部長又は各支部長に通知するものとする。

- ⑧ なお、災害対策要員が不足するおそれがあると本部長（5部長会議、災害警戒本部の本部長を含む）が認める場合は、前①～⑦にかかわらず、人事班長に対策要員の確保等を指示することができるものとする。

9 非常配備に関する応急対策（別図1参照）

(1) 夜間、休日等における配備の方法

① 職員の自主登庁基準

職員（消防局職員等の災害発生時の配備体制に特に定めのある職員を除く。）は、鹿児島市域に大規模な災害の発生又は大規模な災害が発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに自らの判断で登庁するものとする。

この場合において、災害対策本部の本部員、本部総括班及び消防総括班の職員は、登庁が困難又は登庁に時間を要することが予想されるときは、可能な限り本部総括班に連絡を試みることとする。

② 登庁場所

ア 職員（消防局職員等の災害発生時の配備体制に特に定めのある職員を除く。）は、原則としてその所属する勤務場所に登庁するものとする。

イ 所属する勤務場所への登庁が困難な場合は、最寄りの市の機関へ登庁するものとし、登庁した場所を所管する対策部長にその旨報告し、その指示を仰ぐものとする。

ウ 所属する勤務場所以外に登庁した職員は、人事班の指示があるまで、登庁した場所を所管する対策部長の指揮を受けるものとする。

エ 消防局職員等の災害発生時の配備体制に特に定めのある職員は、その定められた配備につくものとする。

(2) 夜間、休日等における配備編成の臨時措置

① 本部における臨時配備等

ア 本部において本部総括部長（危機管理局長）が所在していない場合は、次に定める順位によりその職務を一時的に代理する。

- (a) 総務対策部長（総務局長）
- (b) 本部総括部副部長（危機管理局次長）
- (c) 本部総括班長（危機管理課長）

イ 本部総括班の職員が所在していない場合は、消防総括班の職員がその職務を行い、本部総括班・消防総括班の職員がともに所在していない場合は、登庁している職員が本部総括班の職員が登庁するまでの間、その職務を行う。

ウ 本部総括班は、その職務に必要な場合には市民対策部庶務連絡班・総務対策部人事班の職員に対して、本部総括班の業務の応援を依頼することができるものとする。

② 対策部及び支部（以下「対策部等」という。）における臨時配備等

ア 対策部等において対策部長等が所在していない場合は、最初に登庁した対策部

副部長がその職務を代行する。また、対策部副部長も所在していない場合は、最初に登庁した対策班長がその職務を代行する。

イ 対策部等において職員がその配備場所に登庁した際、対策班長以上の統括者が所在していないときは、直ちに総務対策部人事班に報告し、総務対策部長の指示を仰ぐものとする。この場合、総務対策部長は、任意の職員をその部の臨時統括者として指定することができる。

ウ 代行者又は臨時の統括者は、それぞれ正規の職を有する者が登庁したときは、直ちにそれまでとった処置を報告し、その職務を引き継ぐものとする。

③ 総務対策部長の指示等

ア 総務対策部長は、統括責任者の不在時等により対策部等の職員を、状況により所属する対策部以外の業務に当たらせる等、適宜の指示をすることができる。

イ 総務対策部長に指示を仰いだ職員が属する対策部の対策部長又はその職務を代行する対策部副部長が登庁したときは、当該対策部長又は対策部副部長は、直ちにその対策部の職務遂行等について総務対策部と協議するものとする。

(3) 職員の状況把握及び応援

① 職員が登庁したときは、登庁途上において被害等が発生していた場合はその状況を、直属の上司又は登庁した各対策部を統括する者に報告する。

② また、各課においては職員の登庁状況を防災情報システムに入力する。

③ 対策部長等は、その対策部等の職員の登庁状況について総務対策部人事班（人事班が成立していない場合は、本部総括班。以下同じ。）に定期的に報告する。

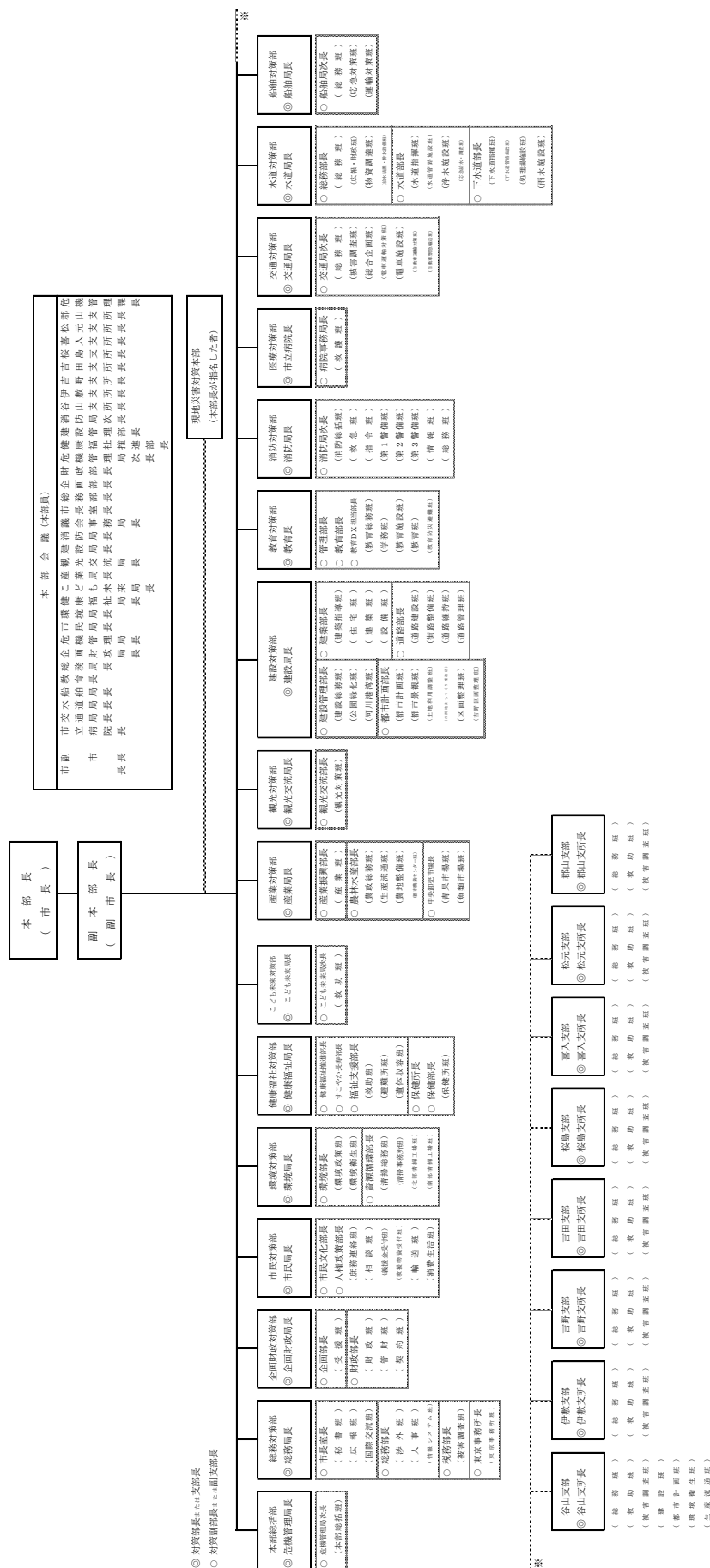
④ 対策部長等は、所属する勤務場所への登庁が困難であるため、その対策部等に所属しない者が登庁した場合は、人事班への報告の際、その旨を併せて報告する。

人事班は、所属する勤務場所への登庁が困難であるため、他の勤務場所へ登庁した職員に対し、必要に応じ本来の勤務場所への移動その他の措置を指示することができる。

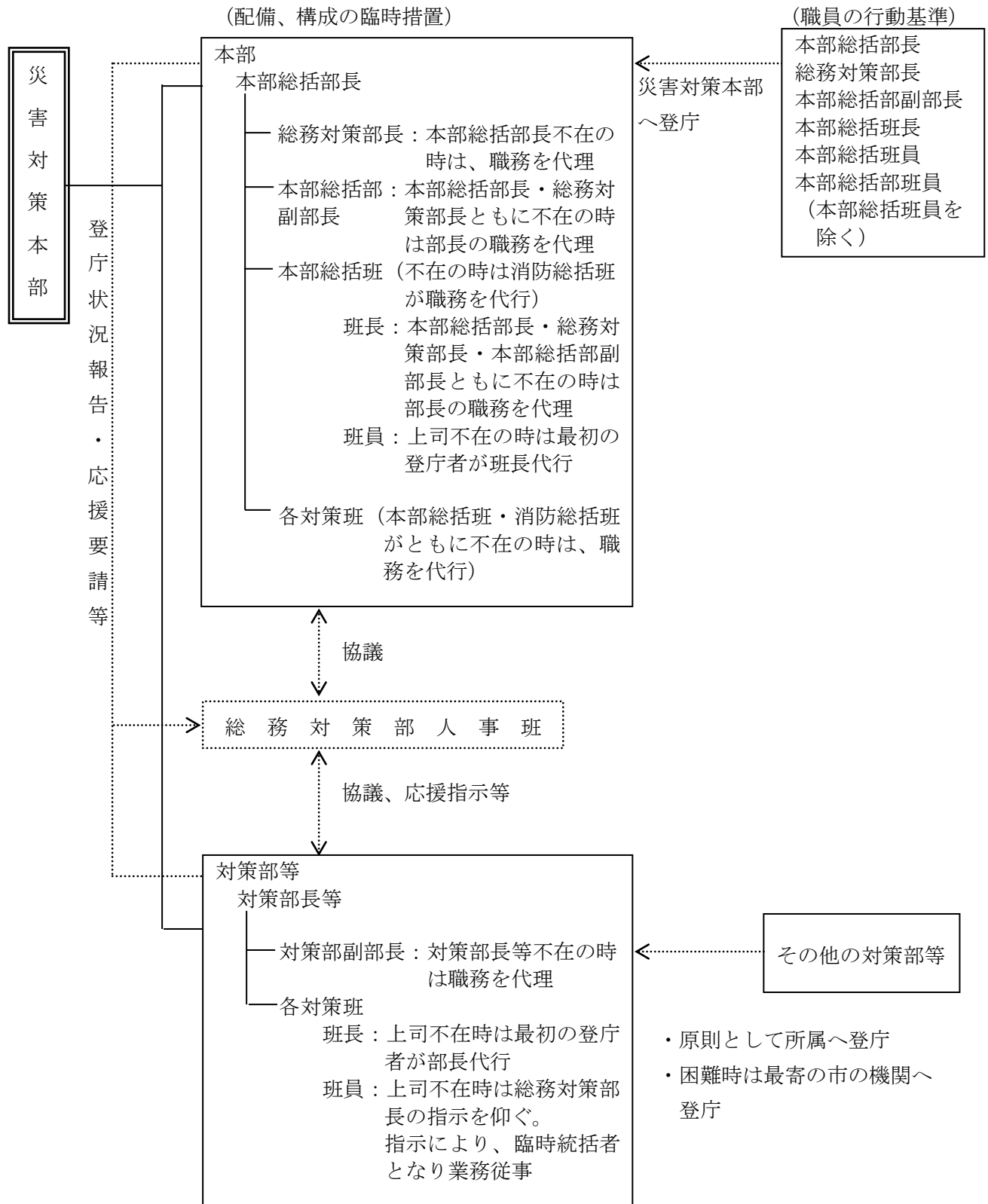
⑤ 人事班は、対策部等からの応援要請等に基づき、又は職員の登庁状況を勘案し、対策部等と協議のうえ、職権により、各対策部、各対策班又は各個の職員について応援体制をとることができる。

鹿兒島市災害対策本部組織

別表 1



(別図1 職員の登庁、配備)



第2節 災害救助法の適用及び運用計画

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

本計画は、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づき災害救助法を運用するものである。

1 救助の実施機関

災害救助法による救助は、国の法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。知事は救助を迅速に行うために、市長に通知することにより救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）

法第4条及び令第2条に定められている救助の種類は次の通りである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 災害救助法の適用基準

鹿児島市において、災害救助法が適用される災害の程度は、次の各号のいずれかに該当する場合である。

- (1) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき。
- (2) 鹿児島市の区域内で、同一災害による住家の滅失数が150世帯以上であること。
- (3) 鹿児島県の区域内で、同一災害による住家の滅失数が1,500世帯以上で、かつ鹿児島市の区域内で、住家の滅失数が75世帯以上であること。
- (4) 鹿児島県の区域内で、同一災害による住家の滅失数が7,000世帯以上で、かつ鹿児島市の区域内の被害世帯が多数であること。

※災害救助基準【資料編資料第18・I-45】

3 被災世帯の算定基準

- (1) 被災世帯の算定

滅失世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

① 住家が全壊、全焼又は流失したもの

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

③ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

前項①②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

① 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

② 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

4 災害救助法の適用手続

災害が、災害救助法の適用基準に該当し、又は見込みがあるときは、その旨を直ちに県危機管理課危機管理係に報告するものとする。

(県危機管理課危機管理係 099-286-2255)

第3節 気象予・警報情報等伝達計画

本計画は、災害発生に関係のある気象予・警報及び土砂災害警戒情報等の収集伝達、通報の系統、要領等を定めて収集伝達実施の迅速、確実を図り、災害発生の防止を期するものである。

1 予・警報情報等の種類及び発表機関

※予・警報情報等の種類及び発表機関【資料編資料第19・I-50】

2 特別警報・警報・注意報発表基準一覧表

(1) 鹿児島地方気象台が鹿児島市に行う特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

※特別警報・警報・注意報発表基準一覧表【資料編資料第20・I-50】

(2) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

数年に一度の短時間の大雨（鹿児島県では1時間120mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）をし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、直ちに「鹿児島県（奄美地方除く）記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同じに検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する鹿児島県（奄美地方を除く）気象情報」を発表する。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、この情報は心構えを一段高めることを目的とする。この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせて活用し、大雨災害に対する危機感を早めにもって、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行うことが考えられる。

雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する〇〇県気象情報」、「記録的な大雨に関する□□地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報を発表する。

(3) 土砂災害警戒情報

① 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律、気象業務法により、鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で発表する。

② 目的

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険性が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援することを目的とする。

③ 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、鹿児島県内全ての市町村を発表対象とする。

④ 土砂災害警戒情報の作成

市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、わかりやすい文章と図を組み合わせて作成する。

⑤ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、2時間先の予測時間雨量が土砂災害発生危険基準線（以下、「C L」という）を超過した場合（危険度レベル2）は、鹿児島地方気象台と鹿児島県土木部で共同発表する。（危険度レベル3、4においても発表する。）ただし、除外されたメッシュ（1km×1km）では、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報は発表されない。

※土砂災害警戒情報の監視基準等【資料編資料第21・I-53】

なお、地震や火山噴火等での現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、地方気象台と鹿児島県は基準の取り扱いについて協議するものとする。

イ 解除基準

解除基準は、60分間積算雨量と土壌雨量指数がC Lを下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、気象台と鹿児島県が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

⑥ 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報を避難指示等の発令の基本とし、更に避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は、市のシステム及び河川砂防情報システムによる危険度レベルや気象庁ホームページの土砂キキクル（危険度分布）などを合わせて判断すること。

イ 県内では、雨が降り止んでから時間をおいて発生する大規模な土砂災害の事例があり、土砂災害警戒情報が解除された後も土砂災害が発生することがある。そのため、避難指示等の解除にあたっては、現地の状況などを総合的に判断することが重要である。

ウ 土砂災害警戒情報は、土石流や集中的に発生するがけ崩れによる土砂災害を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は発表対象としていないことに留意すること。

(4) 河川の氾濫危険水位等

※河川の氾濫危険水位等【資料編資料第22・I-55】

※水位周知河川【資料編資料第23・I-55】

(5) 水防警報

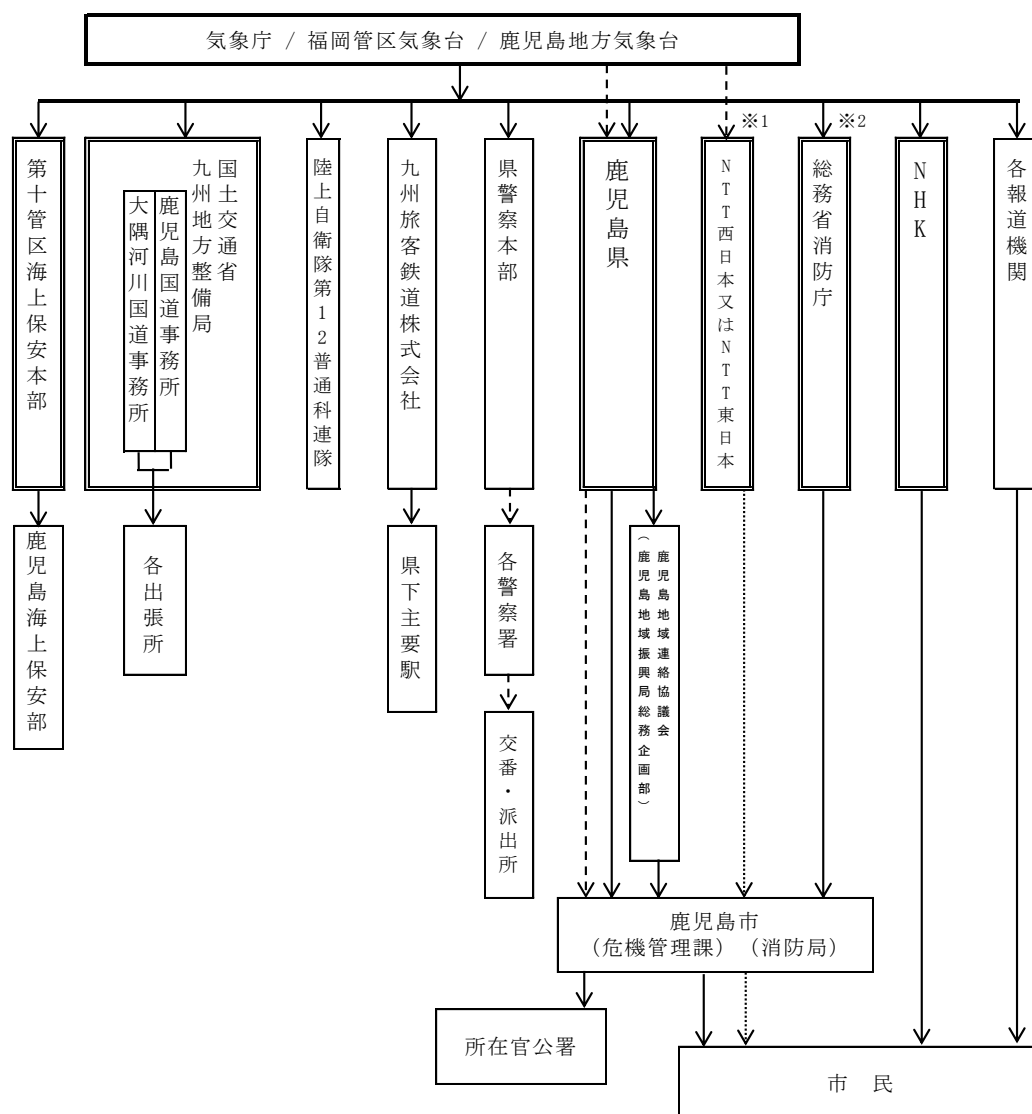
鹿児島県知事は、甲突川の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位に達すると思われるとき「待機」、水防団待機水位を超え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき「準備」、氾濫注意水位に達し、上昇の見込みあるとき「出動」の各水防警報を発令する。

(6) 火災警報

消防局長は、気象が次の基準に達した場合、必要に応じて火災警報を発令することができる。

- ① 実効湿度が65%以下及び最小湿度が35%以下になる見込みのとき。
- ② 平均風速で、毎秒12m以上の風が吹く見込みのとき。

3 予・警報情報等伝達系統図



(注) → 予報警報情報とも通知, 警報だけ通知, -- 火災気象通報

- 1 NTT西日本又はNTT東日本とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。
- 2 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく通知先
- 3 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置がそれぞれ法律により義務付けされている。
- 4 ※1 気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
- 5 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）

4 予・警報等の受領責任及び伝達方法

- (1) 鹿児島地方気象台等の関係機関から発信される予・警報等の伝達経路は、「予・警報情報等伝達系統図」による。
 - (2) 勤務時間外において予・警報等を受領した情報管理課長は、直ちにその旨、企画財政局管財課庁舎管理係長（庁舎管理係長が不在の場合は当直の上席の庁舎管理係員等「以下同じ」）へ伝達するものとする。
 - (3) (2)により情報管理課長から予・警報等の伝達を受けた庁舎管理係長は、直ちに危機管理課長に通知するものとする。
 - (4) (2)(3)により通知を受けた危機管理課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長にその旨報告するものとする。
 - (5) 関係機関から伝達される予・警報等の受領にあつては、次の事項について、文書をもって記録するものとする。
 - ① 予・警報又は災害の種類
 - ② 発表又は発生日時
 - ③ 予・警報等又は災害の内容
 - ④ 送話者及び受話者の職、氏名
 - ⑤ その他必要な事項
 - (6) 土砂災害警戒情報及びその他の災害や危機管理に関する情報については、県危機管理課より、通信施設等により、危機管理課及び情報管理課で受領する。
 - (7) 防災関係機関及び各事業所等は、気象予・警報情報等について、ラジオ等を常備して積極的に収集するものとする。
- (注)ここでいう予・警報とは関係機関から伝達される情報のうち特に重要な災害対策の実施を必要とするものをいう。

第4節 災害情報等収集報告計画

本計画は、災害情報及び被害状況等を迅速、確実に収集し、通報、報告するために必要な事項を定め、応急対策の迅速を期するものである。

1 実施責任者

市長は、管内の災害情報及び被害状況等を収集し、県その他防災関係機関へ通報、報告するものとする。

2 災害情報等収集報告系統（災害対策本部設置の場合）

※災害情報等収集報告系統（災害対策本部設置の場合）【資料編資料第24・I-56】

3 災害情報及び被害報告の種類・内容

(1) 災害情報の内容

災害情報とは、災害が起こるおそれのある状況のときから、被害が数的に判明する

以前の間における災害に関するおおむね次のようなものをいう。

- ① 災害の起こるおそれのある異常な現象（堤防漏水等）
- ② 災害発生前における河川の増水、高潮その他の災害が発生しそうな状況
- ③ 災害発生前の水防その他の災害防止対策、又は災害拡大防止の対策の活動状況
- ④ 住民の避難に関する状況
- ⑤ 災害は発生しているが、被害の程度が数的に把握できないときの状況

(2) 被害報告の種類・内容

被害報告とは、被害の程度が数的に把握できるものをあらかじめ定められた様式により報告する次のものをいう。

① 被害即報

災害発生直後の直後、被害状況が判明次第逐次報告するもの、及びさらに災害が続けて発生し、又は災害調査の結果により、新しい状況が判明する度に報告するもの

② 被害確定報告

災害状況が確定したとき、文書により報告するもの

4 災害情報の収集通報要領

(1) 災害発生のおそれのある異常現象の通報

① 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

災 害 の 種 類	通 報 先
河川の漏水等水防に関するもの	消防局、建設管理部管理課 危機管理課
火災発生に関するもの	消防局、消防署
気象、地象、水象、海難に関するもの	消防局、危機管理課 警察官、海上保安官

② 警察官等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）、海上保安官及び消防職員（消防団員を含む）は、直ちに市長（危機管理課）に通報するものとする。

③ 市長の通報

①②及びその他により異常気象を了知した市長は、直ちに次の機関に通知するものとする。

ア 気象、水象に関するものは鹿児島地方気象台

気象に関するものは	観測予報	2 5 0－9 9 1 3
異常潮位に関するものは	観測予報	2 5 0－9 9 1 3

イ その異常現象により災害発生が予想される隣接市町村

ウ その異常現象により予想される災害の対策実施機関

④ 市長の気象台に対する通報要領

市長が、鹿児島地方気象台に関係する異常現象を了知した場合の気象台に対する通報要領は、次のとおりとする。

ア 通報すべき事項

- 気象関係（竜巻、強い降雹等）
- 水象関係（台風等に伴う異常潮位、異常波浪）

イ 通報の方法

通報の方法は、電話によることを原則とする。

5 災害情報等の収集報告要領

- (1) 各対策部長は、所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況を調査収集し、本部総括部長を経て市長へ報告するとともに、必要に応じて各対策部の業務に照応する次の県災害対策本部の各対策部へそれぞれ報告するものとする。

なお、建設対策部及び産業対策部においては、必要に応じて「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」を運用することにより、災害情報及び被害状況の調査収集を行うものとする。

※災害情報等の収集報告要領【資料編資料第25・I-57】

- (2) 報告の時期は、はじめに災害情報を了知したときは災害が発生したときから1時間毎に行うものとし、特に重要な災害情報を収集したとき及び大きな災害が新たに発生したときは、その都度報告するものとする。

ただし、市長が報告の時期について特に指示したときは、この限りではない。

- (3) 各対策部長から災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況の報告を受けた本部総括部長は、当該報告を収集整理のうえ、市長及び本節2に定める関係機関へ報告通報するものとする。

6 防災関係機関の災害情報等の通報

防災関係機関（第3章 第1節 1 鹿児島市災害対策本部と防災関係機関との協力系統に定める機関）は、所管事項に関し収集把握した災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況のうち、市の災害対策と密接な関係にあると思われるものについては、市災害対策本部（本部総括班～危機管理課216-1213）に通報するものとする。

7 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、「災害報告の判定基準」のとおりとする。

8 災害報告の様式

災害報告に際しては、特に法令に定めのある場合を除き、「災害状況即報」によるものとする。

※災害状況即報【資料編資料第26・I-58】

災害報告の判定基準

区 分	被害の判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者 軽傷者	当災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り災世帯	住家の全壊、半壊、流失、埋没、焼失、床上浸水の被害をうけた世帯
り災者	り災世帯の構成員

- (注) (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第5節 災害通信計画

本計画は、災害に関する予・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期するものとする。

1 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告、交換など災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

ただし、固有の通信施設をもっている機関についてはこれを利用する。

なお、他機関の通信施設の利用に際しては、かねてから管理者と利用方法等必要な手続きを協定で定めて、災害時に利用できるように努めるものとする。

(1) 公衆電気通信施設の利用

① 普通電話による通信

一次的には、加入電話の通常の手続により通信を確保するが、施設の被害その他によりその利用が制限される場合は、「災害時優先電話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。なお、臨時電話が設置できる状況にあっては、被災地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通話体制の確保を図るものとする。

② 「災害時優先電話」の利用方法

防災関係機関は、災害時における災害時優先電話による優先利用を図るため、平常時からNTT西日本鹿児島支店に連絡し、災害時優先電話の指定を受けておくものとする。

なお、災害時優先電話として取り扱われる機関及び内容については、県地域防災計画（一般災害対策編）第3部第1章第2節第1「県の通信連絡手段の確保・運用」4(2)による。

③ 電報による通信

災害対策のため特に緊急を要する電報は、「非常扱い電報」の取扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。

「非常扱い電報」を申し込むに当たっては、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出る。

(2) 専用通信施設の利用

公衆電話施設の利用ができなくなった場合又は緊急通信にその必要がある場合は、次に掲げる専用通信施設の利用を図るものとする。

なお、利用に当たっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

① 消防無線電話による通信

市消防無線電話を利用し、通話相手機関を管轄する消防分遣隊、消防分団を通じ通信連絡する。

※消防無線通信施設【資料編資料第27・I-59】

② 警察電話による通信

県警察本部の警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する各署、交番及び駐在所等を経て通信連絡する。

③ 警察無線電話による通信

県警察本部の警察無線電話を利用し、②に準じて通信連絡する。

④ I P 無線による通信

市の I P 無線機を利用し、通信連絡する。

※ I P 無線機の配備体制【資料編資料第28・I-67】

⑤ 防災行政無線による通信

同報系防災行政無線のアンサーバック機能を利用し、通信連絡する。

※同報系防災行政無線局【資料編資料第29・I-68】

⑥ 衛星携帯電話による通信

衛星携帯電話を利用し、通信連絡する。

※衛星携帯電話配備場所【資料編資料第30・I-76】

2 ホットラインの利用

災害発生時に情報連絡を密にし、迅速確実な情報の交換ができるよう、市災害対策本部と市水道局を直通ホットラインで結ぶ。

3 市長の災害通信要領

(1) 市災害対策要員が、非常通話、非常電報及び専用通話施設による通信の必要を認めたときは、原則として所管の対策班長の許可を得て通信するものとする。

ただし、緊急を要するため所管の対策班長の許可を受けることができないときは、この限りでない。この場合、速やかに所管の対策班長へ報告するものとする。

(2) 各対策部長は、(1)により通信を行った旨の報告を受けたときは、速やかにその旨総務対策部長へ報告するものとする。

第6節 災害広報計画

本計画は、住民及び報道機関に対する災害情報、被害状況その他の広報活動について、必要な事項を定め、もって災害広報の迅速化を図るものである。

1 実施責任者

市長は、地域における災害情報、被害状況その他災害に関する広報を行う。担当は広報班長とする。

2 実施要領

(1) 各対策部長は、所管事項について広報を要する事項が生じたときは、直接広報班長へ通知するものとする。この場合、広報事項は要点を簡潔明りょうにまとめて、できるだけ文書をもって通知するものとする。

- (2) 本部災害連絡員は、収集した災害情報等のなかで、広報を要すると認めるものについては、速やかに広報班長へ通知し、災害広報に万全を期するものとする。
- (3) (1)及び(2)により通知を受けた広報班長は、速やかに市民及び報道機関へ広報するものとする。
- (4) 広報班は、各対策部が収集する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、必要に応じて災害現地等に出向き、写真、ビデオその他の取材活動を実施するものとする。

3 住民に対する広報

- (1) 広報は内容に応じ、次の方法により行う。
 - ① 同報系防災行政無線
 - ② テレビ、ラジオ、新聞等報道機関
 - ③ 安心ネットワーク119メール、緊急速報メール
 - ④ 市広報車
 - ⑤ 航空機、船舶等による広報
 - ⑥ ホームページ、SNS
 - ⑦ 広報紙等の配布
 - ⑧ ポスター等の掲示
 - ⑨ その他、サンサンコールかごしま等
- (2) 広報車により広報を行う場合は、特に危険なときを除き、停車し、拡声広報を行うものとする。この場合、簡潔でわかりやすい内容をもって明確に行うものとする。

4 広報車両体制

広報車両及び広報担当区域は次のとおりとするが、災害の状況に応じ、広報班長は、広報担当区域等の変更を行うものとする。

※広報車両一覧【資料編資料第31・I-77】

5 報道機関に対する広報の要請

(1) 放送要請の要領

広報班は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報において迅速・確実を期すべきもの、若しくは報道機関による広報が適当なものについては、放送機関に広報を依頼する。また、定められた様式により県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。

放送機関に対する放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、市が報道機関に対し直接放送を依頼するものとする。

なお、その要請にあたって、市は、放送要請の理由、放送事項を明示し、報道機関は、要請のあった事項についての放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

6 報道機関に対する情報発表

市の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

なお、情報提供（投げ込み）により報道機関に伝えることもある。

発表は、以下の要領で実施する。

(1) 報道発表の要領

- ① 発表の場所は、原則として記者会見室とする。
- ② 発表担当者は、広報班の責任者の在庁最上位の者とする。
- ③ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないことも予め断っておく。
- ④ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- ⑤ 発表する情報は災害警戒本部又は災害対策本部での協議事項を基本とし、随時発表する。
- ⑥ 作成した広報資料は記者会見室等、報道機関が視認できる場所に掲示板を配置し、作成した広報資料をいつでも確認できるようにする。

(2) 報道機関へ発表する広報内容

- ① 気象予・警報情報等の発表又は解除
- ② 災害警戒本部の設置又は廃止
- ③ 災害対策本部の設置又は廃止
- ④ 災害防止の事前対策
- ⑤ 災害応急対策状況
- ⑥ 被害状況
 - ア 被害種別
 - イ 被害発生日時
 - ウ 被害発生区域
- ⑦ その他必要と認める事項

7 報道機関による広報

- (1) 災害時のテレビ・ラジオ等による放送は、住民の情報ニーズに応えるとともに、住民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。したがって、各報道機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や広報を実施する体制を強化する。
 - ① 災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成するよう努める。
 - ② 市その他防災関係機関からの災害通報事項に対しては、臨時の措置を講じるなどして住民に周知徹底するよう努める。

※報道機関一覧【資料編資料第32・I-78】

8 その他の防災関係機関による広報

- (1) 九州電力送配電株式会社鹿児島配電事業所
停電等の被害箇所の状況及び復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車、報道機関、自社ホームページ等により住民への周知に努める。
- (2) N T T 西日本鹿児島支店

電話の不通箇所の状況及び復旧の見通し等について、広報車、報道機関、自社ホームページ等により住民への周知に努める。

(3) ガス会社

被害箇所の状況及び復旧の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故の防止等について広報車、報道機関、自社ホームページ等により住民への周知に努める。

(4) 九州旅客鉄道株式会社、バス会社等

被害箇所の状況、輸送の状況、復旧の見通し等について、駅等の掲示板や案内所への掲示をはじめ、報道機関等により住民への周知に努める。

第7節 避難計画

本計画は、災害時について、災害から住民を保護するため、市長等が行う避難の指示等の基準要領等を定めて、危険区域内の住民を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減を図るものである。

1 実施責任者

(1) 市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害時における住民への避難指示等の避難措置を実施するものとする。実施担当は、消防総括班，第1警備班，第2警備班及び第3警備班とする。

(2) 避難指示権者は、次のとおりである。

① 避難の指示	洪水災害	知事又はその命を受けた職員（水防法第29条） 水防管理者（ " ）
	地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条） 市長（災害対策基本法第60条）
	全災害	警察官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条） 海上保安官（災害対策基本法第61条） 災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
② 避難所開設及び収容		知事又は市長（災害救助法第4条及び災害対策基本法第60条）

(3) 避難の指示にかかる避難者誘導は、(2)の避難指示権者と市長が協力して実施する。

避難所の開設、収容は市長が行い、災害救助法が適用された場合には知事が行う。なお、知事が権限を委任したとき、又は緊急を要し知事による実施を待つことのできないときは、市長は知事の補助機関として行うものとする。この場合、市長は緊急実施事項について直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置についての指揮を受けるものとする。

2 避難指示等の基本方針

(1) 市長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の要配慮者がとその支援者は立退き避難を、その他の人は立退き避難の準備を促すことをいう。）、避難指示（必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することをいう。）及

び緊急安全確保（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことがかえって危険なおそれがあるとき等に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。

- (2) 市長が行う避難指示等は、「避難情報に関するガイドライン」を踏まえて行う。
- (3) 市長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ避難指示を行うものとする。

3 避難指示等の実施要領

- (1) 避難指示等は、迅速に行うこととし、かつ関係者に徹底するような方法で実施するように努めるものとする。
- (2) 避難指示等は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間をさけ昼間に行うように努めるものとする。
- (3) 避難の準備に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心など避難期間に応じた準備の指導を行うものとする。
- (4) 市長以外の避難指示権者が避難指示を行ったときは、関係法令に基づき関係機関に報告又は通知するほか、市長（消防局長）に直ちに通知するものとする。
- (5) 市長は、自ら避難指示等を行ったとき、又は避難指示権者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（危機管理防災局危機管理課長、地域振興局総務企画部長）及び防災関係機関等へ通報するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

(6) 市長の避難指示等実施要領

市長が避難指示等を行う場合は、(1)～(5)に掲げるもののほか、次により行うものとする。

- ① 市長の行う避難指示等の市における実施担当者は、消防局長とする。
- ② 消防局長は、災害時に災害地域の住民を緊急に避難させる必要があると認めるときは、2(1)に基づき避難指示等を行うものとする。
- ③ 消防局長は、避難指示等を行ったとき、及び避難指示権者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに本部総括部長及び健康福祉対策部長へ報告、通知するものとする。
- ④ ③により消防局長から通知を受けた本部総括部長は、第4節2「災害情報等収集報告系統」に基づき、直ちに関係機関へ報告、通知するものとする。

同じく③により消防局長から通知を受けた健康福祉対策部長は、避難所の開設その他救助対策につき、直ちに必要な措置をとるものとする。

4 避難指示等の伝達方法

- (1) 住民に対する避難指示等の伝達は、次の方法のうち、実情に則した方法により早急に周知徹底を図る。その際、複数の手段・伝達責任者の確保に努める。

- ① 同報系防災行政無線による伝達

- ② 関係者による直接口頭、又は拡声器による伝達
- ③ サイレンによる伝達

※防災信号【資料編資料第33・P78】

- ④ 広報車等の呼びかけによる伝達
 - ⑤ ホームページによる伝達
 - ⑥ SNS、安心ネットワーク119、緊急速報メールによる伝達
 - ⑦ 報道機関を通じて行うテレビ、ラジオ等による伝達
 - ⑧ インターネット（多言語）による伝達
- (2) 消防局長は、避難指示等を行う場合は、消防の車両により拡声広報を行うほか、必要な場合は、広報班長に連絡し、広報車を出動させるよう依頼するものとする。

5 避難指示等の基準

避難指示等は、以下の基準を参考に総合的に判断し、発令・解除することとする。

なお、鹿児島県河川砂防情報システムや気象庁ホームページをもとに早めの発令に向けて体制を強化することとする。

① 土砂災害

警戒レベル	情報の種類	現地確認状況等	危険度分布等	備考
警戒レベル5	緊急安全確保	土砂災害の発生が確認された場合	- 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 - 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合	
警戒レベル4	避難指示	- 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） - 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） - 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	- 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 - 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合	土砂災害危険度レベルがレベル4（CL※）を1時間以上超過することが予想される場合（鹿児島県河川砂防情報システム）

警戒 レベル 3	高齢者 等避難	・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）となった場合	土砂災害危険度レベルがレベル3を超過し、さらにレベル4（CL（※））の超過が予想される場合（鹿児島県河川砂防情報システム）
	解除	・土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階で解除 ・ただし、土砂災害が発生した箇所等については、土砂災害等の専門家等による現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、解除		

※CL（critical-line）とは

過去の土砂災害発生時の降雨状況等を精査し、これ以上の降雨があったときには、土砂災害がいつ発生してもおかしくない降雨状況の境界線を示したもの

② 洪水

ア 水位周知河川

警戒 レベル	情報の 種類	現地確認状況等	危険度分布等	備考
警戒 レベル 5	緊急 安全 確保	・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	・洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）	

警戒 レベル 4	避難 指示	・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・西之谷ダム（新川）の管理者から、緊急放流（非常用洪水吐からの越流）予定の通知があった場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）に到達した場合 ・水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3 水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	
警戒 レベル 3	高齢者 等避難	・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	・水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3 水位）に到達した場合 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2 水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	
	解除	・水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合で解除 ・ただし、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階で解除		

イ その他河川等

警戒 レベル	情報の 種類	現地確認状況等	危険度分布等	備考
警戒 レベル 5	緊急 安全 確保	・ 水位観測所の水位が堤防高に到達した場合 ・ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ・ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	・ 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ・ 洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）	
警戒 レベル 4	避難 指示	・ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	・ 水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ② 洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル4 相当情報[洪水]） ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	
警戒 レベル 3	高齢者 等避難	・ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	・ 水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ② 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3 相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）	

			③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	
	解除	・その他河川等については、洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合に解除		

③ 高潮

警戒レベル	情報の種類	現地確認状況等	危険度分布等	備考
警戒レベル 5	緊急安全確保	・水門、陸閘等の異常が確認された場合 ・海岸堤防等が倒壊した場合 ・異常な越波・越流が発生した場合		
警戒レベル 4	避難指示	・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）	・高潮警報（警戒レベル 4 相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル 4 相当情報[高潮]）が発表された場合	観測潮位がレベル 4（高潮警報基準 TP+2.3m）を超過した場合（気象庁ホームページ）
警戒レベル 3	高齢者等避難	・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が鹿児島市にかかると予想されている、又は台風が鹿児島市に接近することが見込まれる場合 ・警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）	観測潮位がレベル 4（高潮警報基準 TP+2.3m）を超過することが予想される場合（気象庁ホームページ）
	解除	・高潮警報（警戒レベル 4 相当情報[高潮]）が解除された段階で解除 ・ただし、浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階で解除		

④ 暴風・その他

情報の種類	状況
避難指示	・周囲の状況が高齢者等避難の段階より悪化し、相当な危険がせまってきた場合 ・暴風警報が発表され、避難が困難となる状況が予想される場合
高齢者等避難	台風の上陸等により、 ・暴風域に入ることが予想される場合 ・周囲の状況から判断し、危険が予想される場合
解除	・暴風警報が解除され、避難を必要とする状況でなくなった場合

6 避難指示等における住民の避難行動

自宅が危険な区域にあるときは指定緊急避難場所や知人の家などへの自宅外避難を、自宅が安全な場所にあるときは、自宅避難（自宅にとどまること）を行う。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル 5】 緊急安全確保 （鹿児島市が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル 4】 避難指示 （鹿児島市が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い。 ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル 3】 高齢者等避難 （鹿児島市が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり。 ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

【警戒レベル 2】 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認。 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル 1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める。 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

7 自主避難

防災については、早期警戒・早期避難が重要であることから、下記のような兆候の発生あるいは状況が認められたときは、関係住民の自主的判断により速やかに避難するよう、市民のひろば・地区別防災研修会等を通じあらかじめ周知を図る。

(1) 崖崩れ

- ① 崖に亀裂ができる。
- ② 崖から水が湧いてくる。
- ③ 小石がパラパラと落ちてくる。

(2) 地すべり

- ① 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。
- ② 地面にひび割れができる。
- ③ 地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったたりする。

(3) 土石流

- ① 立木の裂ける音が聞こえる。巨礫の流下する音が聞こえる。
- ② 溪流の流水が急激に濁りだす。流木が混ざりはじめる。
- ③ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に低下しはじめる。（上流に崩壊が発生し、流れが堰き止められているおそれがあるため。）

8 避難の方法

(1) 避難の誘導

- ① 地区ごとの避難誘導は、当該地区の消防署、分遣隊及び消防分団が行い、誘導責任者は当該分遣隊の隊長及び消防分団の分団長とする。
- ② 避難経路は、災害時の状況に応じ適宜定めるものとし、その決定に当たっては、次の事項を検討して定めるものとする。
 - ア 暴風の場合は、できるだけ山かげや堅ろうな建物にそって経路を選ぶようにする。
 - イ 豪雨の場合は、がけ下や低地帯、災害発生のおそれのある場所はできるだけさけるようにする。
 - ウ 地震の場合は、できるだけ広い道路を選び、がけ下や河の土堤、石堀等崩壊しやすい経路はさけること。
- ③ 避難の誘導に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難場所が比較的遠距離の場合は、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

イ 避難経路中危険箇所には、標識、なわ張り、誘導員を配置するようにする。

ウ 誘導に際しては、できるだけ車両、舟艇、ロープ等資機材を利用して安全を図るようにする。

エ 幼児や携帯品等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

(2) 避難手段

避難は、徒歩を原則とする。ただし、災害の状況等から、市長が必要と認める場合は、移送手段を確保して行うものとする。

なお、国道10号沿いの地域のうち、鹿児島国道事務所の行う通行規制の影響を受ける地域への避難措置は、別途定める。

※国道10号沿いの地区（吉野町磯から平松）に対する大雨時等における移送マニュアル

【資料編資料第34・I-79】

(3) 要配慮者の避難対策

① 一人暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者、病人、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等のいわゆる要配慮者の避難については、日頃から対象者の把握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び避難誘導方法について特に配慮するものとする。

特に、避難行動要支援者に対しては、地域ぐるみで安全確保を図るため、自主防災組織の協力を得るなどして事前に避難誘導方法の確立を図るものとする。

② 避難所においては、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児や子どものいる家族等への配慮、男女共同参画の視点で設備や備品についても配慮に努めるものとする。

③ 障害の種類及び程度に応じて障害者が必要な情報を迅速かつ確実に取得することができ、また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実等に努める。

④ 外国人等に対しては、住民登録の際などに防災についてのパンフレット等を配付するとともに、避難所の表示板についても多言語化を推進していくものとする。

(4) 避難の順位

① 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行うものとする。なお、これらの者に対しては、早めの自主的な避難を呼びかけるものとする。

② 地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するものとする。

(5) 携帯品の制限

避難誘導員は、避難者の避難に当たっては次の事項に留意し、携帯品は最小限度に制限し適宜指導するものとする。

① 携帯品は、必要最小限の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。

② 避難が比較的長期にわたると予想されるとき携帯品は、避難中における生活の維持に役立てるため、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等を考慮してさらに加えるものとする。

※避難の際の心得【資料編資料第35・I-81】

9 指定避難所等の設置等

(1) 指定避難所の設置・開設及び管理

指定避難所は原則として、学校、公民館、福祉館等の既存建物を利用するが、これらの建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、また天幕の設営により実施するものとする。

避難所には標識板を設置し、地域住民への周知を図るとともに、災害専用電話を設置するなど連絡体制の整備を行うものとするほか、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

地域別の指定避難所は【資料編資料第36及び第37】のとおりとし、災害の種類及び被害の状況等により適宜開設するものとする。

指定避難所の開設及び管理は、本部長の命により救助班長（各支部管内においては、支部救助班長をいう。以下同じ）の指示に基づき行うものとする。この場合、救助班長は、救助業務の具体的な計画をたて、各避難所業務が円滑に行われるよう指導するものとする。

※鹿児島市指定避難所一覧【資料編資料第36・I-82】

※鹿児島市指定緊急避難場所一覧【資料編資料第37・I-88】

(2) 適切な避難所収容体制の構築

特定の指定緊急避難場所や指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、市ホームページや避難所混雑状況情報提供（MAP型混雑検知）システムなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の設置・開設及び管理

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者（社会福祉施設等の入所者は原則除く。）が日常生活上の支援が受けられるなど、安心して避難できる体制を整えるため、福祉避難所を設置する。

福祉避難所は、避難対象者の避難所生活が長期間に及ぶおそれがある場合、その他特に必要と認められる場合に適宜開設する。

なお、避難対象者の家族についても、状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

(4) 避難所班長の業務

① 避難所の開設及び閉鎖に関すること。

ア 本部長の命による避難所の開設及び閉鎖

イ 避難所の開設及び閉鎖に関する救助班長への通知

② 避難所の管理に関すること。

ア 避難状況の調査及び救助班長への通知

イ 避難所避難者台帳の作成

ウ 避難所業務日誌の記録

- エ 避難所施設の保全管理
- オ 避難所施設管理者との連絡調整
- カ 男女別のトイレ及び更衣場所の確保
- キ 授乳場所の確保
- ③ 避難所における救助活動に関すること。
 - ア 避難者に対する災害情報等の広報伝達
 - イ 被災者に対する給食、被服及び物資等の給与並びに給与状況の救助班長への通知
 - ウ 救援金及び物資の受付（一時保管を含む）と受付記録の救援金受付班長及び救援物資受付班長への通知
 - エ その他必要な救助活動
- ④ 避難所業務の引継ぎに関すること。
 - ア 重要引継事項の文書による引継ぎ
 - イ 避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ
- ⑤ 関係帳簿等の整備に関すること。
 - ア 避難所避難者台帳
 - イ 炊出し受給者名簿
 - ウ 物資給与及び受領簿
 - エ その他必要な書類

10 大規模災害時における避難所の管理運営

- (1) 「鹿児島市避難所運営マニュアル（平成30年4月策定）」及び「新型コロナウイルス感染症等に対応した避難所運営マニュアル（令和3年6月策定）」を参考に、避難所の管理運営体制の整備に努める。
- (2) 避難者の受入れについては、自主防災組織等と連携し、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し受け入れる。その際、避難所ごとに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。
- (3) 避難所における情報の伝達、食糧・水等の配付、清掃等について、避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (4) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (5) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、女性の参画を推進し、男女双方の視点や高齢者、障害者並びに性的少数者等多様な視点に十分配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。

なお、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策に努める。

- (6) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要な対策を検討する。

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等の常駐又は巡回の体制の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、避難所の運営を安定的に維持するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

さらに、被災者のニーズの把握や防犯対策、特に女性に対する暴力の予防のため、避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

- (7) 指定避難所等における女性や子供たち等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスター等を掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。
- (8) 感染症の発生・拡大が見られる場合は、本部総括部と健康福祉対策部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- (9) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分なスペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

11 広域避難

(1) 市の対応

- ① 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。
- ② 広域避難を要請したときは、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。
- ③ 避難所及び緊急避難場所の運営は鹿児島市が行い、受け入れた市町村は運営に協力する。
- ④ 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 県の対応

- ① 市から広域避難に関する協議要求があった場合、県は、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。
- ② 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町

村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

(3) 国の対応

- ① 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

12 災害救助法の基準

災害救助法による基準は、第3章第2節「災害救助法の適用及び運用計画」を参照

13 病院・社会福祉施設等の避難措置

(1) 病院

① 防災設備等の整備

病院長若しくは病院の管理者は、当該施設の患者等が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努めるものとする。

② 避難誘導

病院長等は、あらゆる災害に対処できるようあらかじめ避難計画を作成し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとし、これに基づき迅速かつ適切に避難を実施する。

なお、入院患者を他の医療機関に移送させる必要がある場合は、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員又は地域住民等の協力を得て行う。

また、患者家族への移送状況報告を速やかに行う。

③ 緊急連絡体制

病院長等は、災害時における情報伝達の手段、方法を確立するために、防災機関との連絡体制や病院相互間等との緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

④ 避難指示等の伝達

病院長等は、患者等を避難させるときは、病院のサイレン、マイク放送等により周知させる。

⑤ 避難場所等の確保

病院長等は、災害時における患者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難時に必要な医薬品、食糧、衣類、担架、車両、車椅子等を備蓄しておくものとする。

⑥ 防災教育や防災訓練の実施

病院長等は、病院の職員や患者等が、災害時において適切な行動がとれるように防災教育を定期的実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、患者等の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(2) 社会福祉施設

① 防災設備等の整備

社会福祉施設の長は、当該施設の入所者が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材の備蓄に努めるものとする。

② 避難誘導

社会福祉施設の長は、あらゆる災害に対処できるようあらかじめ避難計画を作成し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとし、これに基づき迅速かつ適切に避難を実施する。

なお、入所している者を他の施設に移送させる必要がある場合は、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員又は地域住民等の協力を得て行う。

また、入所者家族への移送状況報告を速やかに行う。

③ 緊急連絡体制

社会福祉施設の長は、災害時における情報伝達の手段、方法を確立するために、防災機関との連絡体制や施設相互間等との緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

④ 避難指示の伝達

社会福祉施設の長は、入所者等を避難させるときは、施設のサイレン、マイク放送等により周知させる。

⑤ 避難場所等の確保

社会福祉施設の長は、災害時における入所者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難時に必要な医薬品、食糧、衣類、担架、車両、車椅子等を備蓄しておくものとする。

⑥ 防災教育や防災訓練の実施

社会福祉施設の長は、施設の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるように防災教育を定期的の実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態等に応じた防災訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

(3) 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設

① 防災設備等の整備

駅、百貨店等多数の者が出入り、又は勤務している施設等の管理者は、施設の利用者が不特定多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努めるものとする。

② 避難誘導

管理者は、災害時において施設内にいる者をあらかじめ定めた消防計画に基づき、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとし、これに基づき、誘導責任者が迅速かつ適切に施設内又は施設外の安全な場所に避難誘導する。

なお、風水害等で帰途を失った者等に対しては、施設内の安全な場所を提供したり、施設周辺の避難場所へ誘導するよう努める。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、防災機

関への連絡体制や利用者等の避難誘導体制に十分に配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、他の類似施設や地域住民と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりにも努めるものとする。

③ 緊急連絡体制

管理者は、災害時における情報伝達の手段、方法を確立するために、防災機関との連絡体制や施設相互間等との緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

④ 避難指示の伝達

管理者は、出入者及び勤務者を避難させるときは、施設のサイレン、マイク放送等により周知させる。

また、風水害に対応して、必要に応じ、気象情報等を場内放送を通じ周知させるよう努める。

⑤ 防災教育や防災訓練の実施

管理者は、災害時において施設の職員が適切な行動がとれるように防災教育を定期的実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

14 市立学校の児童生徒の集団避難

(1) 実施の基本

① 教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、学校の実情に適した具体的避難計画を作成させるものとする。

② 児童生徒の避難措置は、心身の発達段階を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

(2) 実施方法

① 教育長は、災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置を取らせるものとする。

② 学校長は、緊急を要する場合は速やかに状況を判断し、臨時に児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。

③ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、教育長又は学校長は状況を判断して臨時休業の措置を講ずるものとする。

(3) 実施要領

① 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。

② 教育長の避難指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期等を考慮し、危険が迫っている学校から順次指示する。

③ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

④ 災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等あらかじめ定めておく。

(4) 留意事項

① 教育長の各学校への通報連絡及び各学校と保護者との連絡は、迅速確実に行われるように、かねてから連絡網を整備しておく。

- ② 学校長は、おおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。
 - ア 災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - イ 避難場所の指定
 - ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - エ 児童生徒の携行品
 - オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
 - ③ 校舎等については、かねてから非常口等の確認を行うとともに、緊急時に使用できるよう整備しておく。
 - ④ 災害が学校内又は学校付近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報する。
 - ⑤ 災害の種別、程度により、児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
 - ア 各集落の担当教諭の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
 - イ 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険橋、堤防）の通行を避ける。
 - ⑥ 児童生徒が家庭にいる場合における臨時休業の通告方法、連絡網を児童生徒及びその保護者に周知徹底させる。
 - ⑦ 学校長は、かねてから災害種別に応じた避難訓練を実施する。
- (5) 避難場所
- ① 教育長は、地域防災計画その他を考慮し、災害、種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を定めるものとする。
 - ② 地域防災計画等に定める各学校の避難場所において、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (6) 市立の幼稚園・保育所等の対策
- 市立の幼稚園及び保育所等は小学校、中学校の対策に準じる。この場合、教育長をこども未来局長に、学校長を園長に読み替える。

第8節 救助、救急計画

災害時には、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生するものと予想される。

このため、鹿児島市の消防力の総力を挙げて救助、救急活動を行うものとするが、実施に当たっては、第3章第29節「消防計画」によるほか、次のとおりとする。

1 消防機関による救助、救急活動

(1) 救助、救急活動

① 活動の原則

救助、救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。

② 出動の原則

救助活動を伴わない場合は、救急隊のみで出場し、救助活動を伴う災害は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、救命効率の高い事象を優先する。

ウ 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する応急処置は、救命処置を要する事象を優先する。

(2) 救急搬送

① 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては救急車等のほか、必要に応じ鹿児島県ドクターヘリ等により行う。

② 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

(3) 傷病者多数発生時の活動

① 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療対策部と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

② 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

2 住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

3 救助、救急用装備・資機材の調達

(1) 初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

(2) 救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するも

の又は民間業者から借入れ等を図り、救助活動に万全を期す。

(3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等については、民間業者から調達するものとする。

(4) 搬送する重傷者が多数で、救急車等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

※救急車・救助工作車の配備状況【資料編資料第38・I-106】

第9節 医療、助産、保健計画

本計画は、災害の混乱時における被災者の応急的医療、助産及び保健の円滑な実施を図るものである。

1 実施責任者

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療、助産及び保健は、市長が行う。

(災害救助法適用時において知事から委任された場合を含む。)

医療及び助産は医療対策部が担当し、保健は保健所班が担当する。

2 災害拠点病院としての役割

市立病院は、基幹災害拠点病院として広域災害時に備え、災害時の医療に対処するものとする。

3 救護班の出動要請

医療対策部長は、医療、助産の実施について必要な連絡、調整を行うとともに、医療機関及び関係機関への協力要請を行う。

4 救護班の編成

(1) 救護班の編成

救護班は次のとおり編成し、救護班の数及び配備については、災害の程度に応じ本部長がその都度決定する。

① 医療対策部員による救護班

② 日本赤十字社鹿児島県支部管内職員による救護班

③ 鹿児島大学病院の職員及び鹿児島市医師会、鹿児島市歯科医師会会員による救護班

(2) 救護班の構成

不足する場合は、関係医師会及び歯科医師会の協力を求めるものとする。

※救護班の構成【資料編資料第39・I-106】

5 医療の範囲

① 診察

② 薬剤又は治療材料の支給

③ 処置、手術、その他治療及び施術

④ 病院又は診療所への収容

6 救護所の設置

医療の万全を期するため、災害の状況に応じて次の機関を適宜救護所にあてるとともに、必要に応じて巡回救護を行うものとする。

- ① 市立病院その他公的医療機関
- ② 鹿児島市医師会病院その他各関係地域の医師会・歯科医師会会員の病院、診療所

7 病院又は診療所への収容

救護のため収容を必要とする場合は、市立病院、鹿児島赤十字病院、鹿児島大学病院及び市医師会病院等に収容するものとするが、緊急やむを得ない場合は、関係医師会及び市歯科医師会会員の医療機関の協力を求める。

8 助産

(1) 対象者

災害発生の日以前、又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

(2) 範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前、分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 助産の方法

助産は救護班が行うものとするが、やむを得ない場合は、次の助産院等で行う。

- ① 市立病院
- ② その他助産院、助産所等

9 医薬品、衛生材料等の確保

(1) 医薬品・医療用資機材等の保管状況（市立病院）

※医薬品・医療用資機材等の保管状況（市立病院）【資料編資料第40・I-106】

(2) 医薬品・医療用資機材等の調達

医療、助産活動に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、【資料編資料第41】の取扱店から緊急調達するものとする。

※医薬品・医療用資機材等の取扱店【資料編資料第41・I-107】

10 患者及び医薬品並びに衛生材料等の輸送

消防対策部、保健所班等の救急車及び輸送車両を動員して患者及び医薬品並びに衛生材料等の輸送に当たるが、緊急やむを得ない場合は、日本赤十字社鹿児島県支部、医療機関又は薬品店の車両と民間タクシー業者等若しくは鹿児島海上保安部又は自衛隊への協力を要請して行うものとする。

11 後方搬送の実施

(1) 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に【資料編資料第42】の

国立病院機構、公立・公的医療機関等に収容する。

※負傷者の収容施設【資料編資料第42・I-108】

(2) 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記の施設等への後方搬送については、以下の情報を収集し収容施設と連携をとり迅速に実施する。

① 収容施設の被災状況の有無、程度

② 収容施設までの交通状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(3) 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、本庁及び各出先機関等に配属してある車両を使用し、船艇、航空機等については、関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

(4) 透析患者等への対応

災害時にも平常時と同様の適切な医療体制を確保する必要があることから、県・医師会等関係機関との連携による近縣市等への患者搬送の調整や情報提供を行う体制を整える。

(5) 在宅難病患者等への対応

平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、市及び医療機関などとの連携により、災害時における在宅難病患者等の搬送及び救護の体制を確立する。

(6) トリアージ（傷病程度の選別）の実施

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、トリアージ・タグを活用した救護活動について、日頃から訓練し習熟に努める。

12 医療救護活動状況の把握

(1) 被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握

市長は、医療救護活動を迅速・的確に推進するため、県保健福祉部に次の情報を適時報告するものとする。

① 避難所での医療ニーズ

② 医療機関、薬局の状況

③ 電気、水道の被害状況、復旧状況

④ 交通確保の状況

(2) 医療救護活動情報の集約及び広報活動の実施

市長は、以下の情報を集約のうえ、広報班を通じて報道機関に広報を依頼し、住民に周知するよう努めるものとする。

① 医療機関の被災状況、稼働状況

② 救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況

③ 現地での医薬品、人員等の確保状況

④ 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況

⑤ 負傷者の発生状況

⑥ 移送が必要な入院患者の発生状況

⑦ 透析患者等への医療体制確立状況

13 被災者の健康管理

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理に努める。

(1) 情報収集

交通機関や電気・通信の障害程度によっては、情報収集には困難が伴うことから、情報収集のための組織体制を整える。

(2) 健康課題の明確化

住民の生活環境、生活状態を公衆衛生の視点に立って把握し、社会資源についても現状分析を行うとともに、今後発生する可能性の高い健康課題について明確にしておく。

(3) 公衆衛生看護活動計画の立案

従事可能な職員の確保と職場の体制の構築、必要に応じて都道府県や国への公衆衛生従事者の応援や派遣の要請や、関係団体への協力の要請を行う。地域における活動体制は職員の安全確保と緊急対応、本庁への報告・連絡を頻回に行う必要があるため、複数の職員で対応する。また、公衆衛生看護活動を通じて得た情報を随時加え、公衆衛生看護活動計画を修正する。

(4) 具体的な活動

救護活動、避難所における環境整備と避難者の健康管理、要配慮者の安否確認、地域包括支援センター等関係機関との連携による医療・福祉・介護サービスへのつなぎ、在宅者の家庭訪問、健康調査、感染症サーベイランス（感染症発生動向調査）等を行う。

(5) 健康課題

災害時の健康課題としては、次のようなものがあり、保健師・管理栄養士等はこれらの予防と対策のため、環境整備や保健指導、健康相談、健康教育の技術を用いて活動を展開する。

《災害時に起こりやすい健康課題》

健康課題	指導のポイント
エコノミークラス症候群	・ 同じ姿勢を取り続けないこと、圧迫を避けること。 ・ 水分を制限することなく、十分に摂取すること。 ・ 足首を回す等の運動を定期的に行うこと。
感 染 症	・ マスク、手洗い、うがい等の励行 ・ 流水が得られない場合の消毒方法 ・ トイレの使用方法（感染性胃腸炎の予防） ・ 期限や保存方法等、適切な食品の取扱い方法（食中毒予防） ・ くつ、手袋等の着用によるけが防止（破傷風予防）
ストレス関連障害	・ 災害時の心的反応のプロセスに関する啓発 ・ 有症状者の早期発見のために巡回し、健康観察を行う。 ・ こころのケアに関する支援体制づくり
便 秘	・ 適切な水分摂取 ・ 適度な運動 ・ 早めに専門家に相談すること。

アルコール依存症	・アルコール問題保有者等への教育的介入 ・一般市民への啓発 ・避難所管理者等への説明
生活不活発病	・活動的な空間づくり ・生活リズムや環境を整えるための体操や換気、掃除等の導入 ・避難所でも楽しみや役割をもつように促す。

(6) 食生活支援

避難生活では、食生活の偏りが生じやすい。また、長期にわたる避難生活による疲労や不安等により、調理意欲（食への関心）の減退が懸念される。管理栄養士等は、要配慮者を含む被災者及び地域の食環境について十分に把握し、状況に応じた食生活支援に努める。

(7) 口腔ケア

避難生活では、歯や口、入れ歯の清掃がおろそかになり、食生活の偏り、ストレスなども重なって、むし歯・歯周病の悪化や口内炎が起こりやすくなる。また、高齢者は、口の中の汚れが原因で、誤嚥性肺炎にかかりやすくなる恐れがあることから、口腔ケアの必要性について周知に努める。

14 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する相談体制を確立する必要がある。

(1) メンタルヘルスケア

保健所については、精神保健福祉相談及び電話相談を行うなどの被災者に対する相談体制を確立するとともに、情報提供を行う。

発災時は、D P A T（災害派遣精神医療チーム）等も派遣されるため、連携しながら対応する。

(2) 精神疾患患者対策

- ① 被災した精神病院の入院患者等については、関係機関と連携を取り、被災を免れた地域の精神病院に転院させるなどの措置をとる。
- ② 通院患者については、関係機関と連携を取り、治療の継続などの対応に努める。
- ③ 精神保健ボランティアの受入れと活用を図る。

15 PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策

突然の災害に遭遇、被災し、自らの意思で制御できない事態に陥った場合、発災後おおむね1か月ないし半年を経過した頃からPTSD症状の被災者が現れる。PTSDは、人間の存在・生命に危機的影響を及ぼす異常な状況における正常な反応であるので、ケアに当たっては、正しい認識を持ち、発症者に「正常な反応」であることをきちんと伝えて対応する必要がある。

(1) 被災者に対する配慮

- ① 相手の感情を受け止め、過度の励ましを控える。
- ② 災害の状況等をあらかじめ慎重に分析・理解し、被災者がフラッシュバック（思

い出したくないことの再体験）を起こさないよう細心の注意を払う。

ア 行政や報道機関等は、被災体験について被災者本人から無理に聞き出さないようにする。災害で抑制されていた感情を、受容的・共感的環境の中で解放させることが大切であり、本人の表明を積極的に待つ。

イ 学校教育の中では、安易に被災体験を絵や作文に書かせるようなことをしない。

ウ 防災訓練そのものがフラッシュバックを起こす恐れもあるので、実施に当たっては十分に配慮するものとする。

(2) 救援者に対する配慮

警察や消防、自衛隊など救助・救急に当たる救援者は、災害現場の最前線にいて PTSD（C I S～クリティカル・インシデント・ストレス）にかかりやすいことから、その予防策が必要である。

① 災害現場では、ベテランと若手がローテーションを組む。

② リーダーシップをとる立場の者に対しては、できるだけメンタルヘルスの専門職をサポートとして活用するものとする。

③ メンタルヘルスの専門職を参加させてグループディスカッションを行う。その日の出来事や感情をありのまま語り合う機会を設ける。

④ 救援者が休息を計画的に取れるよう配慮する。

(3) 支援体制の確立

臨床心理士会、医師会、日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県精神保健福祉センター、行政のスタッフに加え、地域の社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、精神科医等の専門家等と連携しあい、被災者に対する共通理解と心理的支援の確立を図る。

16 関係帳簿の整備

医療及び助産に必要な帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 救護班診療記録
- (2) 救護班医薬品衛生材料使用簿
- (3) 助産台帳
- (4) その他必要な書類

17 災害救助法の基準

災害救助法による基準は、第3章第2節「災害救助法の適用及び運用計画」を参照

第10節 食糧供給計画

本計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の供給のための食糧の調達、炊き出し、配給等の迅速、確実を期するものである。

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達、供給は、市長が行うものとする。（災害救助法適用時において知事から委任された場合を含む。）

食糧の調達には契約班が担当し、避難所における供給は避難所班が担当する。

2 食糧の備蓄

(1) 食糧の備蓄（市）

※食糧の備蓄状況（市）【資料編資料第43・I-110】

(2) アルファ化米の備蓄（県）

※アルファ化米の備蓄状況（県）【資料編資料第44・I-110】

(3) 調達方法

災害時におけるアルファ化米の調達方法は次の取扱要領による。

ア 市長は、災害時におけるアルファ化米の給食を実施しようとするときは、知事（県危機管理課）に対し、所要数量を報告し、調達するものとする。

イ 知事への報告は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとする。

3 米穀の調達

米穀の調達の取扱いについては、政府（農林水産省）の定める以下の手続に基づき処理する。

特に、災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する届出事業者の手持米、政府所有米穀を、所定の手続により、災害用として転用充当する。

(1) 届出事業者の手持米を調達する場合

市長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する取扱業者から現金で米穀を買い取り、調達する。

(2) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用され、災害の状況により前記(1)の方法で調達不可能な場合に、政府所有米穀を調達しようとするときは、知事に報告し、農林水産省農産局長より現品の交付を受ける。

なお、市長は、災害時における米穀の給食を実施しようとするときは、知事（県農産園芸課）に対し、米穀の所要数量を報告し、調達するものとする。

また、知事への報告は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとする。

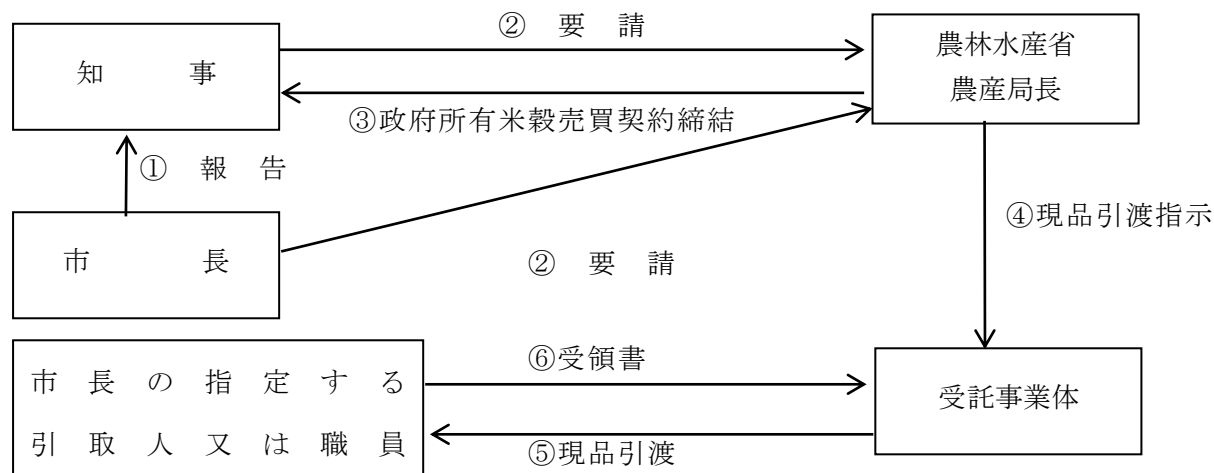
(3) その他災害救助用米穀の調達を迅速に行う必要がある場合

(1)・(2)の他、災害救助用米穀の調達を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、上記(2)の規定にかかわらず要請書の情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

(4) 取扱方法

市長は、災害時に必要とする食糧等の確保を図るため、緊急時における食糧供給に対する関係業界との協力体制の確立に努めるものとする。

(5) 政府所有米穀の調達系統



※食料の在庫場所及び在庫数量【資料編資料第45・I-110】

※知事及び農林水産省の連絡先【資料編資料第46・I-110】

4 食糧の調達

- ① 災害時の食糧調達については、政府所有米穀を活用するとともに、「災害時における食糧等物資の供給協力協定」を結んでいる業者から必要品を調達する。

※災害時における食糧等物資の供給協力協定締結業者一覧【資料編資料第47・I-111】

5 食糧の供与の手段・方法

(1) 食糧供与の手段・方法

① 炊出し、給与対象者

ア 避難所に収容された者であること。

イ 住家全半壊（焼）、流失等により、炊事のできない者

ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、汽車又は汽船の旅客等でその必要のある者

② 食糧品給与対象者

被害を受け、一時的に縁故地へ避難する必要がある者。このほか、災害救助従事者等についても、状況に応じて炊出し及び食糧品を給与する。

③ 炊出しの方法

ア 炊出しは、原則として避難所班長等が行い、災害の規模が大きく従事者が不足する場合は、必要に応じ婦人会、赤十字奉仕団等の協力を得て実施するものとする。

イ 炊出し材料（米、副食等）の確保は、救助班の要請により、契約班が行うものとする。

ウ 炊出しに必要な施設及び器材は、できるだけ学校・保育園等の給食施設等を利用することとし、不足等により必要な場合は、速やかに仮施設等を設置するものとする。

④ 炊出し等の費用及び期間等

炊出し等の費用及び期間等については、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮して、その都度定めるものとする。

⑤ 関係帳簿等の整備

避難所班長等は、避難所において炊出し又は食糧品を給与したときは、次の関係帳簿を整備するものとする。

ア 炊出し受給者名簿

イ 食糧品現品給与簿

ウ 炊出しその他による食品給与用物品受払簿

エ 炊出し用品借用簿

⑥ 県への報告

炊出し、食糧の配分及びその他食糧の給与を実施したときは、実施状況を速やかに県危機管理課に報告するものとする。

6 給食基準

給食の1人当たりの配給量については、おおむね次の基準のとおりとする。

(1) 米穀

① 被災者 1食当たり精米200 g 以内

② 応急供給受給者 1人1日当たり精米400 g 以内

③ 災害救助従事者 1食当たり精米300 g 以内

(2) 乾パン 1食当たり 1包(100 g 入り)

(3) 食パン 1食当たり 185 g 以内

(4) 調整粉乳 乳児1日当たり 200 g 以内

7 食糧の輸送

(1) 市による輸送

市が調達した食糧の市集積地までの輸送及び市内における食糧の移動は、市長が行う。

(輸送方法は、第3章19節「輸送計画」を参照)

(2) 県による輸送

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき食料、運送すべき場所及び期日を示して、当該応急災害対策の実施に必要な食料の運送を要請する。

また、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な食料の運送を行うべきことを指示する。

(3) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は運送を担当することができる。

(4) 食糧等物資の供給協力に関する協定締結業者への輸送協力の要請

市は、調達した食糧の市集積地及び市の指定する場所への輸送について、食糧等物資の供給協力協定締結業者へ協力を求めることができる。

8 食糧集積地の指定及び管理

- (1) 市は、状況に応じ食糧集積地を適宜定め、調達した食糧の集配拠点とする。
- (2) 食糧の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食糧管理の万全を期するものとする。
- (3) 県は、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食糧の集配中継地とする。

第 1 1 節 被服、生活必需品その他物資供給計画

本計画は、被災者に対する被服、生活必需品等の物資を給与するための物資の調達及び配給に関するものである。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与は、市長が行うものとする。（災害救助法適用時において、知事から委任された場合を含む。）

物資の調達は契約班が担当し、給与及び貸与は避難所班が担当するものとする。

2 給与又は貸与の対象者

災害により住家が全半壊（焼）、流失、埋没及び床上浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等がそう失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

3 給与又は貸与の方法

(1) 物資の購入及び配分計画

救助班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、契約班及び避難所班に通知する。

(2) 物資の調達

- ① 物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により、緊急の際の調達可能数量を把握しておくものとする。
- ② 災害救助法が適用された場合における同法の基準による被服、寝具の調達は、市長（地域福祉課）からの給与による。

(3) 物資の集積拠点

調達した物資又は救援物資等の集積拠点は、【資料編資料第48】のとおりとする。
災害の程度により必要な場合は、別に確保することができる。

※物資の集積拠点【資料編資料第48・I-111】

(4) 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、各避難所にあつては避難所班が、その他にあつては救助班が、配分計画により災害対策要員及び地域の町内会長等の協力を求めて迅速、かつ的確に実施するものとする。

4 給与又は貸与の費用及び期間等

給与又は貸与の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

5 被服、生活必需品等物資の備蓄状況

(1) 市

① 備蓄場所

西田倉庫、みなと大通り別館備蓄用倉庫、各支所

② 備蓄状況

※市の被服、生活必需品等物資の備蓄状況【資料編資料第49・I-112】

(2) 県

① 備蓄場所

鹿児島県防災研修センター（始良市）等

② 備蓄状況

※県の被服、生活必需品等物資の備蓄状況【資料編資料第50・I-112】

(3) 日本赤十字社鹿児島県支部

① 備蓄場所

鹿児島県支部倉庫及び県下36の常備地区

② 備蓄状況

※日本赤十字社鹿児島県支部の被服、生活必需品等物資の備蓄状況
【資料編資料第51・I-112】

(4) 備蓄物資の点検及び補充整備

衣料、生活必需品等物資については、かねてから備蓄物資について定期的に点検を行い、常に良好な状態を保つよう努めるとともに、災害により備蓄物資を供出したときは、速やかに物資の補充・整備に努めるものとする。

6 義援物資、金品の保管及び配分

(1) 市に送付された被災者に対する義援物資、金品は、義援金受付班及び救援物資受付班で受け付け、記録したのち、救助班において保管する。

(2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資等の数量等により計画配分する。

7 関係帳簿の整備

関係各班は、次の帳簿等を整備、保管するものとする。

(1) 救助班

① 物資購入（配分）計画表

② 物資受払簿

③ その他必要な書類

(2) 契約班

必要な書類

(3) 避難所班

- ① 物資給与及び受領簿
- ② その他必要な書類

8 災害救助法の基準

災害救助法による基準は、第3章第2節「災害救助法の適用及び運用計画」を参照

9 法外援護

(1) 鹿児島市関係による法外援護

「鹿児島市小災害等救助要綱」に基づいて、災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けるに至らない小災害による被災者に対し、災害見舞品を支給する。

(災害見舞金については、第4章第3節4「災害弔慰金等の支給」を参照)

① 支給対象者

- ア 住家の全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の世帯員
- イ 災害による死亡者の遺族及び傷害者

② 支給の基準等

被災の時期	品名・数量
4月～9月	1人につき タオルケット 1枚
10月～3月	1人につき 毛布 1枚

(参考)

		全壊・全焼・流失・半壊・半焼・床上浸水
日赤鹿児島支部	毛布	被災者1人に1枚
	緊急セット	被災世帯1帯に1個
	タオルケット	被災者1に1枚
	ブルーシート	被災世帯1帯に1枚
社協	タオルセット	被災世帯1帯に1セット（床上浸水等を除く）

(2) 鹿児島県による法外援護

県は、市長の要請により、「鹿児島県小災害り災者に対する援護措置要綱」に基づいて、被害の程度が災害救助法を適用するに至らない小災害による被災者へ援護物資等を支給する。

① 法外援護適用基準（人口10万人以上の市について抜粋）

- ア 全焼について 20世帯以上
- イ 全壊・流失について 30世帯以上

(注) 世帯数については、半焼・半壊の場合にあつては1/2、床上浸水の場合にあつては1/3として換算する。

② 援護の内容（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

- ア 寝具
- イ 外衣
- ウ 肌着
- エ 身の回り品
- オ 炊事道具
- カ 食器
- キ 日用品
- ク 光熱材料
- ケ その他知事が特に必要と認めるもの

③ 法外援護支給基準（下表金額の範囲内とする。）

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全壊・全焼・流失	15,100円	19,400円	28,700円	34,300円	43,400円	6,400円
半壊・半焼・床上浸水	4,900円	6,700円	10,000円	12,100円	15,200円	2,100円

第 1 2 節 給水計画

本計画は、水道施設の被災により飲料水が枯渇し又は汚染した場合、応急給水の諸方法を定め、被災地に対する給水の円滑を期するものである。

1 実施責任者

被災地に対する給水は、市長が行うものとする。（災害救助法適用時において知事から委任された場合を含む。）

担当は、水道対策部が輸送班及び消防総括班の協力のもとで行う。

2 応急復旧及び応急給水の拠点

「水道応急・維持管理センター」を災害時における水道の応急復旧及び応急給水活動の拠点として位置づけるとともに、応急給水を円滑に行うため、用水の補給水源として、給水拠点を確保する。

災害が広範囲に及んだ場合は、水道法第40条による水道用水の緊急応援を知事に要請する。

※給水拠点【資料編資料第52・I-113】

3 給水量

被災地における最低給水量は、おおむね1人1日20リットルとするが、給水拠点の水量、給水能力、水道施設の復旧状況等に応じ、漸次給水量を増加する。

ただし、被害が甚大で広範囲の場合は、災害発生からの日数に応じて、それぞれの段階における応急給水の目標水量を次のとおり設定する。

段階	災害発生からの日数	目標水量	概念
第1段階	災害発生～3日まで	3 ℓ /人日	生命維持のため最小限必要量
第2段階	10日まで	20 ℓ /人日	調理、洗面等最低生活に必要な水量
第3段階	21日まで	100 ℓ /人日	最低限の浴用、洗濯に必要な水量を含む水量
第4段階	28日まで	250 ℓ /人日	ほぼ通常の給水量

4 給水方法

水道対策部は、輸送班及び消防総括班と緊密に連携をとり、次の方法により給水を行う。

- (1) 給水のための取水は水道施設から行うものとする。
- (2) 取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、浄水器による浄水処理及び浄水剤の投入等により消毒等を行うものとする。
- (3) 給水の方法は、次のうち被災の状況に応じ、適当な方法により行うものとする。
 - ① 搬送用容器によるもの
給水容器等に入れ、市の車両等により搬送・給水する。
 - ② 給水車両等によるもの
給水車及び給水タンク搭載車等により搬送・給水する。
 - ③ 応急仮設貯水槽設置によるもの
仮設貯水槽を設置して給水する。
 - ④ 給水拠点において、仮設給水スタンドを設置して給水する。
 - ⑤ 配水管等に仮設給水スタンドを設置して給水する。

5 広報

水道施設の被災による断水等の情報を住民に周知するとともに、給水を行うときは、日時、場所その他必要な事項を住民に広報するものとする。

- (1) 広報は内容に応じ、次の方法により行う。
 - ① ホームページ及び防災情報システム
 - ② テレビ、ラジオ、新聞等報道機関
 - ③ 水道局の車両
 - ④ チラシ等印刷物
- (2) 特に必要がある場合、水道対策部長は本部総括部長に対し応援を求めることができる。

6 応急給水機械の準備

応急給水を迅速、的確に行うため、応急給水用機械を準備しておくものとする。なお、被災地に水を輸送する場合は、市の輸送車によるほか、必要なときは、船舶及び陸上輸送機関等の協力を求める。

※応急給水用機械の種別・容量・保有台数・能力・所管【資料編資料第53・I-114】
※応急給水用機械の種別・処理能力・保有台数・能力・所管【資料編資料第54・I-114】

7 給水施設等の応急復旧

水道対策部は、水道施設の応急復旧に際しては、早期給水を図るため、必要最小限の用水確保を目的に、特に医療機関や避難所等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行うものとする。なお、水道対策部の能力だけでは応急復旧が困難な場合は、市水道局指定給水装置工事事業者等の応援を求めるものとする。

8 給水の費用及び期間等

飲料水供給のための費用及び期間については、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

9 関係帳簿等の整備

給水を行うときは、健康福祉対策部救助班は次の帳簿等を整備・保管するものとする。

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) その他必要な書類

10 災害救助法の基準

災害救助法による基準は、第3章第2節「災害救助法の適用及び運用計画」を参照

第13節 住宅の供給及び応急修理計画

本計画は、災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなった者、自力で住宅を確保することができない者に対し、公共住宅の供与、応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理を実施するものである。

また、被災者に供給する住宅は、「応急仮設住宅」と市営住宅などを一時的に供与する「公共住宅」に区分し、さらに「応急仮設住宅」は、災害発生後に緊急に建設して供給する「建設型応急住宅」と、民間賃貸住宅等を借上げて確保する「賃貸型応急住宅」に区分し計画する。

1 実施責任者

被災者に対する公共住宅の供与、建設型応急住宅の建設、賃貸型応急住宅の確保及び住宅の応急修理は、市長が行うものとする。（災害救助法において知事から委任された場合を含む。）公共住宅の供与、建設型応急住宅の建設及び住宅の応急修理は建設対策部が担当し、賃貸型応急住宅の確保、入居者の選定及び入退居管理については健康福祉対策部救助班が担当する。なお、本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、宅建協会等の関係機関と協議を行い、適切な応援を得て実施する。

2 住宅の供給

公共住宅の供与、建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の確保のための戸数、規模、着工及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

3 市の実施基準

応急仮設住宅の入居の対象となる者は、①の条件の全てに該当し、②のいずれかに該当するものとする。

- ①ア 住家が全壊（流失を含む）又は全焼した者であること。
- イ 居住する住家がない者であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。
- ②ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 市民税が非課税又は均等割課税の世帯

4 公共住宅の供与

(1) 公共住宅の確保

市は発災時において、市営住宅の空き住戸の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空き住戸の提供を求め、被災者に提供する。

(2) 入居資格

入居資格については、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の災害時の資格に基づき市長が定める。

(3) 入居者の選定

市は、確保した空き住戸の募集計画を策定し、市の定める選定基準を基に、その他の様々な生活条件等を十分調査し、必要に応じて民生委員の意見を徴する等、公平な選考に努める。なお、入居者の選定においては、高齢者、障害者等を優先するとともに、入居者の要望（入居場所、コミュニティ維持）に配慮し決定する。

5 建設型応急住宅の建設

(1) 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する建設型応急住宅1戸あたりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その構造は組立式応急仮設住宅又は木造応急仮設住宅とする。

(2) 資材の調達等

① 組立式応急仮設住宅

各請負建設業者に一括請負させる。ただし、災害救助法が適用されたときは、組立式仮設住宅の提供、建設に関する(一社)プレハブ建築協会等と県との協定に基づき、平時より組立式応急仮設住宅の仕様等を協議するとともに、迅速な仮設住宅の確保を県に要請する。

② 木造応急仮設住宅

ア 各請負建設業者に一括請負又は鹿児島森林管理署から資材の売渡しを受ける。ただし、災害救助法が適用されたときは、災害救助用資機材譲渡申請書を県を通じ九州森林管理局に提出し、資材の譲渡を受けることができる。

イ 建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。

ウ 労務資材に関する関係者との協定は、市長が災害に応じて締結する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事又は知事が権限を委任した市長が行う。

(3) 建設場所

原則として、地域コミュニティ維持に配慮し、あらかじめ定めた建設型応急住宅の建設候補予定地に建設する。

また、速やかに用地確保ができるように、がけ崩れや浸水等による被災の可能性に十分留意し、建設型応急住宅の建設予定候補地を把握する。

なお、学校の敷地を建設型応急住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 建設型応急住宅の運営管理

市は、各建設型応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、建設型応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から2年以内を原則とする。

(5) 建設型応急住宅の撤去・集約

建設型応急住宅の撤去・集約については、現入居者の意向を確認するとともに、地域コミュニティの維持や、移転者の負担軽減に配慮し、必要最小限の転居に努めながら、撤去・集約を行う。また、不要となった建設型応急住宅の再利用方法についても平時より検討を行う。

6 賃貸型応急住宅の確保

市は、公共住宅を十分確保できない場合、県・周辺自治体・宅建協会等の関係団体と協力し、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅を提供できるように努める。また、入居者の選定においては、入居者の要望（入居場所、コミュニティ維持）に配慮し決定する。

なお、賃貸型応急住宅の入居期間は災害救助法に基づき、入居から2年以内を基本とする。

7 住宅の応急修理

(1) 被災した住宅の応急修理

応急修理の対象となる者は、次の条件の全てに該当するものとする。ただし、対象となる部分は、居室、炊事場、便所等日常生活に不可欠な居住部分に限る。

- ① 住家が半壊又は半焼し、そのままでは、当面の日常生活を営むことができない者であること。
- ② 資力がなく自力では応急修理を行うことが困難であること。
- ③ 応急修理を行う住家で、今後も日常生活を営む予定であること。

(2) 資材の調達等

- ① 九州森林管理局長又は鹿児島森林管理署長等は、災害時において、県知事等から災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等についての要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。
- ② 労務資材に関する関係者との協定は、市長が災害に応じて締結する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事又は知事が権限を委任した市長が行う。

8 建築資材の備蓄状況（国）

※建築資材の備蓄状況（国）【資料編資料第55・I-115】

9 関係帳簿等の整備

関係各部は、次の帳簿を整備保管するものとする。

- (1) 健康福祉対策部（救助班）
 - ① 公共住宅入退居者台帳
 - ② 建設型応急住宅入退居者台帳
 - ③ 賃貸型応急住宅入退居者台帳
 - ④ その他必要な書類
- (2) 建設対策部
 - ① 住宅応急修理記録簿
 - ② その他必要な書類

10 災害救助法の基準

災害救助法による基準は、第3章第2節「災害救助法の適用及び運用計画」を参照

第14節 感染症予防、食品衛生、生活衛生関係営業の衛生対策計画

本計画は、災害時における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるとともに、食品衛生及び生活衛生関係営業の衛生に関し、適切な対応を行うものである。

I 感染症予防

1 実施責任者

災害時における感染症予防に必要な措置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき市長が行う。

感染症の予防については、保健所班及び環境衛生班があたる。

2 感染症予防実施の組織体制

作業実施の組織編成は、次のとおりとする。

- (1) 疫学調査班
疫学調査班は感染症対策課及び保健センターの職員をもって編成し疫学調査を実施する。
- (2) 消毒班
消毒班は感染症対策課職員をもって編成し、委託業者による消毒作業を管理する。
また、必要に応じて環境衛生班が協力する。
- (3) 相談班
相談班は感染症対策課及び保健センターの職員をもって編成し、感染症予防の相談に応じる。

3 感染症予防の方法

(1) 疫学調査（健康調査）

- ① 被災地住民の健康状態を把握するため、健康調査を実施する。

また、有症状者を確認した場合は、医療機関受診を勧め拡大防止について、必要な措置をとる。

- ② 感染症患者在現に発生している地域、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、緊急度に応じて計画的に順次調査し、患者等の早期発見に努める。

- ③ 避難所管理者、関係機関等の協力を得て、健康情報の的確な把握に努める。

(2) 健康診断

必要に応じて健康診断を実施する。

(3) 臨時の予防接種

予防接種法に規定する感染症の発生が確認され、更に拡大するおそれがある場合は速やかに知事と協議し、同法の規定による指示により、臨時の予防接種を行う。

(4) 清潔の方法

避難所、被災地域及びその周辺地域の清潔は、感染症法第5章及び同法施行規則第5章に定めるところにより、道路溝きよ、公園等の公共の場所を中心にして、感染症の発生の予防又はそのまん延を防止するため実施するものとし、被災家屋及びその周辺の清潔は、所有者等において実施させる。

(5) 消毒

被災家屋及び敷地の消毒は、感染症法に定めるところにより、消毒班の管理により、専門の業者に委託して行う。

- ① 被災家屋及び敷地の消毒薬には、原則として逆性石けん（塩化ベンザルコニウム）を0.1%の濃度になるように希釈したものを使用する。

（10%製品の場合、本剤10ml に水を加えて1ℓ とする）

- ② 被災住居の敷地内にある牛舎等で、浄化槽に隣接していない場合は、クレゾール石けん液を3%に希釈したものの使用に留意する。

（オルソ剤30ml に水を加えて1ℓ とする）

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

避難所及び被災地域のねずみ族、昆虫等の駆除は、感染症法に定めるところにより、環境衛生班の管理による専門業者への委託により行う。

(7) 患者等の移送

被災地において、感染症法の規定に基づく入院が必要な患者等が発生したときは、同法の規定に基づき、当該患者等に対し速やかに入院勧告を行い、感染症指定医療機関への移送その他適切な措置を講ずるものとする。

また、緊急その他やむを得ない理由により感染症指定医療機関への移送が困難な場合は、同法の規定に基づき、市長が適当と認める他の医療機関に速やかに移送するものとする。

(市内の感染症指定医療機関)

種 別	施 設 名	所 在 地	電 話	病床数	事 務 連 絡 先
第一種感染症 指定医療機関	鹿児島大学 病 院	桜ヶ丘八丁目35番1号	【診療時間内】 275-5708 【診療時間外】 275-5195	1	医務課医療安全管理係 275-6847
第二種感染症 指定医療機関	鹿児島市立 病 院	上荒田町37-1	230-7000	6	市立病院総務課庶務係 (内線) 2013

(8) 家庭用水の供給

第 1 2 節給水計画による

(9) 避難所での感染症予防の指導等

避難所の状況に応じ、保健所職員による健康相談を実施し、健康に関する必要な情報の広報、指導等を行うことにより、感染症の予防啓発を図る。

- ① 健康相談
- ② 清潔方法及び消毒方法
- ③ 食品の衛生管理
- ④ 飲料水の管理
- ⑤ その他施設の衛生管理

(10) 予防指導及び広報活動

被災者には、疫学調査班、消毒班、相談班が連携して、リーフレット、チラシ等による予防指導をする。

また、市民に対して、市の広報手段（ＨＰ・広報紙）やチラシ等の配布により、感染症予防啓発をする。

4 感染症予防資材の確保

感染症予防活動に必要な資材は、保健所及び環境衛生課において計画的な確保に努める。なお、第 9 節医療、助産、保健計画に準ずる。

Ⅱ 食品衛生、生活衛生関係営業の衛生対策

1 食品衛生対策

(1) 実施者及び実施内容

市長は、以下のような食品衛生対策を実施する。担当は健康福祉対策部保健所班とする。

- ① 食品関係営業者及び一般消費者に対し、食品衛生指導を実施する。
- ② 被災地営業施設及び避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって不良食品を排除し、衛生的で安全な食品を供給する。
- ③ 一般家庭については、食品衛生上の危害の発生防止について啓発指導を行う。

(2) 実施方法

① 避難所その他炊き出し施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、現地指導の徹底によって食中毒等の事故の発生を防止する。

【重点指導項目】

- ア 手洗消毒の励行
- イ 食器、器具の洗浄、消毒
- ウ 給食従事者の健康状態の把握
- エ 原材料、食品の検査

② 営業施設

営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視するとともに、衛生的な管理指導を徹底することによって、不良食品が流通することを防止する。

【重点監視指導項目】

- ア 滞水期間中、営業の自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ウ 使用水の衛生管理
- エ 汚水により汚染された食品の廃棄
- オ 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

③ 業者団体の活用

災害の規模により、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

④ 指導の内容

- ア 営業所及びその周囲の清掃、整理整頓
- イ 容器、器具類の殺菌消毒
- ウ 使用器具、機械の点検
- エ 食品及び原材料の取扱い
- オ 使用水の殺菌、消毒
- カ その他営業者及びその家族、従業員の健康状態の把握、検便等の実施、その他保健所の指示、指導する事項についての協力依頼

⑤ 被災家庭

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

- ア 手洗いの励行
- イ 食器類の消毒使用
- ウ 食品の衛生保持
- エ 台所、冷蔵庫の清潔

2 生活衛生関係営業の衛生対策

(1) 実施者及び実施内容

市長は、以下のような生活衛生関係営業の衛生対策を実施する。

- ① 生活衛生関係営業者（旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング業等）及び一般消費者に対する指導を実施する。
- ② 被災地営業施設の実態を把握し、適切な措置を講じることによって、生活衛生上の危害の発生の防止について、啓発指導を行う。

(2) 実施方法

① 営業施設

営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視する。

【重点監視指導事項】

- ア 滞水期間の営業の自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ウ 使用水の衛生管理

② 業者団体等の活用

災害の規模により、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合鹿児島市支部等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

第 1 5 節 動物保護対策計画

本計画は、被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し、必要な措置を行うものである。

1 実施責任者

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養の指導及び危険な動物の逸走対策については、市長が行うものとする。担当は、保健所班とする。

2 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、獣医師会、鹿児島市獣医公衆衛生協会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

3 避難所における動物の受け入れ体制の整備及び適正飼養の指導

動物の飼養者が動物と同行避難できるよう、避難所における受け入れ体制を整えるとともに、避難所等において、飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の確保に努める。

また、獣医師会と協力し、獣医師の派遣等を行うほか、平常時から動物と同行避難することや携行品を準備しておくことの周知啓発を行う。

4 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他の関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第 1 6 節 環境事業計画

本計画は、災害により発生する廃棄物及び避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集・処分、死亡獣畜の処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るものである。

なお、災害廃棄物の処理等については、本計画に記載するもののほか、詳細については、別途鹿児島市災害廃棄物処理計画に定めるものとする。

1 実施責任者

災害廃棄物の処理等については、市長が行うものとするが、実施困難な状況にあるときは、関係機関等と連携して行う。担当は、環境対策部とする。

2 災害廃棄物処理

(1) 収集・運搬体制

直営車による収集・運搬を原則とするが、災害廃棄物の大部分は、水分の多い粗大ごみが土砂まじりの状態で排出されるので、直営の収集車による収集・運搬が効果的でない場合もある。このようなときは、ダンプトラックとショベル等積込重機との組み合わせが最も効果的であるため、車両等の借上げ又は委託等の方法による収集・運搬を行うこととし、直営車で補完する。

(2) 収集・運搬車両等

災害廃棄物の収集・運搬に適した車両及び重機を確保するため、建設対策部等と連携を密にし、一般廃棄物収集運搬許可業者、産業廃棄物収集運搬許可業者が所有する車両及び重機の数量を把握し、借上げ等を行うものとする。

※災害ごみの市の運搬車（収集車）等の保有状況【資料編資料第56・I-115】

(3) 災害廃棄物の集積及び処理場所

① もやせるごみ

ア 北部清掃工場（犬迫町 11900 TEL238-0211）

イ 南部清掃工場（谷山港 3-3-3 TEL261-5588）

② もやせないごみ（もえないもの、もやすと害のあるもの）

ア 横井埋立処分場（犬迫町 11900 TEL238-0211）

(4) 仮置場の確保等

大規模災害の発生時は、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、必要に応じて災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場の開設や運営を行うものとする。

3 し尿の処理対策

(1) し尿のくみ取り

冠水便槽等のし尿のくみ取りについては、生活利便上支障のないよう優先的にくみ取るものとする。

(2) 収集・運搬体制

鹿児島市環境サービス財団及び許可業者による収集・運搬を原則とし、不足する場合は、車両等の借上げ又は委託等の方法により補完体制を組むものとする。

(3) 収集・運搬車両

※鹿児島市環境サービス財団及び許可業者のバキューム車保有台数
【資料編資料第57・I-115】

(4) 簡易トイレ

災害により下水道機能を活用したし尿処理が困難となった場合に、仮設トイレ等によるし尿処理体制が確立するまでの期間は、市で備蓄する簡易トイレを使用する。

※簡易トイレの備蓄状況【資料編資料第58・I-115】

(5) 仮設トイレ等のし尿処理

災害により下水道機能を活用したし尿処理が困難となった場合は、仮設トイレ等を使用する。仮設トイレ等の調達については、清掃総務班が担当する。

市は、被害状況、収集場所等の情報に基づき、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入してし尿の処理を行う。

(6) し尿処理施設

衛生処理センター（谷山港 3-2-1 Tel261-5588）

(7) マンホールトイレ

仮設トイレよりも迅速に設置でき、衛生面も良好であることなどから、マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省）を踏まえ、桜島爆発避難場所に先行モデルとしてマンホールトイレを整備する。

4 死亡獣畜の処理対策（保健所長の許可を受けて処理する場合）

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、保健所長の許可を受けて処理する。

(1) 埋却

深さ 2.5メートル以上の穴に埋却し、クレゾール水、ダイヤジノン乳剤及び石灰等を散布した後、1メートル以上土砂で覆うこと。

(2) 焼却

0.5メートル以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆うこと。

第 17 節 行方不明者の搜索及び遺体の収容、処理、埋葬計画

本計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者の全て）の搜索を計画的に行い、遺体の収容、処理、埋葬等を円滑に実施するためのものである。

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索は、市長が警察署長及び鹿児島海上保安部長と協力して行い、遺体の収容、処理、埋葬等の処置は、市長が行うものとする。（災害救助法適用時において知事から委任された場合を含む。）

行方不明者の搜索は、消防対策部が警察署及び鹿児島海上保安部と協力して担当し、遺体の収容処理等は、遺体収容班が環境衛生班、救護班及び保健所班等との相互協力により担当する。

2 行方不明者の搜索

(1) 市搜索隊の設置

警察署及び鹿児島海上保安部と協力して、行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要により市に搜索隊を置く。

(2) 市搜索隊の編成

市搜索隊は、災害の規模、行方不明者数、搜索範囲、その他の事情を考慮し、消防対策部員を中心にその他の対策部員をもって編成する。

なお、必要な場合は、民間の協力を求めるものとする。

3 関係機関への通報

市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに警察署長に通報するものとする。この場合、行方不明者の搜索が海上にも及ぶときは、鹿児島海上保安部長にも通報し、搜索を依頼するものとする。

なお、通報事項は次のとおりとする。

- (1) 行方不明者の人数
- (2) 性別、特徴
- (3) 行方不明となった年、月、日、時刻等
- (4) 行方不明となっていると思われる地域
- (5) その他行方不明の状況

4 搜索の実施方法等

- (1) 行方不明者の搜索に当たっては、市長、警察署長及び鹿児島海上保安部長はできるだけ事前に打合せを行うものとし、次の要領で実施するものとする。

搜索の範囲等	搜 索 の 方 法
搜索の範囲が広い場合	ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
搜索の範囲が比較的狭い場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
搜索場所が河川、湖沼の場合	ア 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して、行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

- (2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

- (3) 装備資材

搜索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、市で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係者に対し協力を依頼する。

5 行方不明者等の氏名等公表

県による行方不明者等の氏名等の公表が適切に行われるよう、県の「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」に基づき、行方不明者等の情報収集等を行い、必要な情報を県へ報告する。

6 行方不明者発見後の収容・処理

搜索に際しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、前もって警察署及び鹿児島海上保安部並びに市立病院など救護班と緊密な連絡を取るものとする。

- (1) 負傷者等の収容

市長は、市搜索隊が搜索の結果、負傷者、病人等救護を要する者を発見したとき、又

は警察署及び鹿児島海上保安部より救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

医療機関は、第9節「医療、助産計画」による。

(2) 遺体の収容

市捜索隊が捜索の結果死体を発見したときは、県警察署長若しくは海上保安部署長に通報し、警察官若しくは海上保安官による検視等を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は遺体収容所に収容するものとする。

更に市長は、警察署若しくは鹿児島海上保安部（以下「警察等」という。）から遺体の引渡しを受けたときは、直ちに寺院、公民館、学校等の適当な遺体収容所に収容するものとする。

7 遺体の処理

(1) 遺族等への引渡し

収容した遺体は、警察等の協力を得て身元の所在を確認し、遺族等に引き渡すものとする。なお、身元不明者については、引続き身元の確認に当たるものとする。

(2) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置

遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているときなどは、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施するものとする。

(3) 検案

死亡の確認及び死因究明のための検案は、原則としては救護班により行うものとする。ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で困難なとき等は、一般開業医の協力を求めて行うものとする。

(4) 遺体の一時保存

遺体の識別、身元の究明等に日時を要し、又は遺体が多数で短時間に埋葬できない場合等は、適切な場所に一時保存するものとする。

8 遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬については、環境衛生班が担当する。

(2) 身元の判明しない遺体及び遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので、各種事情により埋葬できない者に対して埋葬を行うものとする。

(3) 埋葬は、一時的混乱期であるので、応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により行うものとするが、原則として火葬とする。なお、埋葬の実施に当たり、次の点に留意するものとする。

① 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

② 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡する。

③ 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

9 身元不明者の措置

身元不明の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要な全ての資料を保存することとし、各種の広報、照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

10 行方不明者の搜索等の費用及び期間等

行方不明者の搜索及び収容処理等のための費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮しその都度定めるものとする。

11 関係帳簿等の整備

搜索及び遺体の収容処理等を実施した場合は、次の帳簿等を整備、保管するものとする。

- (1) 消防対策部
遺体搜索状況記録簿及びその他必要な書類
- (2) 遺体収容班
遺体処理台帳及びその他必要な書類
- (3) 環境衛生班
埋葬台帳

12 災害救助法の基準

災害救助法による基準は、第3章第2節「災害救助法の適用及び運用計画」を参照

第18節 障害物の除去計画

本計画は、災害地において住家及びその周辺、その他の場所に土石、竹木等の障害物が流入し、日常生活上及び公益上著しい支障を及ぼしているときこれを除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等災害応急措置を迅速的確に行うものである。

1 実施責任者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去については、市長が行うものとする。（災害救助法適用時において知事から委任された場合を含む。）担当は建設対策部とする。

なお、障害物のうち、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、所管しているところの管理者が行うものとする。

また、建設対策部及び産業対策部においては、必要に応じて「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」を運用することにより、障害物の除去及び応急の復旧を行うものとする。

2 市の実施基準

(1) 障害物除去の対象となる者

① 除去の条件

障害物除去の対象となる者は、次の全てに該当するものとする。

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- イ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- ウ 災害により住家が直接被害を受けたものであること。

エ 資力がなく自力では障害物の除去が困難であること。

② 前項の条件を満たし、次の一つに該当するものとする。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 市民税が非課税又は均等割課税の老人、重度心身障害者並びに母子・寡婦世帯

ウ 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 除去の基準

① 対象となる場所

日常生活に必要な欠くことのできない場所に限る。

ア 室内 1階の居住部分

イ 室外 敷地（日常生活に支障を及ぼす範囲内）

② 対象物

土石、竹木、使用不能となった畳等

3 除去の方法

(1) 作業要員

除去作業は建設対策部が当たるが、被害が大規模な場合には、地元住民の協力を得るほか、必要な場合、自衛隊の派遣を要請する。

(2) 機械、器具の確保

作業に使用する機械、トラックその他必要な機械、器具は、市の機械等を動員する。なお、不足する場合は、建設業者の請負工事によるほか、災害の状況に応じて措置する。

4 障害物の保管等

土石、竹木等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物件等については、次の事項に留意して保管する。

(1) 安全な場所の選定

障害物の大小によるが、原則として再び人命財産に被害を与えない安全な場所を選定する。

(2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。

(3) 盗難等の危険のない場所を選定する。

(4) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名等を公示する。

5 障害物の保管期間及び帰属

保管した工作物等又は売却した代金は、公示の日から起算して6か月を経過しても返還する相手方が不明等で返還できないときは、その工作物等又は売却した代金は市に帰属するものとする。

6 障害物の売却及び処理方法

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物を売却し、代金は市で保管するものとする。

7 障害物除去の費用、期間等

災害救助法に準じ、災害規模等を考慮してその都度定めるものとする。

8 災害救助法の基準

災害救助法による基準は、第3章第2節「災害救助法の適用及び運用計画」を参照

第19節 輸送計画

本計画は、災害における被災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送力を確保し、迅速、的確な輸送を行うためのものである。

1 実施責任者

市長は、被災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送を行う。なお、市有輸送力をもっては輸送を確保できないと認めるときは、関係機関の応援を求めるものとする。

担当は、市民対策部輸送班（以下、この節においては輸送班という）とする。

輸送班長は、主として救助物資、応急対策用資機材、救出された被災者及び応急対策要員等の輸送を行う。

2 輸送方法

(1) 基本方針

① 輸送種別

輸送は、次の種別のうち、もっとも適切な方法により行うものとする。

ア 貨物自動車、乗合自動車等による輸送

イ 鉄道による輸送

ウ 船舶による輸送

エ 航空機による輸送

オ 人夫等による輸送

② 人員、物資等の優先輸送

災害輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先するものとするが、具体的にはおおむね次のとおり

ア 人員

救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者等

イ 物資、資機材等

食糧、飲料水、医薬品、衛生材料等

③ 輸送力確保の順位

ア 市有車両（船）等の市有輸送力

イ 市以外の公共機関の輸送力

ウ 公共的機関の輸送力（日本通運、市内各バス会社等）

エ 民間輸送力（営業用、自家用）

(2) 市有輸送力による輸送

① 所管

物資人員の輸送に供しうる市有車両（船）については輸送班長及び船舶対策部長、市電市バスについては交通対策部長の所管とする。なお、交通対策部長は、輸送班長及び船舶対策部長より要請があったときは、その所管する輸送力をもって輸送業務を行うものとする。

※市有車両現況【資料編資料第59・I-116】

② 輸送要員

ア 管理要員 配車（船）等輸送に伴う事務を行うもので、輸送班員とする。

イ 運転要員 各自が平常乗務する車両（船）の所属するところにより、輸送班に所属する。

ウ 作業要員 物資の積み降ろし、避難者輸送における補助業務等を行うもので、管理要員以外の輸送班員が行う。

輸送は上記要員が行うものとするが、なお不足する場合には、輸送班長は人事班長と協議して、各対策部及び支部要員の応援を求めるものとする。

③ 輸送の要請

輸送の要請は、各対策班が輸送班長及び船舶対策部長に対し、次の事項を明示して、できるだけ速やかに行うものとする。

明示事項

ア 輸送日時 エ 輸送対象の員数、品名、数量

イ 輸送区間 オ その他必要な事項

ウ 輸送の目的

④ 配車（船）及び派遣

輸送の要請を受けた輸送班長及び船舶対策部長は、車両（船）の保有状況、当該輸送の目的緊急度、道路施設の状況等を考慮のうえ、必要な場合は両者協議して、使用車両（船）及び輸送要員を決定・派遣するものとする。

なお、派遣に際し輸送班長及び船舶対策部長は、要請者にその旨を通知するものとする。

(3) 市有以外の輸送力による輸送

① 輸送力確保要請先

ア 市有以外の輸送力の確保

輸送需要が大きく、市有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、本部長は次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保するものとする。

なお、要請に際しては、本節2-(2)-③に定める事項及び必要車両（船）数を明示するものとする。

種 別	輸送力内容等	要 請 先	電 話
鉄道輸送	車両の増結等	九州旅客鉄道(株)鹿児島支社	253-4512(営業) (総務企画課直通 254-9079) 050-2017-4320
	臨時列車等	日本貨物鉄道(株)鹿児島営業所	
道路輸送	事業用車両 自衛隊車両	九州運輸局鹿児島運輸支局 陸上自衛隊第12普通科連隊	222-5660 国分0995-46-0350

海上輸送	民間船舶 海上保安庁船艇	鹿児島県危機管理課 鹿児島海上保安部	286－2256 222－6681
航空輸送	民間航空機 海上保安庁航空機 自衛隊機	鹿児島県危機管理課 第十管区海上保安本部 自衛隊第一航空群	286－2256 250－9801 鹿屋0994-43-3111 (夜間0994-42-3653)
人力輸送	自衛隊	陸上自衛隊第12普通科連隊	国分0995-46-0350

イ 市有以外の輸送力の所属

確保された市有以外の輸送力は、必要な時間、市災害対策本部に属するものとする。

② 配車（船）等

車両（船）の配車（船）その他輸送作業に関する指示等は、市有車両等の場合に準じて輸送班長が行う。

③ 費用の基準

ア 輸送業者による輸送あるいは営業用車両の借上げに伴う費用は、国土交通省に届出されている運賃・料金による。なお、自家用車の借上げに伴う費用については、実費を基に、実質的所有者と本部長との協議によって算定する。

イ 官公署その他公共的性質をもった団体（水防組合、森林組合、漁業組合、農業協同組合等）が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

3 緊急輸送に伴う表示

輸送班長は、鹿児島県公安委員会により緊急交通路が指定され、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止されたときは、輸送車両が緊急通行車両の要件を具備しているか確認の上、公安委員会に申請して緊急通行車両証明書及び緊急通行車両標章の交付を受けるものとする。

確認証明書及び標章の交付の事務手続については、資料「緊急通行車両の手続きマニュアル」に基づき行うものとする。

4 関係帳簿の整備

輸送班長は、輸送業務の実施に際し、災害救助法の申請に向けて、次に掲げる帳簿に所要事項を記録し整備するものとする。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 燃料及び消耗品受払票
- (3) その他必要な書類

5 災害救助法の基準

災害救助法による基準は、第3章第2節「災害救助法の適用及び運用計画」を参照

6 緊急輸送道路啓開等

(1) 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

① 道路啓開路線の情報収集

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、緊急輸送道路において情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

② 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

(2) 道路啓開作業の実施

道路啓開作業に当たっては、関係機関（国、県、警察）及び関係業界と有機的かつ迅速な協力体制をもって道路上の障害物の除去を実施する。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し、車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

第 2 0 節 交通応急対策計画

本計画は、交通規制の実施により、災害時における交通施設の被害等に伴う交通の危険及び混乱を防止し、交通を確保するためのものである。

1 交通規制の実施責任者

区 分	実 施 責 任 者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 （指定区間内の国道） 知事 （指定区間を除く国道及び 県道） 市長 （市道）	（道路法第46条） 1 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合。 ※道路管理者が命じた道路監理員は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認める場合は、必要限度において、一時、交通規制することができる。 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合。
警察機関	公安委員会 警察署長 警察官	（災害対策基本法第76条） 1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。 （道路交通法第4条～第6条） 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、特に必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがあるとき。

港湾管理者	知事 市長	(港湾法第12条) 水域施設（航路、泊地及び船どまり）の使用に関し必要な規制を行うこと。
海上保安機関	海上保安部長 港長 海上保安官	(港則法第39条) 1 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき。 2 海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ又は船舶交通の混乱が生ずるおそれがあるとき。 (海上保安庁法第18条) 海上における犯罪が正に行われようとしている場合又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害がおよぶおそれがあり、かつ急を要するとき。

(注) 国土交通大臣が行う規制については、鹿児島国道事務所長及び大隅河川国道事務所長が代行する。

2 実施要領

- (1) 各実施権者が行う交通規制は、それぞれが定める業務計画によるものとする。
- (2) 市長が行う道路管理者としての交通規制は、次の要領によるものとする。担当は建設対策部とする。

① 情報収集

建設対策部長は、交通施設の被害等に関する情報を入手したときは、直ちに当該施設管理者及び警察署へ通報するものとする。

② 調査及び規制の実施

道路建設班長は、市長が管理する道路施設等の被害に関する情報を入手したときは、市長の指示により施設の被害及び危険の程度を調査し、必要に応じて交通を規制するものとする。

③ 規制に関する通報

規制の実施に際しては、道路管理班長は市長の指示により警察署長へ規制実施箇所、期間、迂回路等について通報するとともに、通行車両に対し標識の設置等適当な方法で交通規制及び迂回路等を周知させるものとする。

3 道路管理者と警察機関の相互連絡

各道路管理者と警察署長は、相互に密接な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を、道路管理者にあっては警察署長へ、警察署長にあっては道路管理者へ、それぞれ通知するものとする。

ただし、緊急を要しあらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

4 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況及び交通が極めて混乱している状

況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報し、市長はその路線を管理し、管理者又は警察署長に通報するものとする。

5 公共交通機関等との連絡

J R 九州等の公共交通機関は、その運行について変更及び運休等の措置を行った場合は、速やかに鹿児島市災害対策本部へ通知するものとする。

6 交通情報の通報

本部総括班長は、交通規制等の情報の収集に努め、これらの情報を広報班長へ通報するものとする。

第 2 1 節 文教対策計画

本計画は、市立学校施設の被害及び児童生徒の被災に対処して、応急教育の確保を図るためのものである。

1 実施責任者

市立学校における災害時の応急教育の確保については、教育対策部長が行う。教育総務班、学務班、教育施設班、教育班、教育防災避難班及び各学校長は、連絡担当者を定め、緊密な連携のもとに応急教育の確保を図る。

2 臨時休業措置

- (1) 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて臨時休業措置をとるものとする。
- (2) 臨時休業措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を有線放送その他の方法により児童生徒及びその保護者に周知させるものとする。
- (3) 臨時休業措置が登校後に決定し児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等適切な措置を行うものとする。
- (4) 地域の被災状況、道路の損壊等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、児童生徒を下校させず学校で保護する。

3 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

市立学校の建物が被害を受け教育を行うことができないときは、教育施設班は公立学校施設災害復旧費国庫負担法その他の方法による手続きをとるとともに、応急措置のできる範囲の場合は、できるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用する。

(3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

隣校舎、公民館等の公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

- (4) (1)から(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮設校舎の建設を検討する。

4 教職員の確保

学務班は、教職員の被災状況を把握し、教職員が不足する場合には、次によりその確保を図るものとする。

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 市内操作

学校内で操作できないときは、市立学校間において操作する。

(3) 市外操作

市内で操作できないときは、県教育委員会へ教職員の確保を要請する。

(4) 臨時職員

教育職員の確保には、(1)(2)(3)の方法によるほか、現職にないもので、教員免許状所有者を臨時に確保することについて検討する。

5 応急教育の留意点

災害の状況に応じ、2部授業等の方法により、できるだけ応急授業を行うよう努め、授業の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒等の負担にならないように留意する。

- (2) 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒等の保健等に留意する。

- (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

- (4) 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒等に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

6 学校給食

被害を受けた給食施設の復旧等による学校給食の確保については、教育防災避難班が各班及び学校長との緊密な連携のもとに、必要な対策を講ずるものとする。

(1) 施設の復旧

教育施設班及び教育防災避難班は、給食施設が被害を受け給食を実施できないときは、必要な応急修理を行うものとする。応急修理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努めるものとする。

(2) 給食用原材料の確保

災害により給食用原材料（小麦粉、精米等）が滅失し、給食の実施に支障をきたすときは、教育防災避難班が需要品名、数量等を一括して県教育委員会にあつせんを要請するものとする。

(3) 給食器具等の確保

器具等は教育総務班が契約班を通じて確保し、早急に確保できないものについては、必要に応じて教育施設班及び教育防災避難班と協議して、代替設備などの応急措置を行うものとする。

(4) 給食の一時中止

学校長及び学校給食センター所長は、次の場合には給食を一時停止する。

- ① 伝染病の発生その他食品衛生上の危険が予想されるとき。
- ② 給食物資の確保が困難なとき。
- ③ その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

7 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとるものとする。

(1) 児童生徒の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用法について市災害対策本部と協議する。

被災した児童生徒に対しては、その被災状況に応じて保健指導、カウンセリング等を実施し、児童生徒の健康の保持、心のケア等に努める。

(2) 避難所運営への協力

避難所の運営について学校長等は積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市災害対策本部等との間で必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

- ① 被災者と児童生徒等がそれぞれ支障とならないよう指導する。
- ② 給食施設は、被災者用炊出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊出しの調整に留意する。

8 被災児童生徒等に対する学用品の給与

(1) 給与対象

教育班は、児童生徒の被災状況を把握し、災害救助法に準じて給与対象者を定めるものとする。

(2) 給与の品目、費用、期間

給与の品目、費用及び期間は災害救助法に準ずる。

(3) 調達方法

教科書については、県教育委員会、文房具・通学用品等については契約班を通じて確保するものとする。

(4) 配給方法

学校長を通じて、被災児童生徒に配付するものとする。

9 授業料の減免、奨学金制度の周知

被災した世帯で、奨学金の貸与が必要となった高等学校の生徒については、各学校長は、鹿児島県育英財団及び日本学生支援機構が実施する奨学金制度の活用について、生徒や保護者等に対して周知を行う。

なお、被災した世帯の生徒が県立高等学校の専攻科に在籍している場合は、関係学校長は必要に応じ、県教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じる。

県立短期大学生の保護者又は当該学生が被害を受け、授業料の減免が必要であると認められる場合は、知事が授業料の減免の措置を講じる。また、県内の私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け授業料の減免が必要であると認められる場合は、県は、学校法人が軽減した額について一部の補助を行う。

10 関係帳簿の整備

文教対策の実施に際しては、次の帳簿に所要事項を記録整備するものとする。

- (1) 学用品（購入）配分計画表
- (2) 学用品交付簿
- (3) 学用品出納に関する帳簿
- (4) その他必要な帳簿

11 災害救助法の基準

災害救助法による基準は、第3章第2節「災害救助法の適用及び運用計画」を参照

※ 災害救助法という学用品

- (1) 教科書

文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書

- (2) 教材

① 準教科書については、市教育委員会の承認を受けているもの

② 準教科書については、市教育委員会に届出のあるものでワークブックのほか該当教科書に適した一般補充問題集等

- (3) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

- (4) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

(1)から(4)までの品目は、必ずこのとおり給与しなければならないものではなく、各児童生徒の被災状況、程度等実情に応じて特定の品目に重点をおいてもよい。

12 文化財の保護

- (1) 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防局へ通報するとともに、災害の拡大防止に努めなければならない。

- (2) 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財については市教育委員会へ、県指定の文化財については、市教育委員会を通じて県教育委員会へ、国指定の文化財については、市教育委員会及び県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

- (3) 関係機関との協力

所有者及び管理者は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、関係機関と協力して応急措置を講じる。

13 市立の幼稚園・保育所等の対策

市立幼稚園及び保育所等は、小学校、中学校の対策に準じる。

第22節 労務供給計画

この計画は、災害対策に必要な労務者及び技術者等の動員を円滑に行い、災害対策の万全を期するものである。

1 実施責任者

- (1) 市長は、労務者及び技術者等の動員雇用を行う。
- (2) 鹿児島公共職業安定所長は、防災関係機関の要請により、労務者の紹介あっせんを行う。
- (3) 防災関係機関等の長は、自己の災害対策に支障を及ぼさない範囲で、技術者等を派遣して応援を実施する。
市における担当は、人事班とする。

2 労務者等確保順位

労務者等の確保は、おおむね次により行う。

- (1) 防災関係機関の常備労務者及び関係業者の労務者の動員
- (2) 鹿児島公共職業安定所の紹介あっせんによる労務者の動員
- (3) 防災関係機関等の応援派遣による技術者等の動員
- (4) 緊急時において、従事命令等による労務者等の強制動員

3 公共職業安定所の労務者紹介あっせん

(1) 労務者供給手続

市長は、2 (1)による自らの労務者確保が困難な場合は、鹿児島公共職業安定所長に次の事項を明示して、必要な労務者の紹介あっせんに要請するものとする。

- | | |
|----------|------------|
| ① 必要労務者数 | ⑥ 作業場所の所在 |
| ② 作業の内容 | ⑦ 残業の有無 |
| ③ 作業実施期間 | ⑧ 労務者の輸送方針 |
| ④ 賃金の額 | ⑨ その他必要な事項 |
| ⑤ 労働時間 | |

(2) 賃金の額

市が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種の職種に支払われる額とする。

(3) 供給可能労務者推定数の把握

鹿児島公共職業安定所長は、災害時における労務者のあっせん可能数について、かねてから把握しておくものとする。

4 応援要請による技術者等の動員

防災関係機関等は、2 (1)による自らの技術者等確保が困難な場合は、次の事項を明示して、他の防災関係機関等に必要な技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図るものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする時間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員等の派遣について必要な事項

5 従事命令等による労働力の確保

災害応急対策の緊急実施のため2 (1)～(3)の手段による労務者等の確保が困難な場合は、各法律に基づく次の強制命令執行により労務者等の確保を図るものとする。

(1) 命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	〃	水防法第9条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害救助作業	〃	災害救助法第24条	知事
	協力命令	〃 第25条	〃
災害応急対策作業 (災害救助法による救助を除く)	従事命令	災害対策基本法第71条	〃
	協力命令	〃	〃
災害応急対策作業 (全 般)	従事命令	〃 第65条第1項	市町村長
		〃 第65条第2項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法第4条	警察官

(2) 命令対象者

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場附近に在る者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 6 鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者

命 令 区 分	従 事 対 象 者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市町村長、警察官 海上保安官の従事命令)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般 (警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場所に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

(3) 従事命令等の執行

- ① 知事の従事命令執行は、次の方法による。
 - ア 災害救助法が適用されたとき……同法に基づく従事命令（県危機管理課）
 - イ 災害救助法が適用されないとき……災害対策基本法に基づく従事命令（県危機管理課）
- ② 知事（知事が市町村長に権限を委任した場合の市町村長を含む。）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付するものとする。
- ③ 知事以外の従事命令等発令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第 2 3 節 民間団体協力要請計画

本計画は、災害の規模が大きく対策要員に不足を生ずるときは、災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体へ協力を要請するものである。

1 実施責任者

民間団体に対する協力の要請は市長が行う。担当は救助班とする。

2 協力の要請

(1) 協力要請対象団体

- ① 女性団体
- ② 青年団体
- ③ 企業等
- ④ その他各種ボランティア団体等

(2) 要請方法

救助班長は、協力に要する業務に適する団体の長に対し、次の事項を明示して、協力を要請するものとする。

- ① 業務の内容 ② 場所 ③ 期間 ④ 必要人員数 ⑤ その他必要な事項

(3) 協力を要請する業務の内容

- ① 災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
- ② 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
- ③ 被災者に対する炊出し、給水の奉仕

- ④ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
- ⑤ 関係機関の行う被害調査、情報伝達の奉仕
- ⑥ 高齢者及び障害者等自力で復旧が困難な被災者に対する居室等の復旧の奉仕

3 ボランティアの受入れ、支援体制

(1) ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、市・県社会福祉協議会と連携し、ボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、関係団体との連携を密にしながら、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア活動の第一線の拠点として被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

(3) ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、市社会福祉協議会ボランティアセンターがボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介・加入の促進に努める。

4 外国からの応援の受入れ

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、作成する受入れ計画に基づいて県が受け入れる活動に対して、その応援活動が円滑に実施できるよう、鹿児島市国際交流財団等から通訳ボランティアを確保するとともに、関係課及び市社会福祉協議会等と連携を図りながら、食事、宿泊等の手配を行う際に通訳などの支援を行うものとする。

第24節 相互応援協力計画

大災害が発生した場合、被害が拡大し、市単独では対処することが困難な事態が予想される。

本計画は、各関係機関とあらかじめ十分に協議のうえ、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には、相互に協力して円滑な応急対策活動を実施するものである。

1 災害情報・被害情報の収集・分析

(1) 情報の収集

各対策部は、災害対策本部に集約された以下の情報の収集に努める。

- | |
|---|
| ア 倒壊家屋件数
イ 出火件数、又は出火状況
ウ 人的被害状況
エ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等） |
|---|

(2) 情報の分析・検討

各対策部は、収集した情報の分析を行い、不足している物資、人員、施設等、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討し、必要と判断した場合は、企画財政対策部受援班（以下「受援班」という。）に検討結果を報告する。

（応援要請先一覧）

- ア 隣接市町村
- イ 本市を所管する鹿児島県災害対策支部（受援調整担当）又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）
- ウ 鹿児島県災害対策本部（受援調整グループ）又は危機管理課（以下「県本部等」という。）
- エ 本市を所管する指定行政機関及び指定地方行政機関
- オ 本市を所管する指定公共機関及び市内の指定地方公共機関
- カ 県内消防団体
- キ 県外消防団体
- ク 消防庁（緊急消防援助隊）
- ケ 市内の民間団体
- コ 協定のある県外市区町村（九州市長会構成市・中核市・渋谷区・大垣市・磐田市等）
- サ コ以外の市区町村
- シ その他の国の機関
- ス その他の公的防災関係機関

※ア～ウに関しては「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づくもの

(3) 検討結果の報告

受援班は、応援を必要とする対策部の検討結果について本部会議に報告するものとする。

なお、必要に応じて、受援調整会議（受援班、本部総括班、救援物資受付班、人事班、その他関係班で構成）を開催し、内容等について協議することができる。

2 応援の受入体制の確立

(1) 応援要請の決定

- ① 受援班は、全体調整の必要に応じて受援調整会議を開催・運営する。
- ② 本部会議は、受援調整会議での検討結果に基づいて、隣接市町村等への応援要請を決定する。

(2) 応援要請の際の留意事項

応援の要請を決定した場合、応援を必要とする対策部と受援班は、以下の点について留意し、必要があれば協議する。

- ア 応援受入れルート
- イ 応援隊の職種、人員、派遣場所、派遣期間、活動内容、宿泊・給食等
- ウ 応援物資等の品目、数量、搬入場所、搬入期間
- エ 施設利用の提供を受けるにあたっては、利用の詳細
- オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保
- カ その他必要な事項

(3) 応援要請の連絡

- ① 受援班が主体となり、災害対応業務を担当する各班と連携し、要請先に応援要請の連絡を行う。ただし、必要に応じて県との調整を行う。（※(4)参照）
- ② 応援要請の際には上記(2)の内容も併せて伝える。
- ③ 受援班は、関係対策部等へ応援要請を行った旨連絡する。

(4) 県との調整

発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、本市を所管する県支部等での対応が可能と考えられる場合は、当該県支部等に、被災の状況によっては、県本部等に直接応援要請を行い、県内市町村の相互応援の調整を要請する。また、必要に応じて県外の防災関係機関等からの応援についても要請する。

(5) 国等との調整

国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、県災害対策本部とともに必要な調整を行うものとする。

(6) 受援計画の策定

災害時における受援計画については、「鹿児島市災害時業務継続及び受援計画」に定める。

3 職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

国、県若しくは市区町村への職員の派遣要請と派遣あっせんの要請については、以下によるものとし、人事班、受援班が担当する。

(1) 国の職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣要請・派遣あっせんの要請は、各々災害対策基本法第29条、第30条の規定に基づく。

(2) 県及び県内市町村・九州市長会構成市・中核市・東京都渋谷区・大垣市・磐田市等に対する職員の派遣要請は、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」、「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「中核市災害時相互応援に関する協定」、「鹿児島市及び渋谷区災害時相互応援に関する協定」、「鹿児島市及び大垣市災害時相互応援に関する協定」、「鹿児島市及び磐田市災害時相互応援に関する協定」、「龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定」に基づく。

(3) その他の市町村職員に対する職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

地方自治法第 252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づく。

4 市内所在機関相互の応援協力

市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害時は、市が実施する応急措置について応援協力するものとする。

5 消防機関の応援

(1) 本市と他の市町等の消防相互応援協定による応援

本市の消防体制では対応することが困難な大地震が発生した場合は、「鹿児島市と他の市町等の消防相互応援協定」に基づき迅速に応援を要請する。

(2) 鹿児島県内消防相互応援協定による応援

隣接市町等の消防力（鹿児島市と他の市町等の消防相互応援協定による応援）を結集しても災害の防ぎよが困難な場合、「鹿児島県内消防相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

(3) 緊急消防援助隊等による応援

県内の消防力を結集しても災害の防御が困難な場合、緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が所有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

第25節 自衛隊派遣要請計画

大規模災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。本計画は、災害に際し人命、財産の保護のため、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請の要求及び受入れに関する事項を定め、もって自衛隊の効率的かつ迅速な活動を期するものである。

1 自衛隊の災害派遣要請の方法

(1) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- ① 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ② 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ③ 災害時で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ④ 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- ⑤ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- ⑥ 災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- ⑦ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 災害派遣要請の手続き

① 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の要請要求により行う。

② 要請手続き

知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

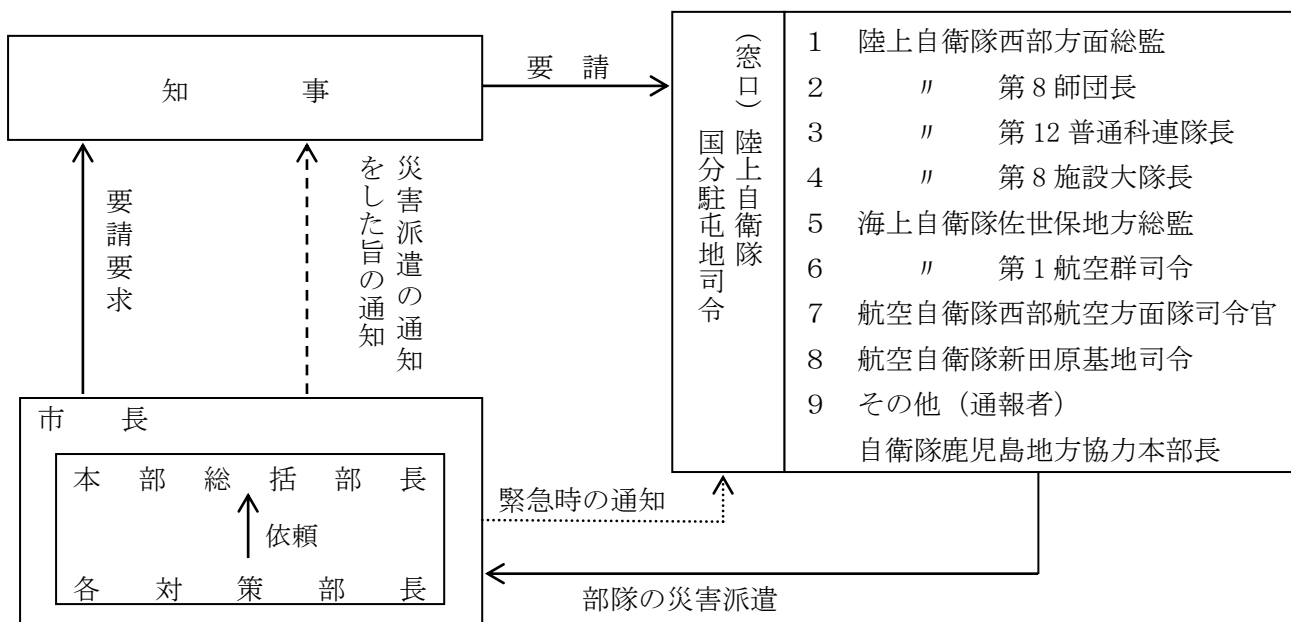
ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

自衛隊派遣要請系統



③ 要請要求文書のあて先

要請要求文書のあて先は、基本的に県知事（危機管理防災局長事務取扱）であるが、知事に要求するいとまがないときは、直接国分駐屯地司令に被害状況を通知する。

(3) 知事への災害派遣要請の要求

① 災害派遣要請の要求要領

市長が行う自衛隊の災害派遣の要請要求及び自衛隊に対する通知についての担当は、本部総括部長とする。

本部総括部長は、各部長から要請依頼を受けたとき又は自己の判断により自衛隊派遣の必要を認めたときは、市長の指示を受け、派遣部隊の活動内容に応じ、次の事項を明らかにした文書による要請要求を行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

② 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要求するいとまがないとき若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に被害状況を通知し、知事にその旨を通知するものとする。

ただし、事後、速やかに知事に対し正式な要請要求を行うものとする。

※自衛隊の連絡場所【資料編資料第60・I-119】

③ 災害派遣に関する各対策部ごとの連絡調整先

災害派遣に関する各対策部ごとの連絡調整先は【資料編資料第61】のとおりである。

※各対策部ごとの連絡調整先【資料編資料第61・I-120】

(4) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

自衛隊は、知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知するものとする。

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長と協議して行う。

2 自衛隊の災害派遣活動

(1) 自衛隊との連絡

① 情報の交換

災害時、市災害対策本部は各種情報を迅速、的確に把握し、県及び自衛隊と絶えず情報の交換を行うものとする。

② 自衛隊における関係機関との連絡

陸上自衛隊国分駐屯地司令は、災害発生が予想される段階に至ったとき又は災害発生後において、県庁及び県の各合同庁舎総務事務所等に部隊を派遣し、情報の収集及び各機関との連絡に当たり、自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣の実施を期する。

(2) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。

水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、防疫、 病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急 輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴の支援を行う。
救助物資の無償貸付 又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付け又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び 除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- ① 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害時において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通報する。なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）

イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）

ウ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。（災害対策基本法第65条第3項）

- ② 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。（災害対策基本法第76条の3第3項）この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

3 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

(1) 派遣部隊の受入体制

災害派遣部隊の受入れ措置について総務対策部長及び関係対策部長は、派遣部隊との緊密な連携のもとに、次の措置を実施するものとする。

- ① 総務対策部長は、関係対策部長と協議し派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に、駐車場について留意する。（土地の面積、出入りの便を考慮）
- ② 本部総括部長は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- ③ 本部総括部長は、災害地における作業等に関しては、県及び自衛隊指揮官との間で十分協議し、決定する。
- ④ その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意するものとする。

(2) 使用機材の準備

- ① 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- ② 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて県及び市において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを県及び市に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて、県及び市は出来る限り返品又は代品弁償しなければならない。
- ③ 使用機材の準備については、以上のほか、現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため、できる限り事前に、受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して、所要の協定を行うものとする。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- ① 派遣部隊が救助活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ 派遣部隊の救助活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊の装備にかかるものを除く）
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市

町村が協議する。

(4) 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる人員又は物資の輸送が考えられるので、ヘリコプター発着場の条件に基づきヘリコプター発着予定地を選定しておき、災害の程度及び場所により適宜設置するものとする。

※ヘリコプター発着場の条件【資料編資料第62・I-121】

第26節 要配慮者への緊急支援計画

災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者等の要配慮者が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

本計画は、要配慮者に対する避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行い、もって災害時の要配慮者対策の充実を図るものである。

1 社会福祉施設等に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保

- ① 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- ② 県及び市は、状況に応じ、施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させることを検討するものとする。

(2) 県及び市への応援要請等

- ① 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県及び市に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請することができるものとする。
- ② 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

(3) 市の支援活動

市長は、社会福祉施設等を支援するため、状況に応じ、以下の事項について実施するよう努めるものとする。

- ① ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請すること。
- ② ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずること。
- ③ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。

2 高齢者及び障害者に係る対策

市は、以下の点に留意しながら、高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 自主防災組織や町内会等地域住民からの通報等により、被災した高齢者及び障害者の把握に努める。
- (2) 掲示板、広報紙及び報道その他伝達可能な媒体を利用して、被災した高齢者及び障害者に対し、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

- (3) ボランティアや地域住民等との連携、実態調査等を行い、避難所や在宅の高齢者及び障害者のニーズを掌握し、必要な措置を講ずる。
- (4) 高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

3 児童に係る対策

(1) 要保護児童の把握等

孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。また、孤児、遺児については、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、年金事務所における遺族年金の早期支給手続を行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

(2) 児童のメンタルヘルスの実施

保健所では、被災児童の精神的不安定に対応するため、精神保健福祉相談や電話相談を行うなどの相談体制を確立する。

(3) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行うよう努めるものとする。

4 観光客及び外国人に係る対策

(1) 観光客の安全確保

観光対策部は、観光案内所や観光ホームページ等を通し、速やかに情報を発信するとともに、必要に応じて観光施設の閉鎖等の対応を迅速に行う。

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導や宿泊予定者等への連絡を行い、安全確保に努める。

また、消防対策部は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、輸送活動について、輸送班と連携を図り迅速かつ的確に行う。

(2) 外国人の安全確保

① 外国人への情報提供

ライフライン等の復旧状況、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報をホームページ等にやさしい日本語や多言語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

② 災害時多言語支援センターの設置

大規模災害時に災害時多言語支援センターを設置し、やさしい日本語や多言語による災害関連情報を提供するとともに、外国人被災者のニーズを把握し、相談対応等の支援活動を行う。

5 帰宅困難者に係る対策

(1) 市民等への啓発

市は、市民・民間事業者等に対して、帰宅困難な状況になった場合は、「むやみに移動を

開始しない」という基本原則を広報等で周知する。

(2) 一時滞在施設等の確保等

県及び市は、互いに協力して一時滞在施設（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者の受入を行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

① 一時滞在施設

ア 施設の確保

- ・ 市は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の開設

- ・ 市は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。
- ・ 県及び市は、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

ウ 情報提供

- ・ 市は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。
- ・ 県及び市は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。
- ・ 県及び市は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は、互いに情報提供する。

② 帰宅支援ステーション

ア 施設の確保

- ・ 市は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を県と締結するよう要請する。

イ 施設の設置

- ・ 市は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。

ウ 情報提供

- ・ 県及び市は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。

(3) 公共交通機関に関する情報提供

市は、県より入手した公共交通機関の状況に関する情報について、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

(4) 避難所の案内

県及び市は、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、市が開設する最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

第 2 7 節 農作物対策計画

本計画は、農作物の災害時における応急措置、事後措置並びに病虫害防除に関する対策を定めるものである。

1 実施責任者

市長は、災害による農作物の被害の拡大を防除するための応急対策として、被災農家に対して次の措置等を講ずるよう実施の指導に当たるものとする。担当は生産流通班とする。

2 水稻対策

(1) 応急措置

① 風害

ア 完熟期に近いもので倒伏している稲は早めに刈り取り架け干するか脱穀して乾燥する。

イ 完熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は一時落水して、丁寧に引き起こして4〜5株を緩く結束する。結束が終わったらたん水し、できるだけ水を溜める。

ウ 登熟期中の早期落水は、稈を弱めて倒伏しやすくなるので、機械利用に差し支えないかぎり、落水期を遅らせる。

エ 深水にして風による倒伏を軽減する。

② 水害

ア 冠浸水した水田は早急に排水し、用水路を整備し、清水を入れる。

イ 植付初期から分けつ期の稲はできるだけ浅水にする。

ウ 完熟期に近い稲で雨が続き穂発芽のおそれがある場合、刈り取って脱穀し、乾燥する。

③ 干害

ア 干害のおそれの出た時点で計画配水方法を徹底する。

イ 漏水を防止し、また降水を十分活用できるように注意する。

(2) 事後措置

① 風害

ア 病虫害の発生に注意し、防除に努める。

② 水害

ア 植付直後のもので枯死が予想される場合、予備苗を（普通期7月20日まで）植え付ける。

イ 水害で水路が決壊、埋没した場合は直ちに補修する。

③ 干害

ア 生育期の用水の必要程度に応じて、配水を徹底する。

イ 旱ばつが解消した後は、病虫害の発生に注意し、防除に努めるとともに、追肥等必要な管理作業を急ぐ。

ウ 水稻が回復不可能な場合は、代替作を検討する。

3 野菜、花き花木対策

(1) 応急措置

① 風害

- ア 施設ハウスは、杭の補強とハウスバンドの絞め直しを行い、被覆資材の破れた箇所は補修し、ハウス全体をしっかりと固定する。
- イ 被覆資材を剥ぎ取り、防風ネット等でべた掛けを行い保護に努める。
- ウ 草丈の低い作物は土寄せする。
- エ 可能な限り防風ネットで被覆する。

② 水害

- ア 早急に排水する。
- イ 滞水、冠水した場合は泥を洗い落とす。
- ウ 薬剤散布、土壌灌注を行う。
- エ 収穫見込みのあるものは収穫する。
- オ 回復の可能性があれば摘果するなど株の負担を減ずる。

③ 干害

- ア できる限りかん水する。
- イ 土の表面を軽く中耕する。
- ウ 敷ワラ、マルチを行う。

④ 降灰被害

- ア 被覆資材、トンネル及び作物の灰を水で洗い流す。
- イ 水のない場所での作物及び被覆施設は灰を払い落とす。

(2) 事後措置

① 風害

- ア 薬剤散布を行う。
- イ 泥の付いたものは水洗いする。
- ウ 倒れた作物は起こす。
- エ 欠株は補植する。
- オ 速効性肥料を追肥する。
- カ 被害が大きい時は代替作物をは種する。
- キ 再生可能な作物は被害葉の摘除を行う。果実は摘果する。

② 水害

- ア 葉面散布など速効性肥料を追肥する。
- イ 土寄せ、中耕を行う。
- ウ 薬剤散布、土壌灌注を行う。
- エ 著しい品質の低下又は回復の見込みがないものは播き直し、代替作物の作付けを行う。

③ 干害

- ア 回復の見込みがあるものは、かん水に努める。
- イ 著しい品質の低下又は回復の見込みがないものは播き直し、代替作物の作付けを行う。

④ 降灰被害

- ア 収穫物の灰を洗い落とす。
- イ 被覆資材の劣化に応じて取り替える。
- ウ ハウスの被覆資材や鉄骨を洗浄する。
- エ 有機物や石灰施用を行い、土壌の改良を行う。
- オ 追肥、中耕を行い、樹勢の回復を図る。
- カ 著しい品質の低下又は回復の見込みがないものは播き直し、代替作物の作付けを行う。

4 果樹対策

(1) 応急措置

① 風害

- ア 倒伏樹は早く起こし、支柱を立てて誘引、結束する。
- イ 枝が折れたり、裂けた場合は切り返して、切り口に保護剤を塗る。
- ウ 主要病害の予防散布を行う。
- エ 潮風を受けた時は6時間以内に 1.5 t /10a以上の水で洗う。

② 水害

- ア 極力排水を図る。
- イ 倒伏時は速やかに起こし、支柱を立てて固定する。
- ウ 主要病害の予防散布を行う。

③ 干害

- ア 樹冠下を重点に数ヵ所スポットかん水を行う。
- イ 草生園は草刈りを行い、敷草による水分蒸散を防ぐ。

④ 降灰被害

樹体に積もった灰を払い落とす。

(2) 事後措置

① 風害

- ア 落葉した成樹では、日焼け防止対策を行う。
- イ 潮風で落葉した場合、枝を除去せずに萌芽を待つ。
- ウ 落葉後に発生した夏秋梢は、アブラムシ、ハモグリガやかいよう病の防除を徹底する。
- エ 冬期は寒害を受けやすいので、被覆資材等で防寒を行う。

② 水害

- ア 土壌流出で根が露出した樹は、乾燥しないように客土か覆土を行う。また、流入土砂の除去を行う。
- イ 枝幹病害のり病が予想されるので、防除を急ぐ。

③ 干害

できる限りかん水する。

④ 降灰被害

- ア 有機物や石灰施用を行い、土壌の改良を行う。

- イ 大量の降灰は努めて園外へ排出する。
- ウ 再発芽する新葉の健全な展葉を促し、以後の光合成転流を図る。

5 茶対策

(1) 応急措置

① 風害

幼木園で強風により株元に穴ができた場合には、早急に土寄せし、株元周囲を踏み固める。

② 水害

ア 表土が流失し、根部が露出したものは、速やかに土寄せする。

イ 中耕を行い、土壌を柔らかくする。

ウ 病虫害防除に努める。

③ 干害

ア かん水に努める。

イ 樹勢回復のため施肥は液肥で行う。

ウ 病虫害防除、特にカンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマ等の発生に注意する。

④ 寒害（凍霜害）

明らかに製品に被害葉が混入する場合のみ整枝を行う。

⑤ 降灰被害

灰が付着していると思われる茶葉は、摘採前又は製茶前に必ず水洗（洗浄）後、灰が残っていないことを確認してから製造する。

(2) 事後措置

① 寒害（凍霜害）

ア 凍霜害が甚だしい場所においては晩生品種へ改植を行う。

イ 防霜施設等の整備を行う（防霜ファン、被覆資材、水利用施設）。

6 飼料作物対策

(1) 応急措置

① 風害

倒伏しやすいトウモロコシ等は早めに刈り取る。

② 水害

ア 水田、低湿地では、圃場の排水を図る。

イ は種直後、長時間冠水した飼料作物は、種子の播き直しをする。

③ 干害

ア 生育中の青刈り類には炎天下を避けて畦間かんがいする。

イ 水の少ない所では、地表浅耕により水分の蒸散を抑制する。

④ 降灰被害

ア 発芽～生育初期に降灰被害を受けた場合は有機物や石灰施用を行い、播き直す。

イ 降灰直後の給与は控える。

- ウ かんがい施設があれば、散水により灰を洗い落とす。
- エ サイレージにする場合は、予乾により灰の脱落が期待できる。

(2) 事後措置

① 風害

- ア 倒伏した青刈り類は、刈り取ってサイロに詰め込むか、干し草にして貯蔵する。
- イ 根菜類で風傷みを受けた場合、時期が早ければ播き直しを行う。

② 水害

圃場の排水を行い、根腐れや軟腐病の防除に努める。

③ 干害

- ア 牧草地では過放牧や過度の刈取りを避ける。
- イ 雨がくるまで、多量の追肥は避ける。

④ 降灰被害

降灰の付着が多い青刈り、牧草類はよく落としてから与える。

7 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりとする。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、鹿児島市農林水産部、農業関係試験場及び病虫害防除所と緊密な連携のもとに、鹿児島市園芸作物振興協議会を中心に、的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとする。

(2) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ突発的に発生する病虫害については、集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ一斉防除に努める。

第28節 義援金・義援物資等の取扱計画

災害時には、市内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

本計画は、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に分配するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努め、もって被災者の生活の支援を図るものである。

1 義援物資等の募集

被害の程度や被災地の状況等を考慮し、義援金・義援物資の募集を行う。

2 義援物資等の保管

市に送付された被災者に対する義援金・義援物資は、義援金受付班・救援物資受付班で受け付け記録したのち、救助班において保管する。

3 義援金の配分

義援金受付班において受け付けられた義援金は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、被害の程度、対象者などを考慮のうえ、公平かつ円滑に配分を行う。

4 義援物資の取扱方針

- (1) 市は、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れを調整する。
- (2) 市は、義援物資の受入れ、仕分け、配送に関して、必要に応じて日本赤十字社鹿児島県支部、市社会福祉協議会、その他防災関係機関やボランティアの協力を得る。

5 義援物資の取扱方法

- (1) 義援物資の取扱いに関する広報
 - ① 受け付ける品目、送付場所等の決定
救助班、各支所及び避難所班等からの報告により、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入品目、送付場所を決定する。
 - ② 受け付ける品目、送付場所等の広報
広報班は、救助班が①で決定した事項を、報道機関を通じて広報する。
- (2) 義援物資の配分
義援物資の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により計画配分するものとする。

第29節 消防計画

大火災の防ぎょについては、市消防計画に基づき、消防対策部が行う。
消防計画は、次の事項について定めるものとする。

- | | |
|-----|----------------|
| 第1 | 総則 |
| 第2 | 組織計画 |
| 第3 | 出動計画 |
| 第4 | 災害予防計画 |
| 第5 | 警報等発令伝達等計画 |
| 第6 | 災害情報等収集報告・広報計画 |
| 第7 | 非常招集計画 |
| 第8 | 火災等消防活動計画 |
| 第9 | 救助・救急計画 |
| 第10 | 消防警備調査等計画 |
| 第11 | 通常警備計画 |
| 第12 | 非常警備計画 |
| 第13 | 教育研修・訓練等計画 |
| 第14 | 消防用資機材等整備計画 |
| 第15 | 応援協力体制計画 |

第30節 災害危険物等事前措置計画

本計画は、災害が発生するおそれがあるとき、災害危険物等に対する管理者（占有者及び所有者を含む。以下同じ）の保安措置について確認し、又は指示し、災害の発生を防止しようとするものである。

1 実施責任者

災害危険物等の保安措置に関する指示等については、市長が行う。（災害対策基本法第59条）実務は、消防対策部長及び建設対策部長が行う。

2 管理責任者

災害危険物等の管理者は、災害警報等が発令されたときは、管理する危険な設備又は物件等の保安措置について再確認し、保安についてさらに万全の措置を行うものとする。

3 市長の指示等

(1) 保安措置の確認

災害危険物等による災害が発生するおそれがあるときは、特に必要と認める災害危険物等の保安措置について確認するものとする。

(2) 保安措置の指示

(1)により災害危険物の保安措置が十分でないとき、管理者に対し、保安措置を十分とるよう指示するものとする。

この場合、特に必要があると認めるときは、警察署長及び鹿児島海上保安部長に対し、保安措置に関する指示を行うよう要請するものとする。

(3) 指示等の方法

各指示者がその組織内で編成する巡視要員等により行うものとする。

(4) 指示等の期間

災害警報発令により必要な期間行うものとする。

(5) 指示等の内容

危険物等による災害の防止に必要と認められる補修、補強、移転、除去、使用の停止、処理、整理、移動、撤去等の措置について行うものとする。

宅地造成地等

ア 台風時、降雨時には監視要員をおく。

イ 造成地内の排水溝は常に整備し、清掃する。

ウ 法面保護には十分注意し、ビニール被覆等を施し万全を期する。

エ その他臨機応変の措置

※ 災害危険物の種類は、次のとおりである。

がけ崩れのおそれのある土地、風害を起こすおそれのある広告物煙突類農業用ため池、電気関係施設、火薬類、石油、高圧ガス及び放射性物質等危険物の製造施設貯蔵所等

第 3 1 節 災害警備計画

災害警備については、鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）に定める災害警備体制により、県警察本部が行うものとする。

第 3 2 節 水防計画

水災の防ぎよについては、主として消防職員、消防団員及び市建設局職員等が、市水防計画に基づき行う。

1 水防計画は、次の事項について定めるものとする。

第1章	総則
第2章	水防組織
第3章	水防危険区域の設定
第4章	水防信号
第5章	水防施設及び器材の備蓄
第6章	水防活動
第1節	気象、水位、潮位の連絡通報並びに警戒巡視
第2節	水防出動
第3節	水防非常配備態勢
第4節	公用負担
第5節	決壊の通報並びに決壊後の処理
第6節	避難のための立退き
第7節	輸送
第8節	水防解除
第7章	防災訓練計画
第8章	その他必要とする事項
第1節	水防通信連絡
第2節	水防報告と水防記録

2 要配慮者利用施設

洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設は【資料編資料第64】のとおりである。

※洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設【資料編資料第64・I-123】

第 3 3 節 土砂災害対策計画

本計画は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、指定された区域（土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域）における土砂

災害を防止するため、土砂災害防止法第8条に基づき当該土砂災害警戒区域ごとに整備する警戒避難体制の内容について定め、住民の生命及び身体を保護するためのものである。

1 土砂災害警戒区域の概況

- (1) 指定を受けた土砂災害（特別）警戒区域は、【資料編資料第65・66】のとおりである。
これに基づく警戒体制は第3章第34節の「風水害等警戒区域及び警戒体制」に定める。

※土砂災害（特別）警戒区域数【資料編資料第65・I-141】

※土砂災害（特別）警戒区域一覧【資料編資料第66・I-142】

- (2) 土砂災害警戒区域の予想される災害
連続的降雨又は集中豪雨等による急傾斜地の崩壊、土石流の発生、これに伴う家屋の倒壊、埋没及び人的災害の発生

2 土砂災害警戒区域の情報連絡

土砂災害警戒区域の異常現象及び災害状況を迅速に把握するため、建設対策部は地元の連絡員及び消防対策部と緊密な連絡をとるものとする。

土砂災害警戒区域の情報の内容は、急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊の現象、住民及び滞在者等の数等とする。

3 雨量の測定

観測地点における雨量観測結果により、必要に応じて警戒体制をとるものとする。

※雨量観測地点【資料編資料第67・I-184】

4 土砂災害警戒区域の警戒及び巡視

- (1) 警戒及び巡視の方法

土砂災害警戒区域の警戒については消防対策部、巡視については建設対策部が当たるものとする。

なお、消防対策部における警戒体制については、第3章第34節別表の「風水害等警戒区域及び警戒体制」によるものとし、建設対策部においては、急傾斜地崩壊危険区域巡視班を編成し巡視に当たるものとする。

- (2) 警戒体制の基準雨量

	雨量の状況
第1警戒体制	・時間雨量が40mmを超えたとき又は県河川砂防情報システムの土砂災害危険度レベルがレベル3（1時間先予測雨量が基準超過）を到達した場合
第2警戒体制	・県河川砂防情報システムの土砂災害危険度レベルがレベル3を超過し、さらにレベル4（現況が基準値を超過）の超過が予想されるとき

- (3) 警戒体制の内容

- ① 第1警戒体制 危険区域の警戒巡視、住民等に対する広報を行う。
② 第2警戒体制 住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じ第

3章第6節「災害広報計画」、同第7節「避難計画」により、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

5 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設は【資料編資料第68】のとおりである。

※土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設【資料編資料第68・I-185】

6 住民への土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害防止法に基づき、県知事より指定された、土砂災害警戒区域等について、土砂災害警戒区域、避難に関する情報等を掲載したハザードマップを作成し、地区別防災研修会や市政出前トーク等、あらゆる機会を通じて住民へ周知を図る。

第34節 風水害危険箇所災害応急対策計画

本計画は、土砂災害警戒区域、宅地造成地等の風水害等警戒区域を指定するとともに、その警備体制を定めるものである。

警戒、巡視、情報の収集伝達等応急対策については、本計画によるほか、第3章第29節「消防計画」の定めるところにより行う。

※風水害等警戒区域及び警戒体制【資料編資料第69・I-190】

第35節 急傾斜地崩壊危険区域等災害応急対策計画

本計画は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域について、危険区域の警戒避難体制を定めて急傾斜地の崩壊による被害を軽減し、住民の安全を図るものである。

また、その他の危険区域についても箇所を明確にし、警戒巡視体制を定めるものである。

危険区域の総合的な災害応急対策については、第3章各節に定める計画を総合的に運用して本部総括部、健康福祉対策部、建設対策部、消防対策部、医療対策部及びその他の対策部が緊密な連携のもとに、万全を期するものとする。

1 危険区域の概況

(1) 指定危険区域の現況

指定を受けた急傾斜地崩壊危険区域及びその他の危険区域に基づく警戒体制は第3章第34節の「風水害等警戒区域及び警戒体制」に定める。

※指定を受けた急傾斜地崩壊危険区域及びその他の危険区域【資料編資料第70・I-198】

※急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧【資料編資料第71・I-199】

※急傾斜地崩壊危険箇所一覧【資料編資料第72・I-212】

※地域防災がけ崩れ対策事業実施箇所一覧【資料編資料第73・I-236】

※県単（一戸保全）事業実施箇所一覧【資料編資料第74・I-239】

※地すべり危険箇所一覧【資料編資料第75・I-241】

※土石流危険渓流一覧【資料編資料第76・I-242】

※市道危険箇所一覧【資料編資料第77・I-248】

※山地災害危険箇所一覧【資料編資料第78・I-256】

(2) 危険区域の予想される災害

連続的降雨又は集中豪雨等による急傾斜地の崩壊、これに伴う家屋の倒壊、埋没及び人的災害の発生

2 危険区域の情報連絡

風水害対策編「第3章 災害応急対策 第3.3節 土砂災害対策計画 2」に準じる。

3 雨量の測定

風水害対策編「第3章 災害応急対策 第3.3節 土砂災害対策計画 3」に準じる。

4 土砂災害警戒区域の警戒及び巡視

風水害対策編「第3章 災害応急対策 第3.3節 土砂災害対策計画 4」に準じる。

第3.6節 海上災害防止計画

本計画は、災害対策基本法第2条第1号に規定する甚大な災害が海上で発生し、又は発生のおそれがある場合、関係機関等が相互に調整し、災害応急対策の円滑な推進を図るため定めるものである。

1 防災関係機関の連携体制

海上災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、防災関係機関相互の連絡を密にし、円滑に災害対策を実施する必要があるときは、現地に現地連絡調整所を設置するとともに、現地連絡調整所に対する指示や広報・被災者対策など総合調整を実施するための連絡調整会議を設置し、防災関係機関の連絡体制を確立する。

(1) 連絡調整会議

県と第十管区海上保安本部と協議のうえ、連絡調整会議を設置する。

関係機関は、連絡調整会議に防災責任者等を派遣し、現地連絡調整所における調整事項の指示等を行い、円滑な応急対策の調整を図るものとする。

なお、設置場所は、県及び第十管区海上保安本部が協議のうえ、決定する。

(2) 現地連絡調整所

ア 設置

海上保安部等からの負傷者の状況等の情報に基づき、現場での捜索、救助・救急、医療及び消火活動等応急対策に携わる各機関の情報の共有化を図り、応急対策や広報・被災者対策を円滑に実施する必要がある場合、県及び鹿児島市が協議のうえ、鹿児島市が現地連絡調整所を設置する。

イ 運営等

現地連絡調整所の設置者、設置場所、参集機関、運営方法、応急対策等については、

鹿児島県が策定した「海上災害に伴う相互連携マニュアル」（平成18年12月策定）による。

2 関係機関

- (1) 九州運輸局鹿児島運輸支局
- (2) 自衛隊
- (3) 鹿児島県
- (4) 鹿児島市
- (5) 鹿児島市消防局
- (6) 日本赤十字社鹿児島県支部
- (7) 第十管区海上保安本部
- (8) 事故関係事業者
- (9) 医師会
- (10) 県警察
- (11) その他関係機関・団体

3 実施事項

- (1) 九州運輸局鹿児島運輸支局
 - ① 海上災害応急対策の実施（船舶・自動車運送事業者に対する救援要請等）
 - ② 調整所における調整事項の実施
 - ③ 輸送ルート調査
 - ④ 広報等
 - ⑤ その他の災害応急対策
- (2) 自衛隊
 - ① 海上災害応急対策の実施（救助、輸送（陸・海・空）等）
 - ② 自衛隊医療救護要員派遣
 - ③ 広報等
 - ④ 調整所における調整事項の実施
 - ⑤ その他の災害応急対策（災害救助物資輸送等）
- (3) 鹿児島県
 - ① 海上災害応急対策の実施（情報収集・連絡、輸送等）
 - ② 調整所における調整事項の実施
 - ③ 関係防災機関（自衛隊等）への要請
 - ④ 医師・医療機関・医薬品の確保
 - ⑤ 被災者搬送方法の確保
 - ⑥ 検疫の準備
 - ⑦ その他の災害応急対策（生活物資・医療物資）
 - ⑧ 広報等
- (4) 鹿児島市
 - ① 海上災害応急対策の実施（被災者の救助、医療、輸送、感染症予防及び保護等）

- ② 広報等
- ③ 調整所における調整事項の実施
- ④ その他の災害応急対策（医療救護所の設置、避難場所の設置、避難誘導、遺体収容所の確保）
- (5) 鹿児島市消防局
 - ① 海上災害応急対策の実施（消火、救助、救急、搬送等）
 - ② 消防車両の確保
 - ③ 救急救命士によるトリアージ
 - ④ 陸上での警戒区域の確保
 - ⑤ 広報等
 - ⑥ 行方不明者の搜索
 - ⑦ 調整所における調整事項の実施
 - ⑧ その他の災害応急対策
- (6) 日本赤十字社鹿児島県支部
 - ① 海上災害応急対策の実施（医師・看護師によるトリアージ、被災者の医療等）
 - ② 広報等
 - ③ 調整所における調整事項の実施
 - ④ その他の災害応急対策
- (7) 第十管区海上保安本部
 - ① 巡視船艇・航空機の出動及び救助活動
 - ② 緊急輸送（救助要員、医療従事者、医療物資、水等）
 - ③ 情報の収集
 - ④ 海上交通安全の確保
 - ⑤ 海上における通信の確保
 - ⑥ 海上における治安の確保
 - ⑦ 広報等
 - ⑧ 調整所における調整事項の実施
- (8) 医師会
 - ① 海上災害応急対策の実施（医療救護）
 - ② 医師・医療機関・医療資機材・医薬品の確保
 - ③ 医師によるトリアージ
 - ④ 感染防止
 - ⑤ 広報等
 - ⑥ 調整所における調整事項の実施
 - ⑦ その他の災害応急対策
- (9) 県警察
 - ① 警察用船舶による被災者の救護・搬送及び医療関係者の搬送（海）
 - ② 被災者の救護・搬送・避難誘導（陸）
 - ③ 行方不明者の搜索
 - ④ 雑踏警備

- ⑤ 交通規制
- ⑥ 広報等
- ⑦ 調整所における調整事項の実施
- ⑧ その他の災害応急対策
- (10) その他の関係機関・団体
 - ① 海上災害応急対策の実施
 - ② 調整所における調整事項の実施
 - ③ その他の災害応急対策

第 3 7 節 海上における大規模な流出油による災害対策計画

本計画は、船舶又は危険物貯蔵所等にかかる事故により、海上に大量の油が流出し、大きな災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関が連携を密にして、人命救助、消火、流出油防除、付近船舶の安全確保及び沿岸住民の被害防止等の応急対策を実施するものである。

1 通報対策

市及び鹿児島海上保安部は、船舶又は危険物貯蔵所等の事故により、海上に大量の油が流出したとき、又はその発生のおそれのある事態を発見した場合、直ちに相互に通報するものとする。

2 応急対策

大量の油が海上に流出した場合にとるべき措置は、次のとおりとする。

(1) 鹿児島海上保安部

- ① 関係機関への情報伝達及び協力要請
- ② 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づく、関係機関に対する海洋の汚染を防止するための措置要請
- ③ 遭難船舶乗組員の人命救助、被災者等の避難誘導並びに救護輸送
- ④ オイルフェンスの展張等による油の拡散防止、流出油の回収及び処理剤の散布による油の処理
- ⑤ 遭難船舶に対する損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等応急措置の指導
- ⑥ 消火作業及び延焼防止作業
- ⑦ 防災資機材の調達及び海上輸送
- ⑧ 船舶の航行の制限、禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導、在港船舶に対する移動命令及び誘導
- ⑨ 遭難船舶の破壊、油等の焼却及び現場付近の海域による財産の処分、応急非常措置

(2) 九州運輸局鹿児島運輸支局

- ① 海上輸送の調査並びに指導
- ② 船舶運航事業者に対する航海の要請

- ③ 関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
- (3) 鹿児島県
 - ① 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
 - ② 応急対策物資のあっせん、調達輸送協力
 - ③ 応援要請その他の応急措置
 - ④ その他海上保安部の行う応急対策への協力
- (4) 鹿児島県警察（鹿児島中央警察署・鹿児島南警察署）
 - ① 沿岸のパトロール、船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒、取締り
 - ② 危険防止又は民心安定のための広報活動
- (5) 鹿児島市（消防局）
 - ① 沿岸住民に対する災害情報の周知
 - ② 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置
 - ③ 沿岸及び地元海面の警戒
 - ④ 沿岸住民に対する避難の指示
 - ⑤ ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
 - ⑥ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
 - ⑦ その他海上保安部の行う応急対策への協力
- (6) 日本赤十字社鹿児島県支部
救護班を派遣して行う医療救護及びその他の業務
- (7) 事故関係企業
 - ① 海上保安部等への事故発生情報の通報
 - ② 遭難船舶乗組員の人命救助
 - ③ 遭難船舶の損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等
 - ④ オイルフェンスの展張等による油の拡散防止、流出油の回収、油処理剤の拡散による油の処理
 - ⑤ 防災資機材の調達及び輸送
- (8) その他関係機関
自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安部その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。

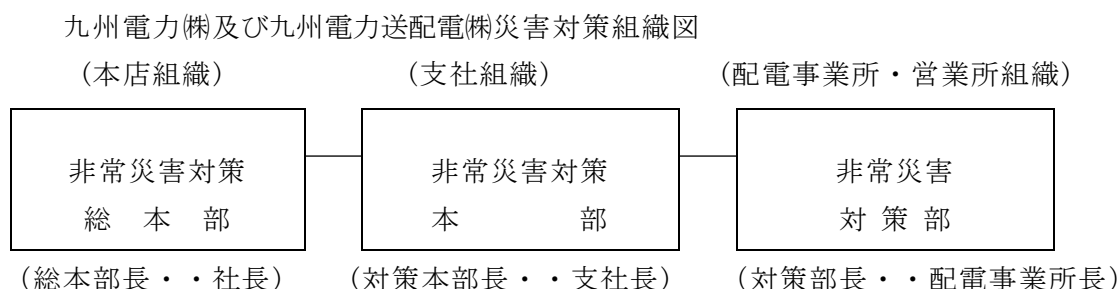
第 3 8 節 電力施設災害応急対策計画

災害時には、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、市民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が出るので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。本計画は、災害時、鹿児島市災害対策本部と九州電力送配電株式会社鹿児島配電事業所と九州電力株式会社鹿児島営業所の対策部※が情報連絡を密にして、電力施設の防護、復旧を図り、電力供給の確保を期するためのものである。

※桜島地区は、鹿屋配電事業所と営業所の対策部

1 災害対策に対する基本体制

災害時は、災害対策組織を設置し、非常災害の予防及び迅速な復旧業務の推進を図り、その万全を期する。



2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や、電力施設等の被害状況及び復旧状況等の自社被害情報を迅速、的確に把握するとともに、市その他の防災関係機関からの情報を収集するなど、自社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害時は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、自社ホームページ等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧要員・車両等の公共施設の使用

九州電力送配電株式会社鹿児島配電事業所と九州電力株式会社鹿児島営業所の対策部は、災害が特に大規模で多くの人員及び車両の応援を要する際に、復旧要員・車両等の集結基地及び宿泊施設の確保ができないときは、鹿児島市災害対策本部に対し、公共施設の使用について協力を依頼することができる。鹿児島市災害対策本部は、災害の状況及び施設使用の必要性・緊急性を考慮し、市民生活の早期復旧に特に必要があると認められるときは、施設の使用を許可するものとする。

※鹿児島市地区電力設備災害復旧に関する協定【資料編資料第140・VI-59】

5 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

6 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

7 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所及びその他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第 3 9 節 ガス施設災害応急対策計画

本計画は、ガス災害に対する一般市民の保護を主眼とし、災害時、鹿児島市災害対策本部その他関係機関と日本ガス株式会社が綿密な連絡を取り、ガスによる爆発、火災等二次災害の防止及び、拡大防止を図るために応急対策を実施するものである。

1 災害時における都市ガス施設の保安

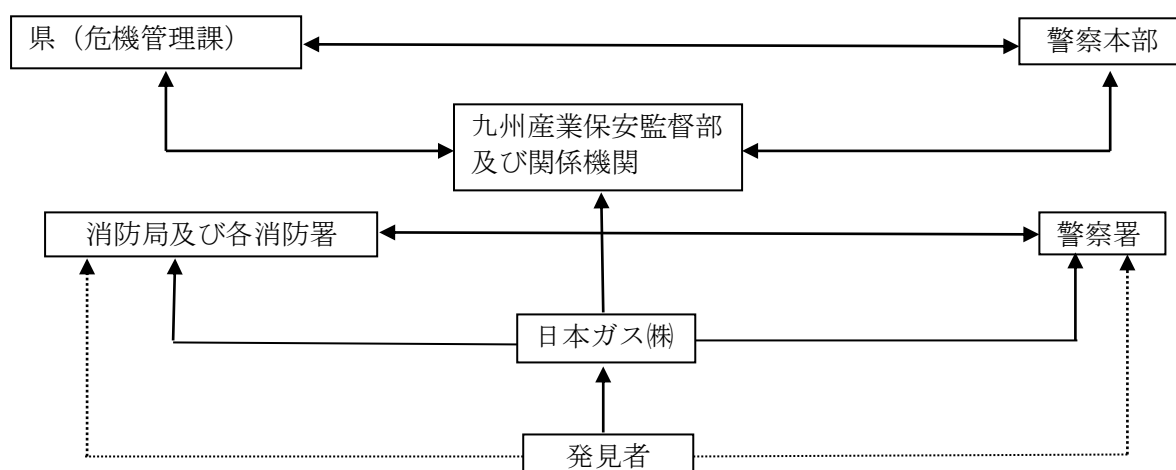
災害時は、日本ガス株式会社は直ちに社内規定に基づく災害対策組織を編成し、非常要員の待機等の体制を整えるほか、次のような保安対策を実施するものとする。

(1) 製造施設及び供給施設の巡視点検

(2) 導管工事施工時に保安を確保するため、道路管理者と綿密な連絡及び必要な措置の要請

2 緊急時の連絡通報体制

ガス災害が発生した場合の各機関の連絡通報は、次の系統図による。



3 応急対策

(1) 情報の収集

次による情報源に基づき、被害地域、被害状況などを的確に把握し、応急対策を講ずることとする。

① テレビ、ラジオによる情報

- ② 鹿児島市災害対策本部からの情報
 - ③ 消防、警察からの情報
 - ④ 工場、営業所からの情報
 - ⑤ 巡視点検員からの情報
 - ⑥ 市民からの情報
- (2) 応急処置
- 被災状況に応じ、次の応急処置を適宜実施する。
- ① 指定した次の箇所の巡視点検
 - ア 供給施設
 - イ 導管工事現場
 - ウ 他工事現場
 - ② 供給圧力操作による減圧処置
 - ③ 被災地域への供給停止処置
 - ア 各個別メーターガス栓及び引込遮断弁による停止
 - イ 遮断弁閉止又は導管切断による路線の停止
 - ウ ブロック化による地域の停止
 - エ 供給源（工場）による停止
 - ④ 危険地域の設定
 - ⑤ ガス器具の取扱いについての一般住民への広報
 - ⑥ その他必要とする応急処置

4 関係機関の応急対策

各関係機関は日本ガス株式会社及び関係機関と密接な連携を保ち、ガス災害の鎮圧に努めるほか、それぞれの所管に係る次の事項について応急対策を実施する。

- (1) 危険地域への立入禁止処置
- (2) 危険地域住民に対する避難の指示等及び誘導
- (3) 危険地域内の火気の使用禁止
- (4) 被災者の救出及び救護

5 ガスの供給再開における措置

日本ガス株式会社は、ガス施設の復旧が完了しガスの供給再開に当たっては、前記連絡通報系統図に準じて関係機関に連絡通報を行うほか、住民に対して広報車、報道機関自社ホームページ等によって安全措置を周知徹底させる。

第40節 電気通信施設災害応急対策計画

本計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、N T T西日本鹿児島支店が迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、通信の確保を図るためのものである。

1 情報の収集及び連絡

災害時は、次の情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他必要な情報

2 社外関係機関との連絡

必要に応じて、県及び市、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方郵政局、九州総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

3 警戒措置

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により、次の事項について警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策用機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

4 重要通信の疎通確保

災害が発生した場合、次により臨機に処置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧無線電話機等の運用、特設公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の処置を行う。
- (3) 非常・緊急電報は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信、消防通信、その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

5 災害救助法が適用されたときの措置

- (1) 避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- (2) 避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。（ドコモ社）

6 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(Web171)の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(Web171)」を速やかに提供する。

7 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧は、恒久的工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・的確に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、他のライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

8 災害時における広報

- (1) 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、自社ホームページ等を通じて行うほか、広報車等により、直接当該被災地に周知する。
- (3) 災害用伝言ダイヤルを提供した場合、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

第 4 1 節 その他災害応急対策に必要な事項

1 災害拡大防止に係る応急措置

甚大な災害が発生し、放置されることにより、さらに人命・財産の被害が拡大する等、いわゆる二次災害が発生するおそれがあり、かつ土地所有者等による早急の対応が困難な場合は、市長は、必要な応急措置を講ずることができる。

2 応急公用負担

(1) 物的公用負担

① 公用負担の種類と執行者

公費負担の種類	対象物	根拠法律	執行者	備 考
使用・処分・使用制限	消防対象・土地	消防法第29条第1項	消防吏員 消防団員	
一 時 使 用	土地	水防法第28条第1項	水防管理者 水防団長 消防局長	
使 用 ・ 収 用	土石、竹材その他の資材			
使 用	車両その他の運搬具器具			
保 管 命 令	必要物資の生産、集荷、配給、保管、輸送の業者	災害救助法第5条第2項災害対策基本法第78条1項	指定行政機関の長 指定地方行政機関の長	
収 用	必要な物資			
管 理	病院、診療所、助産所、旅館、飲食店	災害救助法第7条第2項災害対策基本法第71条（災害対策基本法第71条第2項）	知事 （市長）	
使 用	土地、家屋、物資			
保 管 命 令	必要物資の生産、集荷、配給、保管、輸送の業者			
収 用	必要な物資			
一 時 使 用	他人の土地、建物、その他の工作物	災害対策基本法第64条第1項	市町村長 警察官 海上保安官	
使 用 ・ 収 用	土石、竹木その他の物件			
除去その他の必要な措置	災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるもの	災害対策基本法第64条第2項		
移動その他の必要な措置	通行禁止区域等における車両その他の物件で緊急通行車両の妨害となるもの	災害対策基本法第76条の3第1項・第2項、第76条の6第3項	警察官 消防吏員 自衛官 道路管理者	

② 公用令書の様式

様式1、様式2、様式4及び様式5による。

※公用令書の様式【資料編資料第79・I-275】

(2) 人的公用負担

① 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	〃	水防法第24条	水防管理者 水防団長 消防局長
災害救助作業	〃	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	知事
災害応急対策作業 (災害救助法による救助を除く)	従事命令	災害対策基本法第71条	知事
	協力命令	〃	知事
災害対策作業応急全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官・海上保安官
		警察官職務執行法第4条	警察官

知事（知事が市町村長に権限を委任した場合の市町村長を含む）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付するものとする。知事以外の従事命令等発令権者が発令する従事命令等には令書の交付は必要としない。

② 公用令書の様式

様式3、様式4又は様式5による。

第4章 災害復旧

第1節 施設の災害復旧事業等の推進

1 基本方針

被災した各施設は、鹿児島市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を検討し、その被害程度に応じた適切な災害復旧事業計画をたて、被災施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、施設の新設又は改良を行うものとする。

特に、公共土木施設災害の復旧事業の推進については、次により実施する。

- (1) 災害の程度及び緊急の度合に応じて、中央への緊急査定あるいは本査定のため、速やかに県へ災害報告を行う。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議を行い、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施工の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお今後危惧されるものについては、その重要度により公共土木施設災害復旧事業（単独）として行うなど計画する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に対し、仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

2 計画の種別

基本方針に基づき、次にかかげる事業計画について、被害発生の都度、検討作成するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画

- ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

3 施設災害復旧に関する国の財政措置等

施設復旧に関する国や県の財政措置等を十分把握しておき、これらの特別措置等を勘案して、迅速な復旧を図るものとする。

第2節 激甚災害の指定

1 激甚災害指定の手順

- (1) 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。
- (2) 知事は、市長からの報告内容により、必要と認めた場合は、内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めた場合は、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) 中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定について閣議決定し、政令として公布する。

2 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出しなければならない。

第3節 被災者の生活確保

災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復を図るための避難所管理運営、メンタルケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

1 市民生活相談

※市民生活相談【資料編資料第80・I-278】

2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

※災害廃棄物等の処理（がれき処理）【資料編資料第81・I-278】

3 災害弔慰金等の支給

※災害弔慰金等の支給【資料編資料第82・I-279】

4 税の徴収猶予及び減免等

※税の徴収猶予及び減免等【資料編資料第83・I-284】

5 職業のあっせん等

※職業のあっせん等【資料編資料第84・I-284】

6 郵便葉書、簡易保険郵便年金等の扱い

※郵便葉書、簡易保険郵便年金等の扱い【資料編資料第85・I-285】

第4節 被災者への融資措置

1 民生関係の融資

※民生関係の融資【資料編資料第86・I-286】

2 住宅資金の融資

※住宅資金の融資【資料編資料第87・I-288】

3 農林漁業関係の融資

※農林漁業関係の融資【資料編資料第88・I-289】

4 商工業関係の融資

※商工業関係の融資【資料編資料第89・I-292】

